

第7期 第3回 横浜市子ども・子育て会議（総会）

日 時：令和7年3月28日（金）午後6時00分～

開催方法：ハイブリット開催

（横浜市庁舎18階みなど1・2・3会議室）

次 第

1 こども青少年局長あいさつ

2 報告事項

- (1) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン策定について
- (2) 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について
- (3) 横浜市社会的養育推進計画の策定について
- (4) こども誰でも通園制度について
- (5) こどもの意見を聞く取組について
- (6) 令和7年度こども青少年局予算概要
- (7) その他

=====

資料1 第7期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿

資料2 第7期横浜市子ども・子育て会議 事務局名簿

資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱

資料4-1 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン策定について

資料4-2 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（概要版）

資料4-3 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（やさしい概要版）

資料5 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について

資料6 横浜市社会的養育推進計画の策定について

資料7 こども誰でも通園制度について

資料8 こどもの意見を聞く取組について

資料9 令和7年度こども青少年局予算概要

資料10 子育て応援アプリ「パマトコ」 新たなコンテンツ追加！【記者発表資料】

第7期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿

(◎:委員長 ○:副委員長)

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	青山 鉄兵 あおやま てつべい	文教大学人間科学部 准教授
2	○ 明石 要一 あかし よういち	千葉大学 名誉教授千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	石井 章仁 いしい あきひと	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
4	上岡 朋子 うえおか ともこ	横浜の子育てワイワイ会議 共同代表
5	大庭 良治 おおば りょうじ	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
6	◎ 大日向 雅美 おおひなた まさみ	恵泉女学園大学 学長
7	金井 宏之 かない ひろゆき	市民委員
8	上澤 智子 かみさわ ともこ	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
9	倉根 美帆 くらね みほ	横浜市PTA連絡協議会 副会長
10	柴田 康光 しばた やすみつ	横浜地域連合 副議長
11	清水 純也 しみず じゅんや	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
12	田中 健 たなか けん	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
13	津富 宏 つとみ ひろし	立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
14	丹羽 由貴 にわ ゆき	市民委員
15	萩原 建次郎 はぎわら けんじろう	駒澤大学総合教育研究部 教授
16	辺見 伸一 へんみ しんいち	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
17	堀 聰子 ほり さとこ	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師
18	松井 陽子 まつい ようこ	横浜商工会議所 女性会 副会長
19	三浦 尚美 みうら なおみ	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表
20	水谷 隆史 みずたに たかし	一般社団法人横浜市医師会 常任理事

第7期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿

◎:部会長 ○:職務代理者

(敬称略・50音順)

部会	氏名	所属・役職等
子育て部会	上岡 朋子 うえおかともこ	横浜の子育てワイワイ会議 共同代表
	上澤 智子 かみさわともこ	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
	柴田 康光 しばたやすみつ	横浜地域連合 副議長
	田中 健 たなかけん	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
	丹羽 由貴 にわゆき	市民委員
	◎ 堀 聰子 ほりさとこ	東京福祉大学短期大学部こども学科 専任講師
	松井 陽子 まついようこ	横浜商工会議所 女性会 副会長
	○ 水谷 隆史 みずたにたかし	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
保育・教育部会	委員	◎ 石井 章仁 いしいあきひと
		大庭 良治 おおばりょうじ
		倉根 美帆※ くらねみほ
		清水 純也 しみずじゅんや
	臨時委員	稻田 遼太 いなだりょうた
		大澤 洋美 おおさわひろみ
		尾木 まり おぎまり
		斎田 裕史 さいたひろし
		森 佳代子 もりかよこ
		○ 山瀬 範子 やませのりこ

部会	氏名	所属・役職等
放課後 部会	委員	○ 青山 鉄兵 あおやま てつべい 文教大学人間科学部 准教授
		○ 明石 要一 あかし よういち 千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
		かない ひろゆき 金井 宏之 市民委員
		へんみ 辺見 伸一※ へんみ しんいち 横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
		みうら 尚美 三浦 尚美 横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会 代表
	臨時 委員	かねふじ 金藤 ふゆ子 かねふじ ふゆこ 文教大学人間科学部 教授
		すずき 鈴木 裕子 すずき ゆうこ 国土館大学文学部 教授
		だかさぎ 高杉 陽子 だかさぎ ようこ 横浜市PTA連絡協議会 副会長
		ほしな 保科 優子 ほしな ゆうこ 横浜市小学校校長会 副会長
		まつもと 松本 豊 まつもと ゆたか 横浜市子ども会連絡協議会 会長
青少年 部会	委員	くらね 倉根 美帆※ くらね みほ 横浜市PTA連絡協議会 副会長
		○ 津富 宏 つとみ ひろし 立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
		○ 萩原 建次郎 はぎわら けんじろう 駒澤大学総合教育研究部 教授
		へんみ 辺見 伸一※ へんみ しんいち 横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
	臨時 委員	しまだ 島田 徳隆 しまだ のりたか NPO法人アンガージュマン・よこすか 理事長
		ひらもり 平森 義教 ひらもり よしのり 横浜市立中学校長会 生徒指導部会 副部長
		みわ 三輪 律江 みわ のりえ 横浜市立大学院都市社会文化研究科 教授
		やお 矢尾 覚史 やお さとし 神奈川県弁護士会所属弁護士
		やなだ 梁田 理恵子 やなだ りえこ 横浜市民生委員児童委員協議会 副会長
		よこた 横田 孝行 よこた たかゆき 横浜市立高等学校長会 庶務
		よこやま 横山 恵子 よこやま けいこ 横浜創英大学看護学部看護学科 教授

※で表示の委員については、複数部会へ所属

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	福嶋 誠也
部長	総務部長	武居 秀顕
	こども青少年局医務担当部長	岩田 真美
	総務部担当部長	白井 正和
	青少年部長	田口 香苗
	保育・教育部保育対策等担当部長	渡辺 将
	こども福祉保健部長	秋野 奈緒子
	こども福祉保健部担当部長	柴山 一彦
	中央児童相談所長	川尻 基晴
課長	青少年育成課長	森脇 美也子
	青少年相談センター所長	山崎 三七子
	放課後児童育成課長	河原 大
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	田村 憲一
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育給付課長	檜村 瑞光
	保育・教育認定課長	馬渕 由香
	保育対策課長	安藤 敦久
	保育対策課担当課長	須山 次郎
	保育対策課担当課長	岡崎 有希
	こども施設整備課長	野澤 裕美
	こども家庭課長	藤浪 博子
	地域子育て支援課長	五十川 聰
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥津 秀子
	地域子育て支援課医務担当課長	小川 幸
	こどもの権利擁護課長	足立 篤彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真館 裕子
	障害児福祉保健課長	高島 友子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石神 光

事務担当

企画調整課長	柿沼 千尋
企画調整課企画調整係長	宗川 淳
企画調整課担当係長	生野 元康

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号)第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
 - 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていなければ、市長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
 - 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
 - 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
 - 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

- 第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成27年3月5日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成30年8月1日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第2条第1項第1号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第2条第1項第2号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第2条第1項第1号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第2条第1項第2号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係）

（委員長又は部会長の専決事項）

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン
 (第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画)策定について

I 趣旨

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画)」について、パブリックコメントの実施結果や、横浜市子ども・子育て会議総会(令和6年12月)での議論を踏まえて、本市として7年1月に計画原案をまとめ、公表しました。

また、令和7年第1回市会定例会において計画議案を提出し、2月18日に議決されましたので、3月末までに計画冊子(全体版・概要版・やさしい版の3種)としてまとめたうえで、ホームページに公表する予定ですので、ご報告します。

2 計画策定に係る経過等

実施年月		審議内容等	
令和5年	3月 22 日	総会	第3期事業計画策定のスケジュールを報告
	6月～7月	各部会	子育て家庭を対象とした「利用ニーズ把握のための調査(以下、ニーズ調査)」(※1)に係る審議 (子育て部会1回、保育・教育部会2回、放課後部会1回、青少年部会1回)
	7月 31 日	総会	ニーズ調査に係る審議
	10月 1 日～ 10月 31 日		ニーズ調査の実施
	11月 21 日	総会	第3期事業計画策定の方向性の審議
令和6年	3月	各部会	骨子案の審議 (子育て部会、保育・教育部会、放課後部会、青少年部会各1回)
	6月 10 日	総会	骨子案及び量の見込みに用いる推計児童数についての審議
	7月～9月	各部会	素案(案)の審議 (子育て部会2回、保育・教育部会3回、放課後部会1回、青少年部会1回)
	9月 10 日	総会	素案(案)の審議
	9月 17 日		令和6年第3回市会定例会に素案の検討状況を報告
	10月 17 日～ 11月 15 日		素案に対するパブリックコメント
	12月 17 日	総会	原案(案)の審議
令和7年	1月 31 日		原案公表
	2月		令和7年第1回市会定例会において原案を説明し、議決
	3月 28 日	総会	計画策定の報告
	3月末		計画策定、公表

3 計画概要版

・別添資料4-2(概要版)、4-3(やさしい概要版)

※今後、体裁等の調整を行います。

こども、みんなが主役! よこはまわくわくプラン

2025~2029

(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画)

3月21日時点版



横浜市

- ◆本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。また、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」(ニーズ量)及び、量の見込みに対応する「確保方策」(確保量)を定めます。
- ◆第3期事業計画は、第2期事業計画までの子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画としての位置付けに加え、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に基づく「こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」としても位置付けます。
- ◆本計画の計画期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。
- ◆計画の対象は、こども基本法を踏まえて、心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。
- ◆横浜市中期計画をはじめ、こども・子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

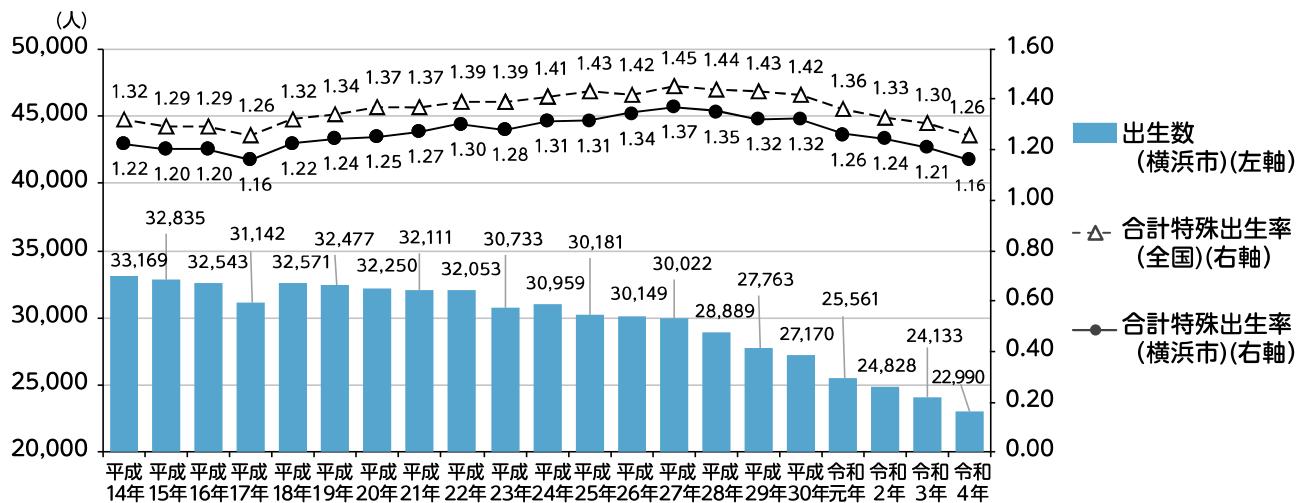
こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例と計画の位置付け

- 令和5年4月、新たに「こども基本法」が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会=「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- 令和7年4月には、「横浜市こども・子育て基本条例」が施行されます。条例では、こども・子育てについての基本理念として、「全てのおとなは、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に發揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤である」という認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組む」ことを掲げています。こども基本法に定められる市町村こども計画については、条例第8条において、「この条例を踏まえて策定することとしています。
- こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例の施行を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

法的根拠	計画の位置付け
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法／横浜市こども・子育て基本条例	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

1 人口や少子化の状況

- ◆ 本市の出生数は減少傾向にあり、2022年時点では2.3万人です。1人の女性が一生のうちに生む子どもの数の指標「合計特殊出生率」は、2022年時点で、全国が1.26であるのに対して、本市は1.16と低い水準となっています。



(出典) 横浜市「横浜市統計書」、厚生労働省「人口動態統計」

2 こども・家庭の状況

- ◆ 未就学児のいる世帯では、父母共に就労している共働き世帯の割合は69%に上昇しています。未就労の母親は27%で、そのうち80%が就労意向があります。就業形態、働く場所や時間の多様化など、父母共に、様々な働き方のニーズへの対応が求められています。
- ◆ 2023年度に教育・保育事業を利用している割合は0歳児は27%、1歳児は63%、2歳児は75%に上昇しました。出産後、半年くらいまでの間に「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」があった割合は
- ◆ 72%となっています。未就学児のいる世帯では、子育てに関する困りごとは、「子どものしきり方・しつけ」が56%、「仕事との両立」が46%、「子どもの教育」が39%、「経済的な負担」が38%となっています。本市調査では、子どもを育てている現在の生活の満足度は未就学児保護者が74%、小学生保護者が61%で5年前と比較して低下しています。
- ◆ 本市調査(こども本人向けの質問)では、「建物の中で思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりができる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で思いきり遊べる場所」を求める声が多くなっています。
- ◆ 本市の児童虐待相談対応件数は2023年度で約1.4万件と増加傾向にあります。
- ◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、暴力、不登校、自殺企図、ひきこもり、無業状態、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出しています。

3 地域・社会の状況

- ◆ 本市調査によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解の促進」を挙げた人が48%となっています。
- ◆ 保護者から、子育て支援サービスの電子化等のデジタル活用のニーズがあります。
- ◆ 日本語指導が必要な児童生徒数は、2024年には約4,200人と、2014年の約3倍に増加しています。

1 目指すべき姿

全ての子どものウェルビーイングを社会全体で支え、

未来を創る子ども一人ひとりが、

自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓（ひら）く力、

共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 子どもの視点に立った支援

子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの人権と最善の利益が尊重されるよう、子どもが意見を表明する機会を確保しながら、「子どもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

2 全ての子どもへの支援

疾病や障害の有無にかかわらず子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子どもを支援する視点を持って取り組みます。

3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援

子ども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子どもの成長を長い目でとらえ、子どもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

4 子どもに内在する力を引き出す支援

子どもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を發揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にする視点を持って取り組みます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援

保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、家庭の子育て力を高めることで、妊娠、出産、子育てをする上で、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、支援する視点を持って取り組みます。

6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援

誰もが安心して出産・子育てができる、また、保護者が気持ちに余裕を持って子どもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。

7 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うと共に、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置付けを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、第3期計画では新たに2つの重点テーマを設定します。

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進します。

目指すべき姿	基本的な視点	重点テーマ／施策分野・基本施策	
		重点テーマⅠ	重点テーマⅡ
全てのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創ることで一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」	1 こどもの視点に立った支援	全てのこどものウェルビーイングを支える	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す
	2 全てのこどもへの支援		
	3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援	施策分野1 全てのこども・子育て家庭への切れ目のない支援	基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実 基本施策2 地域における子育て支援の充実 基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続 基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進 基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実
	4 こどもに内在する力を引き出す支援		
	5 家庭の子育て力を高めるための支援	施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援 基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進
	6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援		
	7 様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～	施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援	基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

背景

- ◆ 子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って表出するため、子ども・若者本人への支援に加え、保護者等を含め重層的にアプローチしていく必要があります。教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、ライフステージを通して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
- ◆ 全ての子どもが、家庭や学校以外にも、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができるよう、環境整備を進めていくことが必要です。
- ◆ 子どもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者である子ども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることやその意見の施策への反映などについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

方向性

- (1) 多機関連携による子ども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) 子どもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達の程度に応じて子どもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「子どもまんなか社会」に生かされる仕組み

アウトカム指標 ^{*1}	現状値 (R5)	目標値 (R11)
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合 ^{*2}	63%	70%
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標をもっていますか／②自分のことが好きですか／③自分には良いよいところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9% 中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上

*1 アンケート調査はあくまで回答者本人の主觀に基づくもので、ウェルビーイングの状況を把握するための1つの要素にはなりますが、これをもって子どものウェルビーイング全体を測るものではありません。子ども大綱では、子ども施策に関するデータの整備として、「子どもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める」こととされています。本市としても、国の動向を踏まえながら、より適切な指標について、引き続き研究していきます。

*2 利用者アンケートの『自分自身への変化』の項目で「自分に自信がついた」「人前で話すのが得意になった」「自分が明るくなった」「自分が何かの役に立てるのを知った」「将来や進路を考えられるようになった」と回答した若者の割合

主な事業・取組

包括的に支える地域ネットワーク	子どもの居場所・遊び場、 体験活動の充実	子どもの思いや意見を聴き、 尊重するための取組
<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センター機能の設置 ● 地域子育て相談機関の設置 ● 青少年相談センター事業 ● 困難を抱える若者に対するSNS相談事業 ● ヤングケアラー支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● こども・若者の居場所づくり ● こども・青少年の体験活動の推進 ● プレイパーク支援事業 ● 安全・安心な公園づくり ● こども食堂等の子どもの居場所づくりに対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進 ● 子どもの意見を聴く取組の推進 ● 児童相談所等の相談・支援策の充実

重点テーマⅡ

子育て家庭が実感できる 「ゆとり」を生み出す

背景

- ◆ 本市調査(未就学児保護者)で共働き世帯の割合は69%、両親共にフルタイム就労している割合は46%と共に働き世帯が増加しています。子育てをしていて感じる困りごととして、「仕事との両立」を挙げた割合は、未就学児調査で46%と、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭は少なくありません。
- ◆ 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究(ハマスタディ)」によると、本市の両親共にフルタイム勤務をしている子育て家庭について、妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています。
- ◆ 保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりをもって日々の生活を送ることは、保護者がこどもに向き合う時間を充実させることにつながり、また、保護者が子育てをするうえで、不安感や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることは、子どもの健やかな成長につながっていきます。
- ◆ 子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言え、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現していくためにも、子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

方向性

(1) 時間的負担感の軽減 (2) 精神的負担感の軽減 (3) 経済的負担感の軽減

アウトカム指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	42.5%
子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	42.5%
子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	50.6%
子育て家庭のはしり情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持てていると思う人の割合	35.9%	51.6%
子どもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	29.8%
親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができていると思う人の割合	51.3%	59.9%
「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	39.4%

※現状値は、パマトコ登録者にアンケートを行い、7つのアウトカム指標に沿った質問を行って把握しました。

主な取組内容

- 子育て応援アプリ「パマトコ」
- にもつ軽がる保育園
- 中学校給食事業
- 一時預かり事業
- 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供
- 小学生の朝の居場所づくり事業
- 商業・集客施設等での一時預かり促進事業
- こどもが楽しめる体験プログラム付き
- 一時預かり事業
- 子育てタクシー普及促進事業
- 妊産婦・子どもの健康相談事業
- 妊娠・出産相談支援事業
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- 地域子育て相談機関の設置
- こども家庭センター機能の設置
- 妊婦健康診査事業
- 妊婦等包括相談支援事業／妊娠のための支援給付
- 出産費用助成事業
- 小児医療費助成事業
- 児童手当

生まれる前から乳幼児期までの 一貫した支援の充実

- ◆ 全ての子育て家庭及び妊産婦が安心してこどもを生み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。
- ◆ 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、こどもの健やかな成長を確保するため、妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
4か月健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「4か月健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
3歳児健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「3歳児健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

主な事業・取組

- 思春期保健指導事業
- 妊娠・出産相談支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 産科・周産期医療の充実
- 小児医療費助成事業
- 妊婦等包括相談支援事業／妊婦のための支援給付
- 出産費用助成事業
- 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 産後母子ケア事業
- 産前産後ヘルパー派遣事業
- 産婦健康診査事業
- 乳幼児健康診査事業等
- 妊産婦・こどもの健康相談事業



地域における子育て支援の充実

- ◆ 安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、子どもの健やかな育ちを支える取組を進めます。
- ◆ 多様な子どもや大人との出会い、モノ・自然・絵本・場所等といった環境との関わりを通して、子どもの興味・関心に合わせた「遊びと体験」の環境と機会を提供します。

目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の環境と機会の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみで子ども・子育てを温かく見守る環境づくり

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
親子の居場所の利用を通じて、つながりをつくり、情報が得られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を利用して「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% (R10)
子育てについて不安に感じる方が減少する	「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% (R10)
子育て家庭が地域に見守られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% (R10)

主な事業・取組

- 地域子育て支援拠点事業
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出
- 地域子育て相談機関の設置
- 親と子のつどいの広場事業
- 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業
- 子育て支援者事業
未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供
- 体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの育成
- 子育て応援アプリ「パマトコ」
- 横浜子育てサポートシステム
- 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）
- こども家庭センター機能の設置
- 子育てタクシー普及促進事業



乳幼児期の保育・教育の充実と 学齢期への円滑な接続

- ◆ 「こどもの最善の利益」や「こどもまんなか社会」の視点を大切にしながら、研修の充実や公開保育への支援等を通じて保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。また、個別に支援が必要な児童に対する支援を実施するほか、保育・教育施設から学校への円滑な接続、待機児童・保留児童対策や保育士等の人材確保の取組の推進、一時預かりや病児保育等の多様なニーズに応じる環境整備を進めます。

目標・方向性

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 個別に支援が必要な児童に対する支援
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (4) 保育・幼児教育の場の確保
- (5) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (6) 多様なニーズへの対応と充実

アウトカム	指標	現状値	目標値(R11)
待機児童の解消	待機児童数	5人 (R6年4月1日)	0人
こどもたちが、自分の思いや主体性を尊重された保育・教育を受けている	保育・教育施設へのアンケートにおいて、こども一人ひとりの思いをくみ、興味関心に合わせた柔軟な保育を施設全体で実践していると回答した割合	46% (R6年度)	70%

主な事業・取組

- 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進
- 「保育・幼児教育センター（仮称）」の整備
- 保育・教育施設等における障害のあるこども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進
- 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続
- 保育・幼児教育の場の確保
- 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
- 保育・教育コンシェルジュ事業
- 保育所等の利用におけるオンライン申請の推進
- 保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援
- 将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援
- 一時預かり事業
- こども誰でも通園制度の実施
- 24時間いつでも預かり保育事業
- 商業・集客施設等での一時預かり促進事業
- こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり



学齢期から青年期までの こども・若者の育成施策の推進

- ◆ こども・若者の多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、多世代との交流促進、地域主体の取組の推進を図ります。
- ◆ こども・若者に関する施策・事業の推進に当たっては、こども・若者の主体性を尊重し、社会参画を促進していくとともに、こども・若者の声を聴く機会を設け、その意見を反映する取組を進めます。
- ◆ 放課後の時間を過ごす全ての子どもの安全・安心な居場所を確保し、更なる質の向上を図るとともに、子育て世代にゆとりを創出し、こどもと向き合う時間の充実につながるよう、「小1の壁」の解消に取り組みます。

目標・方向性

- (1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (2) いわゆる「小1の壁」の打破
- (3) こども・若者の成長を支える基盤づくり
- (4) こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
- (5) こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
クラブを利用する児童の満足度の向上	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、「クラブは楽しいですか」の項目で「楽しい」「どちらかというと楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
こども・若者が居場所を持ち、多様な体験を重ねることで自身の成長を感じることができる	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合*	63%	70%
多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、地域でこども・若者の見守りが充実している	地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財) よこはまユースが支援を行った団体数	757団体	877団体

* 利用者アンケートの『自分自身への変化』の項目で「自分に自信がついた」「人前で話すのが得意になった」「自分が明るくなった」「自分が何かの役に立てるのを知った」「将来や進路を考えられるようになった」と回答した若者の割合

主な事業・取組

- 放課後児童育成事業
- 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受け入れ推進
- 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供
- 小学生の朝の居場所づくり事業
- こども・若者の居場所づくり
- こども・青少年の体験活動の推進
- プレイパーク支援事業
- 安全・安心な公園づくり
- 子どもの文化体験推進事業
- 子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業
- 子どもアドベンチャーカレッジ事業
- 中学校給食事業
- こども食堂等の子どもの居場所づくりに対する支援
- こども・若者の意見を反映した事業の実施

障害児・医療的ケア児等への支援の充実

- ◆ 地域で必要な支援を適切な時期に受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実を図ります。将来の自立等に向けて療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実を図ります。また、入所児童の成人期の地域での生活への移行の推進を図ります。
- ◆ 医療的ケア児や重症心身障害児等の在宅生活支援や医療・福祉・教育分野の受入れ体制の充実に取り組みます。
- ◆ こどもの意見を聴く取組の推進や障害への理解促進を図ります。

目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
- (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
地域療育センターと保育所等の地域の関係機関との連携が図られている	地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496回	3,500回
保育所等に通う医療的ケア児への支援力が強化され、医療的ケア児が安心して通園できる	保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

主な事業・取組

- 地域療育センター運営事業
- 保育・教育施設等における障害のあるこども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進（再掲）
- 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進（再掲）
- 障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進
- 療育と教育との連携強化等による学齢期の障害児支援の充実
- 障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上
- 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の推進
- 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進
- メディカルショートステイ事業の推進
- 小児がん患者のがん対策の推進
- 小児慢性特定疾病対策事業
- こどもの意見を聴く取組の推進
- 市民の障害理解の促進



困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

- ◆ 困難を抱えやすいこども・若者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、各学校や地域人材との連携、地域住民への啓発などを一層推進します。また、年齢によらない切れ目のない支援や、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援を行います。
- ◆ ヤングケアラーの様々な負担の軽減や、本人やその家族を社会全体で見守り・支える環境づくりを進めます。

目標・方向性

- (1) こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実
- (3) 切れ目ない支援を実現するための関係機関等の連携

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
若者が社会参加している	青少年相談センター、 地域ユースプラザ、 若者サポートステーションの 支援による改善者数	1,539人／年	7,700人 (累計)
こども・若者の不安や悩みが 軽減している	よこはま子ども・若者相談室の 利用者アンケートで 「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラーを社会全体で 見守り、支える環境づくりが できている	ヤングケアラー支援研修等の 受講者数	998人／年	6,000人 (累計)

主な事業・取組

- 青少年相談センター事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業
- 困難を抱える若者に対するSNS相談事業
(よこはま子ども・若者相談室)
- ヤングケアラー支援事業
- こども・若者の意見を聴く取組の推進
- 不登校児童生徒支援事業
- 不登校のこども等困難を抱えやすい子どもの
居場所づくり
- 地域等と連携したいじめ等の防止
- 外国につながるこどもたちへの支援事業
- 寄り添い型生活支援事業
- 寄り添い型学習支援事業
- 放課後学び場事業
- 経済的に困難を抱える世帯への就学援助等
- 自殺対策事業



ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

- ひとり親家庭が抱える複合的な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、子育て・生活、就業、養育費確保、相談など総合的な自立支援を進めます。また、ひとり親家庭の子どもに対する直接的なサポート充実と意見表明機会の提供に取り組みます。
- DV被害者や困難を抱える女性とその子どもに対し、関係機関と連携しながら自立に向けた相談支援を実施するとともに、広報・啓発やアウトリーチの実施等により、相談につながりやすい環境づくりを進めます。

目標・方向性

- (1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- (2) ひとり親家庭の子どもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- (3) DV被害者及び困難を抱える女性、その子どもへの安全・安心の確保と自立支援
- (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親家庭が本市支援により就労に至っている	ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人／年	1,800人 (累計)
ひとり親家庭の子どもが進学や就職に向けて取り組んでいる	思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答した子どもの割合	68.1%	70.0%
DV等被害者が、適切に相談支援に繋がっている	DVに関する相談件数	4,527件	5,000件

主な事業・取組

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭自立支援給付金事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
(ひとり親サポートよこはま)
- 日常生活支援事業（ヘルパー派遣）
- 養育費確保支援事業
- 思春期・接続期支援事業
- 母子生活支援施設
- 子どもの意見を聞く取組の推進
- 住宅確保の支援
- DV被害者支援
- 女性緊急一時保護施設補助事業
- 若年女性支援モデル事業
- デートDV・DV防止事業



児童虐待防止対策と 社会的養育の推進

- ◆ 児童虐待対策を総合的に推進し、未然防止から再発防止までの支援策を強化します。
- ◆ 各区にこども家庭センター機能を設置し、包括的な相談支援を提供するとともに、児童相談所の機能を強化し、虐待の早期発見や親子関係の再構築及び支援の充実を図ります。
- ◆ 社会的養育を推進し、里親登録者の確保や施設の多機能化・高機能化を進めます。更に、子どもの意見表明の機会を確保し、権利擁護の取組を推進します。

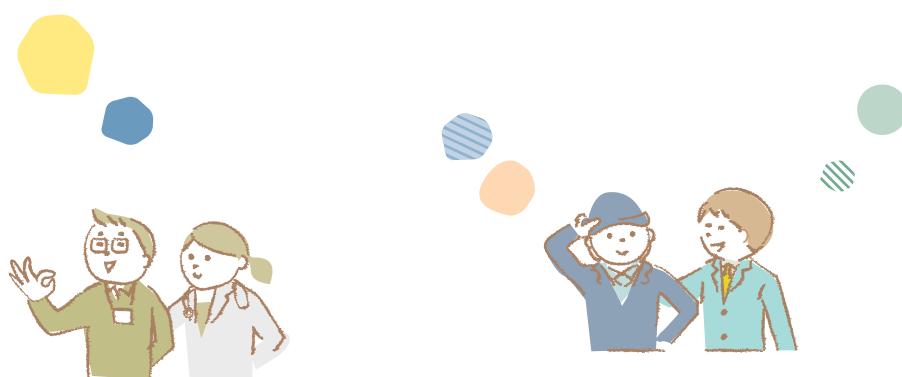
目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) 子どもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
子どもの安心安全が保障されている社会の実現（虐待死の根絶）	児童虐待による死亡者数	2人	0人
子どもと保護者の心理・社会的孤立の解消	こども家庭センター設置数	3か所 (R6)	18か所
	合同ケース会議での協議件数 (妊娠婦、こども、子育て家庭に対する一貫した支援の実施数)	—	30,000件
子どもの最善の利益を図るための家庭養育の優先	里親委託率	20.7%	36.8%
	里親登録者数	277組	430組
	ファミリーホーム設置数	8か所	9か所

主な事業・取組

- 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 妊娠・出産相談支援事業（再掲）
- こども家庭センター機能の設置（再掲）
- 学校・医療機関との連携強化
- 児童虐待防止の広報・啓発
- 養育支援家庭訪問事業
- 親子関係形成支援事業
- 児童相談所等の相談・支援策の充実
- 一貫した社会的養護体制の充実
- 里親等委託の推進
- 子育て短期支援事業
- 子どもの意見を聴く取組の推進



社会全体でこども・若者を 大切にする地域づくりの推進

- ◆ 仕事と育児等の調和が実現され、子育てを楽しみ、子どもの成長に関わることができる社会をつくるため、企業に対する支援や男性の育児等への参画の促進など、多様で柔軟な働き方と共に育てを推進します。
- ◆ こどもや子育て中の人を応援する取組が広がるよう、こどもを大切にする社会的な気運醸成に取り組むとともに、安全・安心な環境の中で子育てができるまちづくりを推進します。
- ◆ 子どもの意見を聴き、施策・事業に生かすための取組を進めます。

目標・方向性

- (1) 多様で柔軟な働き方と共に育ての推進
- (2) こどもを大切にする社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) 子どもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備されている	市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上*
こどもや子育てにやさしい地域づくりが進んでいる	子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

* 関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、令和8年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定します。

主な事業・取組

- 共に子育てをするための家事・育児支援
- 誰もが働きやすい職場環境づくりの推進
- 子育て応援アプリ「パマトコ」(再掲)
- 子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成(よこはま楽家事応援団)
- 結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供や若い世代向けのライフデザイン支援
- 福祉のまちづくり推進事業
- 地域の総合的な移動サービス検討
- 地域子育て応援マンションの認定
- 安全・安心な公園づくり(再掲)
- 読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実
- 子育て世代向け横浜の魅力PRサイト
- 地域防犯活動支援事業
- こどもの交通安全対策の推進
- よこはま学援隊事業
- 安全教育・防災対策の推進
- こどもの意見を聴く取組の推進



保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業

第5章 に関する量の見込み・確保方策

- ◆ 本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量と実施時期)を定めることとなっています。
- ◆ 令和5年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出すると共に、それに対応するための確保方策を策定します。

① 保育・教育に関する施設・事業

(単位：人)

年度	令和7年度						令和8年度					
	3号			2号	1号	3号			2号	1号		
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳		
教育・保育給付認定区分 ^{※1}	6,281	13,862	14,812	49,018	27,561	6,249	14,164	14,830	47,436	26,812		
年齢												
量の見込み												
3歳未満児の保育利用率	51.1%						52.1%					
認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園 ・企業主導型保育事業	5,620	11,961	12,941	48,996	20,561	5,583	12,182	12,943	47,415	18,748		
私学助成幼稚園					17,631						16,036	
地域型保育・横浜保育室	661	1,901	1,871	22		666	1,982	1,887	21			
計	6,281	13,862	14,812	49,018	38,192	6,249	14,164	14,830	47,436	34,784		
確保方策												

年度	令和9年度						令和10年度					
	3号			2号	1号	3号			2号	1号		
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳		
教育・保育給付認定区分 ^{※1}	6,217	14,466	14,848	45,854	26,063	6,185	14,768	14,866	44,272	25,314		
年齢												
量の見込み												
3歳未満児の保育利用率	52.0%						51.9%					
認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園 ・企業主導型保育事業	5,546	12,403	12,945	45,834	16,937	5,509	12,623	12,948	44,253	15,123		
私学助成幼稚園					14,439						12,845	
地域型保育・横浜保育室	671	2,063	1,903	20		676	2,145	1,918	19			
計	6,217	14,466	14,848	45,854	31,376	6,185	14,768	14,866	44,272	27,968		
確保方策												

年度	令和11年度							
	3号			2号	1号			
	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳			
教育・保育給付認定区分 ^{※1}	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561			
年齢								
量の見込み								
3歳未満児の保育利用率	51.7%							
認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園 ・企業主導型保育事業	5,471	12,846	12,950	42,674	13,313			
私学助成幼稚園					11,248			
地域型保育・横浜保育室	683	2,223	1,935	18				
計	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561			
確保方策								

※1 「教育・保育給付認定区分」

1号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子どもに相当するもの

2号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

3号：満3歳未満であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業	単位	上段:量の見込み、下段:確保方策					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業	延べ受診回数(回/年)	285,830 285,830	288,831 288,831	291,828 291,828	294,828 294,828	298,317 298,317	
乳児家庭全戸訪問事業	こにちは赤ちゃん訪問事業	訪問件数(件/年) 訪問率(%)	22,626 100.0% 100.0%	22,795 100.0% 100.0%	23,069 100.0% 100.0%	23,351 100.0% 100.0%	23,567 100.0% 100.0%	
産後ケア事業	産後母子ケア事業	延べ利用人数(人/年)	10,924 10,924	12,168 12,168	13,487 13,487	14,842 14,842	16,176 16,176	
子育て短期支援事業	ショートステイ	延べ受診回数(回/年)	712 712	746 746	779 779	812 812	845 845	
	トワイライトステイ	延べ受診回数(回/年)	5,134 5,134	5,285 5,285	5,436 5,436	5,587 5,587	5,738 5,738	
	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数(世帯/年)	92 92	92 92	92 92	92 92	92 92	
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	家庭訪問	訪問世帯数(世帯/年)	407 407	407 407	407 407	407 407	
		ヘルパー	延べ派遣回数(回/年)	2,225 2,225	2,232 2,232	2,231 2,231	2,237 2,237	2,240 2,240
	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(回/年)	4,313 4,313	4,607 4,607	4,902 4,902	5,195 5,195	5,490 5,490
		ヘルパー	延べ派遣回数(回/年)	8,882 8,882	9,038 9,038	9,196 9,196	9,349 9,349	9,504 9,504
	要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)	検討会議件数(件/年)	1,966 1,966	1,983 1,983	1,999 1,999	2,013 2,013	2,035 2,035	
	親子関係形成支援事業	実人数(人/年)	271 30	275 90	284 150	291 210	300 300	
		実施箇所数(か所)	30 30	30 30	30 30	30 30	30 30	
病児保育事業	病児保育事業	面談実施回数(回/年)	78,000 78,000	78,960 78,960	79,920 79,920	80,640 80,640	81,360 81,360	
利用者支援に関する事業	妊婦等包括相談支援事業	実施箇所数(か所)	28 28	28 28	28 28	28 28	28 28	
	横浜子育てパートナー	実施箇所数(か所)	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	
	保育・教育コンシェルジュ	実施箇所数(か所)	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	
	統括支援員	実施箇所数(か所)	18 6	18 18	18 18	18 18	18 18	
	母子保健コーディネーター	実施箇所数(か所)	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	
	こども支援員	実施箇所数(か所)	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)	利用者数(人/月)	3,694 3,694	3,589 3,589	3,480 3,480	3,378 3,378	3,273 3,273	
放課後児童健全育成事業	放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ	対象児童数(人) 定員数(人)	34,847 42,437	34,047 41,463	33,245 40,487	32,446 39,514	31,600 38,482	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所等子育てひろば、幼稚園等はまっ子広場等	延べ利用者数(人/年)	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878	
			61,773	65,549	69,325	73,101	76,878	
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	幼稚園での預かり保育(1号)	延べ利用者数(人/年)	184,862 184,862	191,917 191,917	198,972 198,972	206,027 206,027	213,082 213,082	
	幼稚園での預かり保育(2号)	延べ利用者数(人/年)	1,962,033 1,962,033	2,029,203 2,029,203	2,096,373 2,096,373	2,163,543 2,163,543	2,230,713 2,230,713	
	その他(保育所での一時保育、乳幼児一時預かり、親と子のつどいの広場での一時預かり、横浜子育てサポートシステム、24時間いつでも預かり保育事業(日:24時間型緊急一時保育事業)、休日一時保育)	延べ利用者数(人/年)	318,067	341,366	364,664	387,963	411,262	
			318,067	341,366	364,664	387,963	411,262	
	乳児等通園支援事業	0歳児 支援事業 (こども誰でも通園制度)	286 28	293 101	302 172	312 246	320 320	
			478 25	478 133	470 242	469 355	467 467	
			494 74	421 171	436 265	445 360	459 459	

第6章 計画の推進体制等について

1 様々な主体による計画の推進

- ◆ 本市におけるこども・子育て支援は、様々な担い手によって支えられ、様々な地域で展開されると共に、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- ◆ 本計画は素案の作成段階から、「横浜市子ども・子育て会議条例」で定める附属機関である「子ども・子育て会議」で議論を重ねてきました。また、子育て世帯やこども本人を対象としたニーズ調査の実施や、市内全区における市民意見交換会の開催などを通じて、幅広く御意見をいただきました。
- ◆ これからも「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手が、こども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携・協働し、計画を推進していきます。

2 こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

- ◆ 横浜市子ども・子育て基本条例の施行に合わせ、本市における子どもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるために必要な体制の整備を行います。
- ◆ 取組の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が、取組の目的や好事例を共有しながら、各施策の特性に合わせ、子どもの意見聴取と施策への反映を進めていくことが重要です。先進事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めています。

3 計画の点検・評価等

- ◆ 計画に定める事業・取組の内容や事業量等については、社会情勢や新たに把握したデータに基づくニーズ等を踏まえ、毎年度、必要な見直しを行います。
- ◆ 子ども・子育て会議は、こども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。引き続き計画のPDCAサイクルの確保に努め、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度の点検・評価や計画の中間見直しを実施していきます。

4 こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- ◆ 専門機関や地域資源同士が連携しながら、こども・子育て家庭を包括的に支援していくことが求められています。各区のこども家庭センターが中心となり、専門機関や地域資源同士の恒常的なつながりをより一層充実できるよう、地域資源間のネットワーク化の促進に取り組んでいきます。
- ◆ こども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成等に取り組み、支援の充実を進めています。

5 こども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- ◆ スマートフォン一つで子育てに関する手続や情報収集などが可能となる、子育て応援アプリ「パマトコ」を令和6年度にリリースしました。今後も必要な情報を必要な人に届けられるよう開発を進めています。
- ◆ こどもたち本人に対しては、市のこども・子育て支援施策に关心を持つてもらうと共に、意見を表明する機会が確保されていることなどについて周知を進めています。
- ◆ こどもまんなか社会の実現のため、こどもや子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め、行動に移していくことができるよう、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための気運の醸成に向けた情報発信・情報提供にも取り組んでいきます。



こども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン
(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画)

横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-4281 FAX 045-663-8061 Email kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html>

しゅ やく こども、みんなが主役! よこはまわくわくプラン

だい き よこはま し こ こ そだ し えん じぎょうけいかく よこはま し けいかく
第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画

がい よう ばん やさしい概要版

けいかくき かん れいわ ねんど れいわ ねんど
計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

3月21日時点版



よこはまわくわくプランは、こども・若者が主役となり、
こども・若者一人ひとりの幸せと育ちを応援するまちを
めざすために、横浜市が作る計画です。

横浜市

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

(よこはまわくわくプランは こども、みんなが主役です)

ポイント!

● こども・若者のみなさんには、一人ひとりがとても大切な存在です。

そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、
社会全体で支えていくことがとても重要です。

● 2023年から始まった「こども基本法」や、「こども大綱」は、

すべてのこどもや若者が、健やかに成長し、
幸せな生活を送ることができる社会を目指しています。

これを「こどもまんなか社会」と呼んでいます。

● 2025年4月には、新たに「横浜市こども・子育て基本条例」ができました。

この条例では、「こどもまんなか社会」を実現するために、
横浜市のこどもや子育てについて、市全体で大切にすることや取り組むこと、
こども・若者の声を聴き、取組に生かしていくことなどを定めています。

● 横浜市は、「こども基本法」や「横浜市こども・子育て基本条例」をふまえて

「よこはまわくわくプラン」をつくりました。

この計画にそって、横浜市のこども・子育て支援を進めていきます。

● 「よこはまわくわくプラン」は、「こども、みんなが主役」の計画です。

年齢が小さなこどもたちだけではなく、心と身体が育つ途にある若者も含めて、
こどもも大人もみんなが「わくわく」できるような横浜にしたいという思いを
込めています。



みんなの意見を生かして、 よこはまわくわくプランを作りました

- 市民のみなさんの意見を、よこはまわくわくプランに生かすために、
2024年10月から11月にインターネットなどで意見を募集しました。
- 全体で1,071通、そのうち10代までの方から268通の意見が届きました。
いただいた意見の一部と、これからの対応について紹介します。

若い世代もこの横浜市をより良く暮らしやすいまちにしていきたいです。
そのために、若い世代の声も大事にして頂きたいです。

瀬谷区・10歳代

『大人ができないことをこどもができるわけないだろう。』
などと思わず、こどもを頼って欲しいです。

中区・10歳代

こども・若者は、地域社会を構成する一員であり、また次代を担う存在であるからこそ、その声を聴くことが大切と考えていますので、計画の中にはあらためてその説明を追加しました。

よこはまし
横浜市

のびのびと遊ぶことができる場所が少ないと感じました。

かなざわく
金沢区・10歳代

友達と教え合いながら勉強をしたいのですが、なかなかできません。
会話をしても大丈夫な勉強の出来る場所を増やして欲しいです。

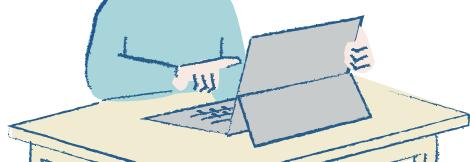
とつかく
戸塚区・10歳代

ボールが使える広い場所、みんなで楽しく遊べる場所が欲しいです。

なかく
中区・10歳代

いただいたご意見を参考に、居場所・遊び場の充実に取り組んでいきます。

よこはまし
横浜市



「よこはまわくわくプラン」で取り組む内容

じゅうてん し さく ぶん や き ほん し さく とり くみ すす
2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策で取組を進めます。

じゅうてん 重点テーマ I

すべての子どものウェルビーイングを支える

ほうこうせい 1 方向性 1

こども・子育て家庭を 支えるための 地域のネットワーク



- 区役所には、いろいろな相談ができる「こども家庭センター」ができます。こどもたちが安心して生活できるように、こどもの身近にある組織や大人が協力して、こどもや子育て家庭を支えるネットワークを作っていきます。また、困ったときに相談できたり、必要な手助けが届くようにします。

- 身近な地域で、こどもたちが安心して過ごせるような環境を整えていきます。

＼ たとえば、こんなことに取り組んでいきます ／

- エスエヌエス相談など、こどもたち自身が相談・支援につながることができる環境づくり
- SNS相談など、こどもたち自身が相談・支援につながることができること
- 交通安全対策や、登下校時の見守り活動など

ほうこうせい 2 方向性 2

居場所・遊び場、 体験活動の充実



- いろいろな年齢のこどもたちが、家や学校以外で、安心して過ごせる居場所を充実させていきます。

また、いろいろな遊びや、新しい体験ができる機会を増やしていきます。

＼ たとえば、こんな居場所・遊び場があります /

せいしょうねん ち いきかつどうきよてん 青少年の地域活動拠点

7 か所

ねんれい こうちゅう さまざま たいけん
いろいろな年齢のこどもたちが交流し、様々な体験
かつどう 活動を行っています。

と しょかん 図書館

18 か所

ちゅうおうとしょかん たの まな
「中央図書館では、こどもたちが楽しく学べる「のげや
ま子ども図書館」を作っています。2025年度に“おや
こフロア”がオープンし、その後“子どもフロア”を作っ
ていきます。

しょくどう こども食堂

やく 約 200 か所

ちょうない たの しょくじ ばしょ
町内などで、みんなで楽しく食事ができる場所です。
きんじょ ちいき ひと しょくじ ま
近所や地域の人たちが食事をつくって待っています。

こうえん 公園

やく 約 2,700 か所

ちいき じゅう たの そとあそ
地域のみんなが自由に楽しみ、こどもたちが外遊び
みちか ばしょ できる身近な場所です。

プレイパーク

22 か所

こうえん きのぼ どろ あそ じゅう あそ
公園などで、木登りや泥んこ遊びなどの自由な遊びが
じゅう あそ ひろ できます。プレイリーダーが自由な遊びを広げます。

ほうこうせい 3 方向性3

こども・若者の思いや声を聴き、 生かしていく取組

● こども・若者のみなさんは、一人ひとりが、地域やまちの大切な一員です。みんなの声を
きき、ちいき ひとり ちいき ひとり ちいき
聴いて、地域やまちをより良くしていくことが横浜市役所の大事な役目です。みんなの
おも おも おも おも おも
思ったことや、疑問など、ぜひ言葉にして伝えてみてください。様々な機会に声を届けて
よこはまし ゼンたい とく
もらえるよう、横浜市全体で取り組んでいきます。



＼ たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- せいしょうねん ち いき かつどう きよてん
青少年の地域活動拠点でのヒアリングやワークショップ
- キッズクラブ・学童におけるアンケート
- はっぴょう はな あ
イベントなどの発表や話し合いなど

こそだかていじつかんうだ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

こそだほごしゃじかんきもちうせいかつ
子育てをしている保護者が時間や気持ちにゆとりを持って生活できるよう
おやこえがおしあわおうえん
サポートして、親子の笑顔と幸せを応援します。

ほうこうせい 1 方向性 1

じかんてきふたんかんけいげん 時間的負担感の軽減

- 仕事と家の用事のバランスをとるためのサポートを工夫したり、
子育てに必要な手続などを簡単にすることで、親子の時間の充実につなげます。

ほうこうせい 2 方向性 2

せいしんてきふたんかんけいげん 精神的負担感の軽減

- 困ったときにいつでも相談できるようにしたり、
必要な情報を簡単に知ることができるようにして、安心感を持てるようにします。

ほうこうせい 3 方向性 3

けいざいてきふたんかんけいげん 経済的負担感の軽減

- 安心して子育てできる環境をつくるため、
お金の負担が少なくなるようにします。



こそだかてい 子育て家庭の「ゆとり」ってどんなこと？

こそだちゅうかていりょうしんしごともかていふ
子育て中の家庭で、両親ともに仕事を持っている家庭が増えています。

ねんまえよこはましりょうしんしごともはたらわりあいやくわり
10年前の横浜市では、両親ともに仕事を持つて働いている割合は約4割でしたが、
いまやくわり
今では約7割になりました。

しごとおとないえようじおおまいにちいそが
仕事と、大人が家でやらなくてはいけない用事が多くて、毎日が忙しすぎると感じ
ひと
いる人がたくさんいます。

きもよゆうはなあそじかんも
気持ちに余裕をもって、こどもと話したり、遊んだりする時間が持てるようにすることを「ゆとり」と言っています。



おも じ ぎょう とり くみ 主な事業・取組

こそだ
おうえん
子育て応援アプリ「パマトコ」
かる
ほいくえん
にもつ軽がる保育園
ちゅううがっこうきゅうしょくじぎょう
中学校給食事業

ほうかご
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ
ちょうききゅうぎょう きかんちゅう ちゅうしょくていきょう
における長期休業期間中の昼食提供
こそだ
ふきゅうそくしんじぎょう
子育てタクシー普及促進事業

いち じあず じぎょう **一時預かり事業**

しょうぎょう しゅうきゃくしせつとう
商業・集客施設等での一時預かり促進事業

たの
いちじ
あず
たいけん
じぎょう
**こどもが楽しめる体験プログラム付き
一時預かり事業**

にんさんぶ
けんこう そうだん
妊産婦・子どもの健康相談事業

にんしん
しゅつさん
そうだん
しえん
じぎょう
妊娠・出産相談支援事業

ちいき
こそだ
し
えん
きよてん
りょうしゃ
じ
えん
じぎょう
**地域子育て支援拠点における
利用者支援事業**

かてい
きのう
せっち
こども家庭センター機能の設置

しゅつさんひ
ようじょせい
出産費用助成事業

しょうに
いりょう
ひ
じょせい
小児医療費助成事業

じどう
てあて
児童手当

じどう
ふよう
てあて
児童扶養手当



ふ
どうやったら「ゆとり」が増えたのかどうかがわかるのだろう?

よこはまし
こそだ
やくだ
じょうほう
あつ
てつづき
おこな
横浜市では、子育てに役立つ情報を集め、いろいろな手続をオンラインで行うこと
ができる子育て応援アプリ「パマトコ」をつくりました。このパマトコを使って、子育
て家庭のアンケートを取ることで「ゆとり」を感じている割合を調べて参考にしたい
と考えています。

施策分野 1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策

1

あか う そだ ちしき ひろ そうだん おう あんぜん あんしん にんしん
赤ちゃんを生み育てるための知識を広め、相談に応じます。安全・安心に妊娠・
しゅつさん う まえ あか げんき そだ
出産するためのサポートや、生まれる前から赤ちゃんが元気に育つためのサポート
とくく
に取り組みます。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- こんなことは赤ちゃん訪問事業
- 思春期保健指導事業

ここにキャプションが入ります

基本施策

2

おやこ あつ ばしょ ふ ちい たの あそ たいけん
親子が集まれる場所を増やし、小さな子どもが楽しく遊びいろいろな体験が
できるようにします。保護者が気軽に相談できる場所を作り、地域ぐるみで
こそだ あたた みまも ぱしょ つく ちいき
子ども・子育てを温かく見守ります。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- 地域子育て支援拠点事業
- 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出

ここにキャプションが入ります

基本施策

3

ほいくしょ ようちえん よ ばしょ とくく たす ひつよう
保育所や幼稚園がより良い場所となるように取り組みます。また、助けが必要な
しようがっこう にゅうがく あと せいかつ
こどもへのサポートや、小学校に入学した後の生活につなげるためのサポートに
とくく
取り組みます。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」
を活用した取組の推進
- いちじあず じぎょう
一時預かり事業
- ようちえん ほいくじょ にんてい
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

ここにキャプションが入ります

4

しょうがっこう にゅうがく おとな
小学学校に入学してから大人になるまでのいろいろな居場所・遊び場づくりや、
ちいき みまも すす わかもの い けん たいせつ
地域での見守りを進めます。こどもや若者の意見を大切にし、人権を守る取組
すす わかもの い ばしょ あそ ば
を進めます。

＼ たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- ほうか ごじ どういくせいじぎょう
■ 放課後児童育成事業
- ちゅうがっこうきゅうしょくじぎょう
■ 中学校給食事業

- わかもの い ばしょ
■ こども・若者の居場所づくり
- こ ぶん かたいけんすいしんじぎょう
■ 子どもの文化体験推進事業

ここにキャプションが入ります

5

しょうがい いりょうてき ひつよう そうだん
障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの相談やサポートを充実し
しょうがい ひと ひと とも しゃかい
ていきます。障害のある人とない人が共に暮らす社会を目指して、社会全体の
しょうがい りかい ひろ
障害への理解を広げます。

＼ たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- ちいきりょういく うんえいじぎょう
■ 地域療育センター運営事業
- いりょうてき じしゃとう しえん そくしん じぎょう すいしん
■ 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進

ここにキャプションが入ります



施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

基本施策

6

こども・若者の悩みやSOSに早く気付き、支える環境を作るとともに、学校や地域の人などと協力して、困りごとや悩みに寄り添ってサポートします。また、こども・若者が気軽に相談できる場所やSNSの窓口を充実します。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)
- ヤングケアラー支援事業

ここにキャプションが入ります

基本施策

7

ひとり親家庭の生活をサポートし、将来の目標につながるよう子どもの学習支援を進めます。家庭で暴力を受けた人や、困りごとや悩みを抱える女性、その子どもが安心して暮らせるように支えます。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- ひとり親サポートよこはま
- 若年女性支援モデル事業

ここにキャプションが入ります

基本施策

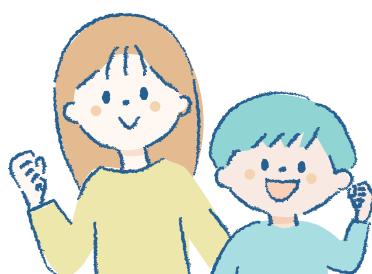
8

子どもが暴力や暴言などで辛い思いをしないように守るため、児童相談所などのサポートを強化します。いろいろな事情があって家庭で暮らすことのできない子どもが安定した生活を送れるよう支える取組を進め、子どもが自分の意見を言える機会を作ります。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- 区役所や児童相談所などの相談・支援
- 里親等委託の推進

ここにキャプションが入ります



施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援

基本施策

9

働きながら無理なく子育てできるように、いろいろな働き方を進める企業を応援するなど、社会全体で子育てを支えます。こどもまんなか社会に向けて、こどもや子育て中の人に応援する取組や、安全で安心な地域を作ります。また、こどもの意見を市の取組に生かします。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

■誰もが働きやすい職場環境づくりの推進

■こどもの交通安全対策の推進

■結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供や若い世代向けのライフデザイン支援

ここにキャプションが入ります



横浜市こども・若者を取り巻く状況

- 横浜市の18歳未満の人口は、10年間で約1割減って、2024年時点で約51万人です。
- 横浜市の出生数は減り続け、2022年時点で約2万3千人になっています。
- 年齢が小さいうちからのインターネットやゲームの利用が増え、SNSなどのトラブル、長い時間使うことによる生活習慣の乱れ、犯罪被害などが心配されています。
利用には注意が必要です。
- 夏の暑さが長く厳しく、外遊びできる機会が減っています。
- 日本語のサポートが必要な子どもの人数は約4,200人※です。
異なる文化や生活習慣を持つ人への理解が大切です。
- 障害者手帳を持っている人は増えています。
放課後等デイサービスを使っている人は約1万人います。
- 不登校の子どもの人数は約9,800人※です。
- ひきこもり状態にある15～39歳の人数は約1万3千人と推定されています。
- 児童虐待:相談に対応した件数は増えており、1年間で約1万4千件です。

※市立小・中・義務教育学校の人数

「よこはまわくわくプラン」が目指す横浜の姿

すべての子どものウェルビーイングを社会全体で支え、
未来を創ることも一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、
共に温かい社会をつくり出していく力を
育むことができるまち「よこはま」

ウェルビーイングって？

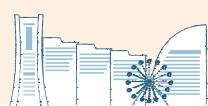
ウェルビーイングは、
今も将来も幸せに生きられること、
毎日楽しく元気に過ごせることだよ。
未来に夢を持つことや、たとえば、学校で
友だちと遊んだり、家で家族と一緒にご飯を
食べたりしてほっとすることも、
ウェルビーイングの一部だよ。

温かい社会って？

みんながお互いを思いやり、
やさしい気持ちで見守ったり、
助け合うことができる社会のことだよ。
学校で友だちが困っていたら
声をかけることも
温かい社会を作る一部だよ。

「よこはまわくわくプラン」の進め方

- 横浜市こども・子育て支援は、たくさんの地域の大い人やボランティア、会社や事業所の人たちなどによって支えられています。関係する人たちと協力して、よこはまわくわくプランを進めていきます。
- 横浜市子ども・子育て会議で、毎年どのように進んでいるかを確認します。
- また、横浜市の取組をわかりやすく発信していくとともに、こども・若者の思いや声を聴き、生かしていく取組も進めていきます。



横浜市こども青少年局企画調整課

電話 045-671-4281 FAX 045-663-8061 Email kd-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html>

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について、市民意見募集によるご意見及び令和7年度予算案において具体化した新たな取組等を反映し、原案として取りまとめましたのでご報告します。

1 市民意見を踏まえた原案への反映状況

いただいたご意見（総数111件）のうち、9件について、趣旨を踏まえ原案に反映しました。原案に反映できなかったご意見についても、今後の計画推進の参考とさせていただきます。

市民意見を踏まえ、原案に反映した内容

意見	反映内容
法定養育費の考え方が、一般的になり、養育費を受け取れる人が増えるよう支援して欲しい。（5件）	「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」の「1(4)共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援」及び「3(4)養育費確保の支援」に関連するコラムとして、国で議論されている法定養育費について記載します。（原案冊子 33 ページ）
子どもの意見を尊重すべきことについて、大人側の理解を深める施策が必要（1件）	「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」の「1(6)子どもの意見の反映・こどもに向けた施策推進」の項目に、大人が子どもの意見を聞くことについて理解を深めることの重要性について追記します。（原案冊子 6 ページ）
子どもが不登校気味で、今のままでは勤務日数・勤務時間を増やすこともできないので、困っている。（1件）	「第2章 ひとり親家庭の現状と課題」の「3(1)子育てや生活支援」の項目に、不登校について追記します。（原案冊子 10 ページ）また、「第4章 支援の具体的事業・取組」の「26 相談・情報提供の充実」の項目に、不登校等を含めた家庭の状況に寄り添った対応について追記します。（原案冊子 34 ページ）
相談事業の相談を受ける側が父子家庭に理解があるとは限らない現状に対しての対策案が必要（1件）	「第4章 支援の具体的事業・取組」の「29 支援者への研修」の項目に、父子家庭特有の課題への理解を含め自立支援員等の教育の強化について追記します。（原案冊子 35 ページ）
ひとり親家庭に長期的視点で就労相談・支援ができるよう自立支援員等の教育の強化も必要（1件）	「第4章 支援の具体的事業・取組」の「29 支援者への研修」の項目に、中長期的な展望をもった相談・支援に向けた自立支援員等の教育の強化について追記します。（原案冊子 35 ページ）

（参考1）市民意見募集の結果

意見総数 69通 111件

（参考2）提出方法

提出方法	通数
電子申請・届出システム	15
電子メール	4
郵送・FAX等	0
その他※	50
合計	69

※一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会が実施するフードサポート事業の利用者に素案概要版を配布し、ご意見を提出していただきました。

裏面あり

(参考3) 項目別意見数

項目	意見数
計画全般に関すること	14
子育てや生活支援	14
就業の支援	16
経済的支援	30
養育費確保の支援	13
相談機関や情報提供の充実	9
こどもへのサポート	12
その他	3
合計	111

2 令和7年度予算案において具体化した新たな取組の反映

令和8年の民法等の改正法施行に向けて、親権・監護、養育費、親子交流等について、取り決めの必要性や利用できる制度の案内を目的としたリーフレット作成などによる啓発等、令和7年度予算案において具体化した取組を、原案に反映しました。

令和7年度予算案を踏まえ、原案に反映した内容

具体化した取組等	反映内容
日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「離婚前から支援を必要とする方」を対象に含めることを追記します。（原案冊子20ページ）
住宅支援資金貸付	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目について住宅資金（家賃）の貸付上限額を「1か月最大4万円」から「1か月最大7万円」に変更します。（原案冊子21ページ）
高等職業訓練促進給付金事業	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合に『特定高等職業訓練促進給付金』を上乗せして支給」することを追記します。（原案冊子24ページ）
養育費についての広報・啓発	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「民法等の改正法（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）成立を受けて、親権・監護、養育費、親子交流等について、取り決めの必要性や利用できる制度の案内を目的として、リーフレットを作成するなど啓発を行う」ことを追記します。（原案冊子32ページ）
大学等受験料等補助事業	「第4章 支援の具体的事業・取組」の該当項目に「中学3年生・高校3年生が高校や大学等への進学に向けた模擬試験を受験する際の費用を補助」することを追記します。（原案冊子37ページ）

※上記の変更については、令和7年度予算議案が市会において議決されることを停止条件とします。

3 今後のスケジュール

令和7年3月

計画の確定・公表

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度） 原案（概要版）

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置づけ

本計画は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」及び国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親家庭の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本理念や具体的事業・取組を定めるものです。

2 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

第2章 ひとり親家庭の現状と課題

1 社会的背景

（1）物価上昇を背景にした困窮状況

原材料価格の上昇や円安の影響などによる食費等の物価上昇は、実質賃金の大きな下押しとなっており、比較的所得が低いひとり親家庭は影響を受けやすい状況にあります。

（2）DVや児童虐待、親または子どもの疾病や障害などの複合的な課題

ひとり親家庭は、世帯全体として、DV、児童虐待、疾病、障害などの複合的な課題を抱えている場合があり、ひとり親家庭を対象とした支援施策を適切に活用することが必要です。

（3）住宅確保に向けた支援

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立するためには、職場や、子どもの保育園や学校等と近く、便利な場所に住む必要があるため、生活費を圧迫しない程度の住居費負担となる住宅の確保が課題です。

（4）共同親権の法制化と養育費確保及び親子交流支援

養育費の確保、親子交流及び各種支援等について、子どもにとってより望ましい方向にすすむよう、制度の啓発や相談支援の取組を進めていく必要があります。

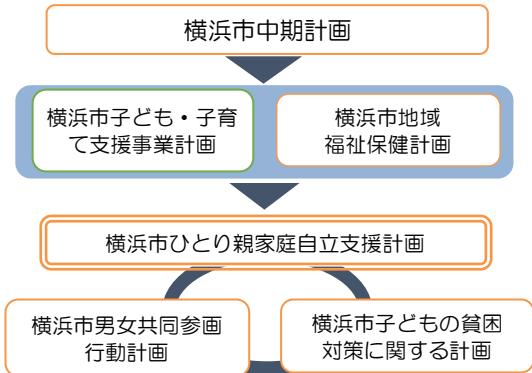
（5）国によるひとり親家庭を対象とする支援の拡充

国は、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化してきました。

本市においても、国の流れを踏まえて、今後の自立支援施策を検討する必要があります。

（6）子どもの意見の反映・子どもに向けた施策推進

「子ども基本法」や「子ども大綱」を踏まえて、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、ひとり親の子どもの気持ちに寄り添い、意見を受け止めながら、施策を進めていくことが求められます。また、当事者や支援に関わる大人が子どもの意見を聴くことについて理解を深めることが重要です。



2 ひとり親家庭の現状と課題

「横浜市ひとり親世帯アンケート調査（令和5年度）」結果及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、次のとおり、ひとり親家庭の現状と課題を整理しました。

（1）子育てや生活支援

ア 稼働収入については、「児童のいる世帯」750万円に対して、母子家庭は329万円、父子家庭は661万円となっています。

イ ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待、親または子どもの疾病・障害などの複合的な課題を抱えている場合もあるため、家庭の個別の事情に寄り添った相談支援や自立の支援が必要です。

（2）就業の支援

ア 本市のひとり親の就業率は高く、母子家庭が89.8%、父子家庭が93.0%となっていますが、母子家庭は34.5%、父子家庭は17.6%の方が、よりよい就労に向けて転職をしたいと考えています。

イ 子育てと就労の両立を支援するためにも、親または子どもの健康状態や子どもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援など、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

（3）経済的支援

ア 家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で52.5%にのぼり、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。

イ 児童扶養手当の支給に加えて、就業支援や養育費確保支援など、世帯収入の増加につながる多面的な支援も求められています。

（4）養育費確保の支援

ア 離婚等によりひとり親家庭となった子どものために支払われるべき養育費について、「養育費の取り決めをしている」割合は、母子家庭が52.3%、父子家庭が36.3%と半数近くの世帯で取り決めをしていません。

イ 相談・啓発の取組や養育費確保支援事業等の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、子どもの健やかな成長を後押しすることが求められています。

（5）相談・情報提供

ア 「相談できる相手がいる」と回答した母子家庭は63.5%、父子家庭は42.3%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は19.5%、父子家庭は20.4%となっています。

イ SNS等を活用し、時間や場所にとらわれない相談支援及び交流支援を進めるほか、様々な課題に対して必要な支援につなげができるよう、相談支援体制を強化していく必要があります。

（6）子どもへのサポート

ア 国の調査によると、ひとり親家庭の子どもの大学等進学率は、子育て世帯が83.8%であるのに対して、ひとり親家庭では65.3%となっています。

イ 子どもからの相談に応えられる体制の整備や、貧困の連鎖を防ぎ、将来的に自立した生活が送れるように生活及び学習の支援を行うことが必要です。

第3章 ひとり親家庭支援の基本方針

社会的背景やひとり親家庭の現状と課題を踏まえ、計画を推進するにあたり、ひとり親家庭の支援の基本方針を定めます。

1 基本理念

ひとり親家庭の生活の安定・向上及びこどもたちの健やかな成長のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及びこどもへのサポートなど総合的な自立支援を進めます。

2 支援の視点

- (1) 自立を支援する視点
- (2) こどもの視点
- (3) 地域支援の視点

3 支援における取組の方向性

(1) 積極的な情報提供と地域における自立支援の強化

多くのひとり親が、ひとりで就労、家事、育児を行わざるを得ない状況にあることを踏まえて、子育て応援アプリ「パマトコ」での情報提供やSNS相談等を進めます。

また、当事者同士の交流や仲間づくりを推進するとともに、支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が地域の中で見守られながら、自立を目指していくよう支援します。

(2) こどもに対する直接的なサポートの充実と意見表明機会の提供

親との離死別やDV・児童虐待等により受けるこどもの心理的影響にも配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐための生活・学習支援や養育費の確保支援、こどもの希望を尊重したうえでの親子交流支援など、こどもの視点に立った、こどもへの支援を進めます。

第4章 支援の具体的事業・取組

支援の基本方針を踏まえ、次の6つを取組の柱として、具体的な施策に取り組みます。

取組の柱	主な事業・取組
1 子育てや生活支援 ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・日常生活支援事業（ヘルパー派遣）・横浜子育てサポートシステム・市営住宅申込時の優遇・セーフティネット住宅・母子生活支援施設
2 就業の支援 雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職など、個々の状況に合わせた、より安定した就業形態での雇用を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭等自立支援給付金事業・母子家庭等就業・自立支援センター事業・ジョブスポット
3 経済的支援 児童扶養手当をはじめとする各種制度の着実な実施により、生活の安定をはかります。	<ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成・就学援助・母子父子寡婦福祉資金の貸付・特別乗車券交付事業
4 養育費確保の支援 養育費の確保が適切になされるよう、個別相談や養育費確保に向けた啓発を強化とともに、養育費の取り決め支援を行います。	<ul style="list-style-type: none">・法律相談・養育費についての広報・啓発・養育費確保支援事業

5 相談機能や情報提供の充実 ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人に適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所等における相談及び情報提供 ・離婚前相談 ・当事者同士の交流や仲間づくり
6 子どもへのサポート 子どもの視点に立ち、未来へ希望を持てる支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親の子どもの相談支援 ・生活・学習支援事業 ・親子交流支援事業 ・子ども食堂など地域の取組支援 ・子どもの意見を聴く取組の推進

第5章 計画推進にあたっての指標

本計画全体を統括的に把握する指標として、「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定予定の次の目標を掲げ、推進していきます。

【指標1】就労の状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800人 (5か年累計)

【指標2】子どもへのサポートの状況の把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
思春期・接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答した子どもの割合	68.1%	70.0%

また、参考指標として、本市調査における以下の項目についても、目標を設定します。

【参考指標】横浜市ひとり親世帯アンケート調査による把握

目標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
就業率	90.6%	92.8%
就業形態が正社員・正規職員の割合	57.4%	66.2%
養育費の取り決め率	49.3%	63.0%
養育費の受領率（「現在も受けている」）	30.9%	40.0%
養育費の取り決めをしている場合の受領率（「現在も受けている」）	59.4%	70.0%

《概要版》 横浜市社会的養育推進計画（令和7年度～11年度）

I 「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」の全面見直しにあたって

1 趣旨

平成28年度の児童福祉法改正を受けて、平成29年8月に国から「新しい社会的養育ビジョン」が示され、本市では、令和2年7月に本市の10か年の都道府県社会的養育推進計画（※）として「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針（令和2年度～令和11年度）」（以下、「基本的な方針」という。）を定めて里親委託等を推進してきました。

令和4年6月成立の改正児童福祉法等を踏まえて、令和6年3月に国から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の通知が発出され、各都道府県等は、令和6年度末までに既存の都道府県社会的養育推進計画を全面的に見直し、新たな計画を策定することとされました。

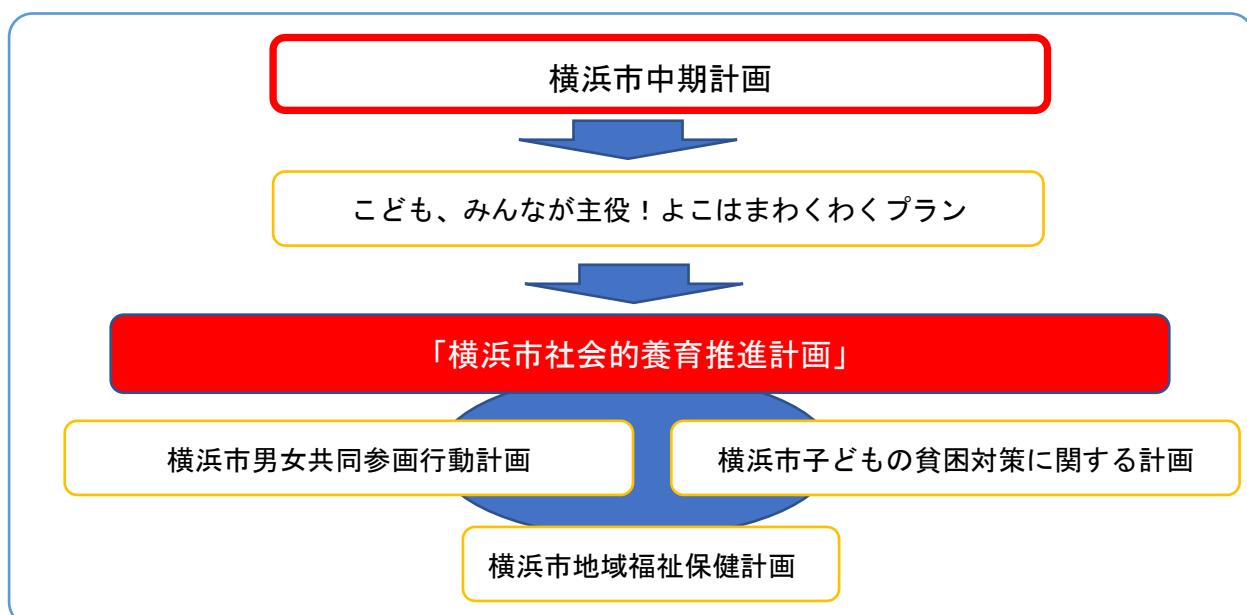
このことを受け、本市として、「基本的な方針」の令和7年度から令和11年度までの後期期間について全面的に見直しを行い、新たに「横浜市社会的養育推進計画」（以下、「推進計画」という。）として策定します。（※国の通知に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市において策定）

2 推進計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間（令和2年度～11年度の後期期間分）

3 本市における他の計画等との関係

「横浜市中期計画」及び現在策定を進めている「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）等関連計画と、連携・整合を図りながら、推進します。



II 本市の社会的養護の状況

本市における児童人口の総数は年々減少しており、平成16年から令和6年の20年間で65,952人減少しています。また、令和2年の国勢調査の結果に基づく本市の将来人口推計では、更なる人口減少が予測されており、令和11年度には平成16年度対比で18%の児童人口の減少が見込まれています。

また、児童虐待相談対応件数と一時保護件数の推移については、令和元年度からの5年間では児童虐待の相談対応件数は増え続けており、令和5年度には過去最高の件数となりました。一方で一時保護件数はほぼ横ばいとなっています。

施設入所・里親委託児童数の推移に関しては、児童養護施設及び乳児院などの施設入所・里親委託児童数の推移では、里親委託の児童数が増加傾向にある一方で、社会的養護下にある児童数全体としてはほぼ横ばいの状況となっています。

III 項目ごとの「本市の現状と課題」及び「本市の目標・方向性」

[横浜市社会的養育推進計画の項目]

- 1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）
- 3 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- 4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組
- 5 各年度における代替養育を必要とする子ど�数の見込み
- 6 一時保護改革に向けた取組
- 7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 11 児童相談所の強化等に向けた取組
- 12 障害児入所施設における支援

1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

【現状と課題】

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続していくにあたって、まずはパーマネンシー保障の定義を定める必要があります。
- ・家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のためには、区役所と児童家庭支援センターを中心とした地域資源の連携が必要です。
- ・令和7年度からの後期分の計画からは、計画の進捗について自己点検・評価を実施し、児童福祉審議会への報告及びホームページ等での公表を行う必要があります。

【目標・方向性】

- ・推進計画においては、パーマネンシー保障を「親子関係の修復に配慮しつつ、子どもと支援者・養育者が途切れない安定的なつながりを構築することにより、子どもの成長を支援すること」と定義します。

- ・アーリーヘルプ（※）を重視した支援の取組として、児童相談所や区が、保育所や学校等にこどもや家庭の見守りのポイントについて助言などを行うことにより、DV、アルコール依存等の背景があり不適切養育の恐れのある家庭を、早い段階で必要な支援窓口につなぎます。
- ・推進計画は、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、結果を児童福祉審議会へ報告するとともに、市ホームページで公表を行っていきます。

※アーリーヘルプ：こどもの健康や発達等を脅かす課題を抱えた家族に対して、できるだけ早い段階で、身近な機関がこどもの家族のパートナーとなって支援を行い、警察や法的介入のレベルに至るのを予防するサービスのこと。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明支援等）

【現状と課題】

- ・令和4年度から市内4か所の一時保護施設においてアドボケイト事業を開始し、一時保護施設入所児童の意見表明を支援しています。令和6年4月からは、改正児童福祉法に基づく意見聴取等措置、意見表明等支援事業として、こどもの権利擁護に関する取組について拡充を図っています。
- ・令和6年9月からは施設入所児童と里親委託児童への意見表明支援事業を事業者に委託し、制度の拡充を図っています。制度の拡充にあたっては、施設・里親・児童相談所など関係者に対する啓発や理解醸成を継続し、関係機関が具体的な指標や取組などの共通認識を持つことが大切です。

【目標・方向性】

- ・施設や里親等のもとで生活するこどもが普段の生活の中で「自然体で意見を言えること」が重要です。生活の中で里親、施設職員、児童相談所職員など様々な人がこどもの声に耳を傾け、大人が自らの意見に向き合ってくれた経験が十分になされるよう、こどもの声に耳を傾ける土壤づくりを目指し、関係者への啓発活動を行っていきます。
- ・こどもの意見を支援に生かせるよう、意見聴取等の措置を確実に実施するとともに、第三者性を担保できる意見表明支援員の養成に継続的に取り組みます。

3 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

【現状と課題】

- ・令和6年度からは、児童福祉法等の改正により市町村に設置が規定された「こども家庭センター」機能を各区のこども家庭支援課に順次設置し、これまで以上に母子保健部門と児童福祉部門の職員の連携・協働を深め、すべての妊娠婦、子育て世帯、こどもへの切れ目のない包括的な相談支援に取り組み始めています。
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）は、児童家庭支援センターで実施しており、ファミリーホームや里親での事業は未実施となっています。将来的には、家庭環境において短期的な預かりを行うメリットを踏まえ、里親宅での子育て短期支援事業の実施検討が必要です。
- ・令和4年度に18区への全区設置が完了して、現在は1区に1か所の横浜型児童家庭支援センター（以下、児童家庭支援センター）が運営されています。児童家庭支援センターが在宅支援のケースに早期介入していくことによりケースの重篤化を未然に防いでいます。

【目標・方向性】

- ・こども家庭センター機能は令和6年度から各区のこども家庭支援課に順次設置し、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な運営を行っています。また、要保護児童対策地域協議会との連携を強化していきます。
- ・子育て短期支援事業、親子関係形成支援事業等の家庭支援事業を実施するとともに、里親による子育て短期支援事業の実施に向けて検討を進めていきます。
- ・児童家庭支援センターの機能強化及び区役所や児童相談所との連携を強化していきます。

4 支援を届けたい妊産婦等の支援に向けた取組

【現状と課題】

- ・こども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクの留意すべきポイントとして、妊娠の届出がない、母子健康手帳が未発行等の養育者の側面があげられています。また、妊産婦等生活援助事業の実施を検討する上で、現在の妊娠期支援事業と妊産婦等生活援助事業のそれぞれの特性を踏まえた上で、事業の整理・統合など、様々な選択肢を踏まえ、実施に向けて速やかに検討していく必要があります。

【目標・方向性】

- ・妊娠の届出をしたすべての妊婦を対象に個別面接を実施するとともに、特定妊婦の支援の質向上のための職員向け研修を実施します。また、妊産婦生活援助事業の実施に向けて検討を進めていきます。

5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

【現状と課題】

- ・1件当たりの一時保護日数を全国平均と比較すると、本市は20日程度多くなっており年々長期化する傾向にあります。
- ・里親等委託率の目標値の設定を主眼とした現行計画では、代替養育が必要なこども数を「里親・ファミリーホームに委託し、又は乳児院・児童養護施設に入所させて養育することが必要である者の数」と定義していますが、この定義を拡大するとともに、潜在的需要も含めます。

【目標・方向性】

- ・施設や里親などの社会的養護下にある児童のほか、潜在的需要として一時保護日数が2か月以上の児童及び複数回一時保護された児童数も含めた代替養育を必要とするこどもの数を、令和11年度に1,252人と見込んでいます。
- ・推進計画期間中の各年度の代替養育を必要とすることの総数は、潜在的需要を含めることで、令和5年度までの実績と比較して2～3割は増加しますが、児童数の減少や早期支援の取組等により、徐々に減少することが見込まれます。

6 一時保護改革に向けた取組

【現状と課題】

- ・一時保護は、児童相談所付設の一時保護施設で実施するだけでなく、子どもの状況に応じて様々な受入先を用意する必要があります。

【目標・方向性】

- ・児童相談所付設の一時保護施設だけでなく、子どもの状況に応じて、児童養護施設等や里親、医療機関など、多様な一時保護先の確保に取り組みます。また、一時保護期間の短縮や、一時保護施設の環境改善にも取り組みます。

7 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

【現状と課題】

- ・本市では児童相談所を介した特別養子縁組成立数は僅かであり、里親委託率も全国平均より低い状況になっています。
- ・親子関係の再構築支援にあたっては親支援が重要となります。親自身に逆境的小児期体験（ACEs）があることや、精神疾患があるなど生きづらさを抱えていることも多く、支援の難しさがあります。その修復のための支援には相当の専門性が求められます。
- ・特別養子縁組による長期間の子どもの養育の中で、縁組ならではの悩みや課題もあります。縁組による養育の良い点だけでなく、取り組むべき課題を子どもの委託前に養育者が学ぶ機会を民間機関等と連携しながら提供することも必要です

【目標・方向性】

- ・児童相談所においてはパーマネンシー保障を担う職員体制を構築するとともに、養育里親、親族里親への積極的な委託を進めていきます。
- ・親子関係再構築にあたっては、児童相談所の業務役割の見直しのほか、区役所や里親、児童養護施設等との連携を強化していきます。
- ・特別養子縁組をより良い代替養育の選択肢の一つとして検討し、早期の段階で判断を行うとともに、縁組成立後も継続した支援ができる体制を構築していきます。

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

【現状と課題】

- ・本市の里親等委託子ど�数は依然として少ない状況にあります。それには、養育里親数の不足、ファミリーホーム数の不足、課題のある子どもの委託、などの課題があります。
- ・現在は令和5年9月からNPO法人が里親フォースタッキング機関として全市をカバーして里親フォースタッキング事業を実施し、まずは里親登録者の確保を重点に事業を行っています。今後の里親支援センター化に向けた課題整理が必要です。

【目標・方向性】

- ・里親委託が必要な子ど�数及び里親登録数の増加見込み数を勘案し、令和11年度末の里親委託率の目標を36.8%とします。
- ・引き続き、里親の確保や適切なマッチング、民間フォースタッキング機関と連携して地域における里親支援の推進等に取り組むとともに、ファミリーホームの新規開設を支援します。

- ・令和7年度に行政及び関係者による「里親支援センター等のあり方検討会」を設置し、里親支援センター等の将来像を検討したうえで、今後の設置に向けて検討を進めています。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【現状と課題】

- ・施設養育は、家庭養育では受入れが困難なこどもに対して、安全な環境で専門的なケアが提供できるほか、家庭に拒否感がある児童の養育や、兄弟姉妹が離れることなく同じ環境で養育できるというメリットがあるため、今後も一定のニーズがあると思われます。
- ・より困難な課題を抱えているこどもを受け入れられる施設が限られています。

【目標・方向性】

- ・一人ひとりのニーズに応えられるよう、多様な施設形態・種別を確保します。
- ・乳児院や児童養護施設の多機能化、高機能化を推進します。また、公立施設のあり方の検討や医療機関との連携強化についても取り組んでいきます。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【現状と課題】

- ・社会的養護経験者の支援ニーズを把握し、効果的な自立支援のための環境整備をすることを目的に令和6年度にアンケート調査を行いました。
- ・社会的養護自立支援拠点事業は、これまで里親・施設等の退所者を対象としていましたが、令和6年4月から「虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者」も対象者として拡大されました。

【目標・方向性】

- ・令和6年度実施の社会的養護自立支援実態把握調査の結果を参考に、ニーズに対応した自立支援を実施します。
- ・利用者の声を反映し、社会的養護自立支援拠点事業をより利用しやすい事業にしていきます。また、地域でこどもたちを支援している関係者等の繋がりを促進し、地域資源を積極的に活用できる仕組みづくりを進めます。

11 児童相談所の強化等に向けた取組

【現状と課題】

- ・児童福祉司等の増員が必要なため、年々、人材確保は困難を極めています。また、児童相談所職員の大幅な増員に伴い、経験年数が少ない職員が増え、新しい研修体制の構築や職員の業務に関する精神的な負担の軽減も課題です。
- ・令和6年度に南部児童相談所の新築移転、令和8年度に東部児童相談所（仮称）が設置される予定となっており、計画的に児童相談所の設置を推進しています。

【目標・方向性】

- ・研修へ参加しやすい職場環境をつくるとともに研修の充実を図り、人材の確保及び専門性の向上を図ります。

- ・国の基準を参照し、児童虐待対応件数や交通機関利便性等を考慮し、児童相談所について適切に整備・運営を行います。

12 障害児入所施設における支援

【現状と課題】

- ・福祉型障害児入所施設の入所形態は、措置による入所児童が多く、障害の程度としては、軽度の知的障害のある児童の割合が多くなっています。また、児童養護施設等から福祉型障害児入所施設への措置変更により入所する児童も増えつつあります

【目標・方向性】

- ・できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うため、施設内の環境を整えるとともに、社会的養育への理解のある人材を育成していきます。

【評価のための主な指標】

国の策定要領では、項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定することとされており、計画の進捗について、毎年度、当該指標により自己点検・評価を行います。

《本計画の対象となるこども数の全体像》

- 代替養育を必要とするこども数の見込み

[令和6年度推計：1,341人 ⇒ 令和11年度見込み：1,252人]

《家庭養育支援のための指標》

- こども家庭センターの設置数

[令和6年度：3か所 ⇒ 令和11年度目標：18か所]

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）利用者数

[令和5年度実績：646人 ⇒ 令和11年度目標：845人]

《社会的養護を必要とするこどものための指標》

- 里親等委託率

[令和5年度実績：20.7% ⇒ 令和11年度目標：36.8%]

- 小規模かつ地域分散化を希望する施設に対する財政的支援等実施か所数

[令和5年度実績：13か所 ⇒ 令和11年度目標：21か所]

こども誰でも通園制度について

令和6年度 こども誰でも通園制度試行的事業 及び

令和7年度 乳児等通園支援事業について

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

① 「こども誰でも通園制度」とは

<概要>

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化（=乳児等通園支援事業）し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

～こども家庭庁HPより抜粋～

1 「こども誰でも通園制度」とは

<目的>

- ◆全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する
 - ・在宅子育て家庭のこどもにも、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を提供する
 - ・保育者から子どもの良いところ等を伝えられることで、子どもの新たな気づきを得たり、保護者と子どもの関係性に関わる
- ◆孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている保護者の負担感の軽減
- ◆今後的人口減少社会における、保育所等の多機能化の一つ
- ◆就労要件を問わず、全国で実施することで制度利用のアクセスを向上し、利用状況を自治体が把握し、支援が必要な家庭の把握につなげていく

1 「こども誰でも通園制度」とは

<対象者>

幼稚園や保育所等に通っていない**0歳6か月～満3歳未満**の子ども

<利用時間>

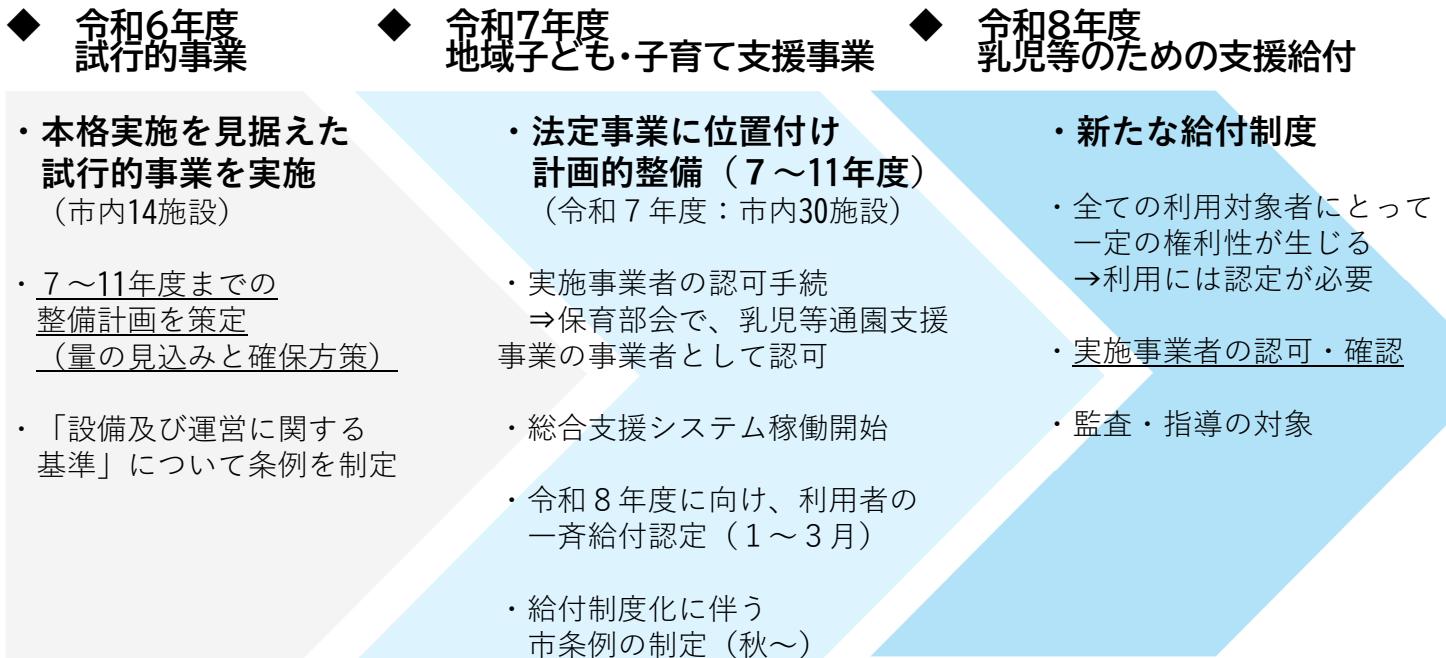
子ども1人一月当たり**10時間**を上限

<実施施設>

保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業、認可外保育施設、児童発達センター等

※太字は横浜市で試行的事業を実施している施設

2 令和6から令和8年度の事業の流れ



3 試行的事業の実施状況

◆利用について

1回あたり2～3時間程度、週1～2回程度、月4回

◆施設種別及び施設数

	認可保育所	認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園	小規模 保育事業	地域子育て 支援拠点	計
施設数	6 (うち市立2)	1	4	2	1	14
定員数	16	8	26	9	3	62

◆登録者・利用者数(1月分)

登録者数:61人 利用者数:36人

3 試行的事業の実施状況

実施施設の様子

【例1】

- ・週に1回、一時預かり事業の枠をこども誰でも通園制度の枠に転換して実施
- ・こども誰でも通園制度の月10時間上限を超えて利用されたい方には、一時預かり事業もご案内している

【例2】

- ・今年度は定員に空きがあったので、空き枠を活用して実施している

【例3】

- ・職員配置が可能な日を選んで、可能な範囲で実施している



4 乳児等通園支援事業の「確認」について

令和8年度から、「乳児等のための支援給付」として給付制度化

乳児等支援給付費を受けるためには、実施事業者は市町村の「確認」を受けることが必要

→ 子ども・子育て会議でご審議いただく予定（子ども・子育て支援法第54条の2）

「子ども・子育て支援法」（令和8年4月1日施行）

第54条の2 第1項 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

第2項 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

第3項 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

子どもの意見を聴く取組について

子ども基本法、及び令和7年4月に施行予定の「横浜市こども・子育て基本条例」の趣旨を踏まえて、子どもの意見表明の機会を確保し、施策に反映するための取組を進めています。こども青少年局の主な取組について、令和6年度の取組状況と、令和7年度以降の取組予定をご報告します。

■子どもの意見を聴く取組

	令和6年度の主な取組	令和7年度以降の予定
「こども、みんなが主役！ よこはまわくわくプラン」策定に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○素案に対するパブリックコメントの一環として、やさしい概要版資料を用いて、こどもたちから広く意見を募集【意見数：10代以下…281件】 <ul style="list-style-type: none"> →パブリックコメント実施結果の公表にあたり、10代以下の意見を別資料としてまとめ、ご意見に対する本市の考え方とあわせて、ホームページに掲載 →いただいた意見を関係部署に情報提供 →主な意見を計画冊子（概要版・やさしい版を含む）に掲載予定 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">令和5年度は、計画策定に向け、ニーズ調査におけるこども本人向けのアンケートや居場所の利用者等へのヒアリングを実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○計画に反映した意見以外の意見についても、計画推進にあたって活用
条例制定や個別計画の策定に向けた意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ○「横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定に向けて、一時保護児童へのヒアリングや、一時保護施設入所経験がある児童へのアンケートなどを実施 ○「第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画」の策定にあたって、こども本人に対して、生活や困りごとについてのヒアリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○条例や計画等の対象に応じて、今後も隨時実施を検討
施策・事業における意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ○南区青少年の地域活動拠点において、子どもの居場所づくりのワークショップを開催 ○放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの利用児童に対して、夏休みの昼食提供モデル実施に関するアンケートを実施 ○児童養護施設等に措置等されている子どもの意見表明機会を保障する事業（子どもの意見表明支援事業）を新規実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の地域活動拠点づくり事業において、青少年の声を聴く取組を実施 ○子どもの意見表明支援事業において、意見表明支援員の児童養護施設・里親等への訪問回数を拡充
市役所全体としての取組	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの意見を聴く取組に関する、本市での先行・好事例を「事例集」としてまとめ、府内で共有予定 ※別紙参照 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの意見を施策に反映させる取組を全府的に推進するため、新たに副市長をトップとし、全区局長を構成員とする「子どもの意見推進会議（仮称）」を設置
市民・社会に向けた取組等		<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの意見を社会全体で大切にしていくための広報・啓発を実施 ○子ども・子育て会議における計画の点検・評価として、子どもの意見を聴く取組についても適宜報告

【参考】関係法令（抜粋）

○こども基本法

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

○横浜市こども・子育て基本条例

（子どもの意見の尊重等）

第四条 全てのこどもについては、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が考慮されるとともに、意見を表明する機会及び多様な社会活動に参画する機会が確保されるものとする。

（市の責務）

第五条 市は、第3条の基本理念にのっとり、こども・子育てに関する施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもが、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるよう努めるものとする。
- 3 市は、こどもが社会を構成する一員としてその年齢及び発達の程度に応じて学校教育、地域社会等における多様な活動に積極的に参画する機会が確保されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。
- 4 市は、こども・子育てに関連するあらゆる分野における施策を講ずるに当たっては、子どもの視点を重視するよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第十一条 市は、こどもに対し、その年齢及び発達の程度に応じて、自らが社会を構成する一員であること等について広報及び啓発に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの最善の利益が考慮されること等について市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

（体制の整備）

第十二条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たっては、こどもがその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備に努めるものとする。



子どもの 意見反映の取組 事例集

— 横浜市 —

令和7年3月

子どもの意見反映の取組事例集 もくじ

●「子どもの意見反映の取組 事例集」の制作に際して	P2
●事例	
CASE 1 「子ども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン」への子どもの意見反映（子ども青少年局企画調整課）	P3
CASE 2 社会的養護の「アフターケア」事業に反映するためのヒアリング（子ども青少年局子どもの権利擁護課）	P5
CASE 3 「横浜市特別支援教育推進指針」の策定に向けた特別支援学校に通う生徒向けアンケート（教育委員会事務局特別支援教育課）	P7
CASE 4 未来の公園についての若者によるワークショップ（脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷公園企画課）	P9
CASE 5 大門小学校建て替えに際してのワークショップ（建築局学校整備課）	P11
CASE 6 「ジモトガイド横浜市～消防局特集～」コンテンツづくり（消防局救急企画課）	P13
CASE 7 「意見を聴く対象を決めつけない！」未就学児から大人まで 共に描く子育てしたいまち（政策経営局経営戦略課）	P15
CASE 8 本郷台駅前の花壇づくり（栄土木事務所下水道・公園係）	P17
CASE 9 「ボイス・オブ・ユース（青少年の主張）」（南区地域振興課）	P19
CASE 10 青葉区制30周年記念イベント 小学生を対象とした「1日区長体験」（青葉区区政推進課）	P21
CASE 11 「にこまちプラン」啓発事業～小学校への出前授業～（西区福祉保健課）	P23

「子どもの意見反映の取組 事例集」の制作に際して

令和5年4月、あらたに施行された「子ども基本法」。この法律では、全ての子どもが幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進することを目的に、子ども大綱の策定、子どもの意見反映などが定められています。

令和5年12月には「子ども大綱」が閣議決定され、全ての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指しています。

令和7年4月には本市において、「横浜市子ども・子育て基本条例」が施行されます。条例では、子ども・子育ての基本理念として、「全てのおとなは、子ども基本法の精神にのっとり、子どもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望がもてる活力ある社会を構築するための基盤である」という認識のもと、相互に協力して子どもを育む社会の形成に取り組む」ことを掲げています。

これらの趣旨に基づき、本市として、子どもが対象となる幅広い施策・事業において、子ども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることや、意見を施策・事業に反映させるなど「子どもまんなか社会」の実現に、全庁をあげて取り組む必要があります。

子ども青少年局では、令和6年7月～8月に各区局統括本部あてに各区局統括本部において、既に取り組んでいる施策や事業に子どもの意見を聴く取組について照会し、いただいた回答の中から区局統括本部の参考となりうる好事例を選出し、事業所管課へ個別のヒアリングを実施。ご協力いただいた全11件を「事例集」というかたちでまとめ、各区局統括本部における今後の取組のご参考にしていただけるよう、広く共有できるようにしました。

各事例においては、事業立案から実施までのスケジュール感や、背景、ノウハウ、ポイント、課題・展望などをまとめております。ぜひ皆さまの部署でも本事例集をご参考に、施策・事業への「子どもの意見反映の取組」を推進いただけますと幸いです。



**市民意見募集
(パブリックコメント)**

「こども、みんなが主役！ よこはまわくわくプラン」への 子どもの意見反映



「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」素案(やさしい概要版)

所管課 こども青少年局企画調整課

取組時期: 2023~2024年度

参加者数: ニーズ調査(アンケート)回答 約13,000名、
パブリックコメント意見 約250名

取組の概要

横浜市こども・子育て支援に関する総合計画「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の策定に向けて、子どもの声を聴き計画に反映するための取組。ニーズ調査では子ども用ルビ版の調査票、パブリックコメントではやさしい概要版を作成し、子どもの意見を募りました。

取組の背景・経緯

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（計画年度：令和7年度～11年度）」策定のため、市内約13万の子育て世帯を対象としたニーズ調査を行い、そのなかで小学4～6年生の子ども本人に、ルビ版調査票での調査を実施し、計画素案に反映しました。また、計画素案に対するパブリックコメントでは、わかりやすい平易な言葉を使ったやさしい概要版を作成し、子どもの意見も募集しました。

取組の実績

- 2023年に実施したニーズ調査では、対象となる小学4～6年生約3万3千人の子どものうち、約1万3,000人が回答。調査結果を計画素案へ反映した。
- 2024年に実施した計画素案に対するパブリックコメントでは、10代未満から14件、10代から239件の声が集まった。

横浜市初！ やさしい概要版を使ったパブリックコメントの実施。

スケジュール／ノウハウ

- 2023年10月、子育て家庭の現状とニーズを把握するアンケート「ニーズ調査」を実施。保護者向け調査票のほか、こどもたち自身の考えを聞く子ども本人向け調査票を同封。保護者向けとは別途の調査票とし、ウェブ回答のID/PASSも別々にした。
- 2024年10月、計画素案に対するパブリックコメントを実施。やさしい概要版を作成し、市立学校を通じて周知用のチラシを配布するなどして、広く子どもからの意見を募った。
- 内容を理解し回答できる年齢層として、小学校4年生以上を対象として想定した。

【やさしい版】「こども、みんなが生徒！よこはまわくわくブラン」概要のパブリックコメントについて

この度はわくわくプラン、こどもの意見の募集となり、こども・若者一人ひとりの声をちゃんと聞き取ることで、横浜市がより良い市を目指すことを目指します。こども、若者、大人など、みんなの意見をまとめてお送りいただけます。みなさんの声をぜひ聞かせてください。

この度はわくわくプラン（やさしい概要版）の、どの部分に意見を書き込むのが最もよろしく感じるかなど、様々な意見を「横浜市HP」に送りください。——

なぜ、「こども、みんなが生徒！」はよこはまわくわくプラン。未来、楽園「やさしい横浜」は、横浜のホームページなどでご覧いただけます。

横浜市内
横浜市外

年齢
選択してくださり

「横浜市HP」に意見を書く欄

項目を選んでください。
項目を選択すると該当する欄が表示されます。

【自由テーマ】の欄題1（3ページ）

「横浜テマ1の意見」に関するご意見を書いてください。（500文字まで）

別カーテマでのご意見がある場合は、もう一度、申請フォームからの意見を書いて送ってください。

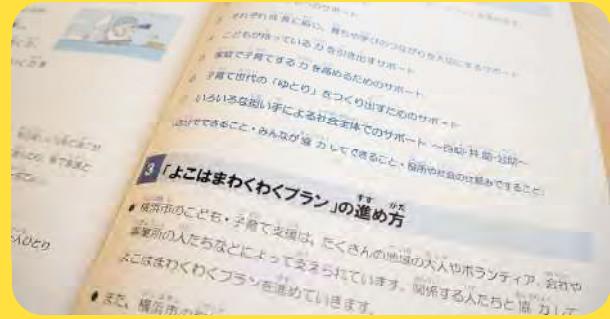
次へ進む 戻る

point 1 こどもにもわかりやすい資料を用いた初のパブリックコメント

横浜市としても、やさしい概要版資料を準備したパブリックコメントは初めての試み。どれくらいの声が集まるか不安もありましたが、結果的には想定を上回る数の声を集めることができました。やさしい概要版の作成にあたっては、どの年齢層をターゲットにするかという点は、悩みながら検討したポイントになります。今回は中学・高校生が見ても大きな違和感をもたない小学4～6年生を想定しました。

point 2 やさしい概要版での工夫

大人向けの計画概要版は情報が多く、網羅的に知りたい人向けとなっています。こども向けの概要版を作成する際には、保護者向けの項目や、こどもにはあまり関係がないものを省く、単語を言い換えるなどの作業を行いました。たとえば「支援」を「助け」や「サポート」、「多様な」を「いろいろな」に言い換えたり、「温かい社会」の説明を補足するなど、わかりやすく表現する工夫を行っています。



やさしい概要版の工夫が見える部分

point 3 具体的な意見の内容

ニーズ調査では「大人に伝えたいこと」をテーマに自由意見を募集し、「こどもの意見の尊重に関する意見」や「屋内外で思い切り遊ぶことができる場所を求める意見」などがあがりました。パブリックコメントでは、「友だちと会話しながら教え合って勉強できる場がほしい」「公園でボール遊びができるようになってほしい」「身体を動かす場所がほしい」といった意見があがりました。



企画調整課の職員

こどもたちが「やりたい」と意見表明したことを尊重してほしいというご意見が、印象に残っています。パブリックコメントに意見を届けてくれているので、しっかりと考えをもっている方が多いとも言えるかもしれません。こどもたちの意見を、これから計画を推進するにあたって参考とするだけではなく、しっかりとフィードバックし、施策に反映できるものはしていく姿勢を見せていただきたいです。

意見の取扱い

- ニーズ調査でいただいた回答や意見は計画素案に反映し、公表。
- パブリックコメントで、いただいた意見は計画への関連の有無にかかわらず、全てに市の回答を付し、横浜市ホームページで公表。

課題と展望

- パブリックコメントでこどもの意見を募集する際、今回は小学4～6年生を想定して資料を作成したが、場合によって数種類バージョンが必要となることもある。
- 「やさしい概要版」でも書かれていることの量が多いという意見もあった。
- いただいた意見は、必ずしも計画に関連するものばかりではないが、こどもの意見を施策に反映する方法の参考になるよう、会議の場や職員向けサイトなどで共有し、各区統括本部の取組の推進につなげたい。

CASE 2 ヒアリング

ヒアリング

社会的養護の「アフターケア」事業に反映するためのヒアリング



B4S PORTよこはまの様子

主管課
**こども青少年局
子どもの権利擁護課**

取組時期:2023年～
参加者数:社会的養護経験者(18歳以上)／計5名

取組の概要

児童養護施設や里親などの「社会的養護」の環境から社会に出た後、進学、就職、出産などを経験しているなかで、社会に出た後にどのようなサポートが必要か、2023年度にヒアリングを実施。さらに翌年度、社会的養護を経験した方、児童養護施設等に入所中の児童、施設等関係者などを対象に、匿名のウェブアンケートも実施しました。

取組の背景・経緯

「こども、みんなが主役! よこはまわくわくプラン」の策定に向けて、社会的養護経験者への支援拡充の検討を開始しました。社会的養護経験がある若者当事者の声を直接聴き、支援やサポートの内容を検討するため、ヒアリングを実施しました。

取組の実績

- ・ヒアリング参加者は全員20代で、男性3名、女性2名。ひとり1時間ほど。
- ・ウェブアンケートは約200名が回答。
- ・社会的養護に関する支援ニーズ等について、実際の声を聴いた。

社会的養護を経験した方に、当時を振り返ってもらい「あったらよかった支援」を聞くことで、特にニーズの高い支援内容の把握に努めました。

スケジュール／ノウハウ

- ・児童養護施設等の退所後児童のアフターケアを行う「B4S PORTよこはま」の運営を行っている「NPO法人ブリッジフォースマイル」と連携して実施した。
- ・2023年7月からヒアリング項目の検討を行い、2023年10月に所管課の職員がヒアリングを実施。
- ・話しやすい環境を整えるため、事前に聞かせてもらいたい内容を伝えるとともに、ヒアリングには同NPOの担当職員も同席した。



B4S PORTよこはまのイベント

point 3 声を受けた具体的な取組

大人が必要だと思っている支援が、必ずしも子どもが必要としているものとは一致しないケースもあります。ヒアリングで受け止めたこどもたちの声は、令和7年度に、お金や離婚などについて弁護士に相談ができる「法律の相談支援」や、退職してアパートを出なくてはならないときなどに滞在することができる「一時的な居場所」づくりへの取組につながっています。



こどもの権利擁護課の職員

point 1 ヒアリングの内容は？

社会的養護の中高生に対する支援や施設等を退所する際に必要な支援、現在の困りごとや不安に感じていることなどを聽きました。スマートフォン等の通信機器の利用制限の厳しさが、学校などで友人関係をつくるときに弊害となったことや、現在の困りごとに対する支援として、経済的な支援に加えてローンの整理や養育費に関する法律関連の支援を求める声などがあがりました。

point 2 話しやすい環境づくりをする

社会的養護経験のあるこどもたちは、「ここが安全かどうか」「自分の発言を相手はどう思うか」など、繊細な面を持ち合わせていることがあります。ヒアリングでは、「言いたくないことは言わなくていい」ということを事前に伝えるとともに、普段から関わりのあるNPOの担当職員にも同席してもらい、信頼できる大人が積極的に声を聴く姿勢を大切にしながら実施しました。



若者を支えるスタッフの皆さん

「ストレスが溜まるとお金を使いすぎてしまう」「職場での人間関係を円滑に築くことができずに職を転々としてしまう」といったケースや、施設を出ると児童相談所による心理的なサポートが受けられなくなり、精神的な支えを失ってしまうケースもありました。施設に入所していた方と比べると、里親家庭で養育されてきた方は、同じ境遇の人と知り合う機会が少なく、相談する相手がいなかったケースも。今回、実際の声を聞くことができほんとうに良かったです。

意見の取扱い

- ・児童養護施設等の退所後に必要な支援の充実。

課題と展望

- ・子どもが職員に対して気を遣っている場合もあり、人間関係が良いからこそ話ができないという場合もある。
- ・無理をさせることはできないが、より声をキャッチしづらい、自分のこと話をするのが苦手な子どもの意見も聴いていきたい。



「横浜市特別支援教育推進指針」の策定に向けた特別支援学校に通う生徒向けアンケート



イメージ写真

所管課
**教育委員会事務局
特別支援教育課**

取組時期:2023年度

参加者数:約400名(盲特別支援学校、ろう特別支援学校、高等特別支援学校等3校に在籍する高等部の生徒
(1年生・3年生)

取組の概要

特別支援教育に通っているこどもたちの声を聞くため、市内の高等特別支援学校1~3年生と盲・ろう特別支援学校的生徒を対象に「学校生活を振り返って感じること(9問)」に関するアンケートを実施。

取組の背景・経緯

特別支援教育を取り巻く状況の大きな変化に対応していく観点から、横浜市の特別支援教育の目指す姿を、教職員や保護者等と共にし、児童・生徒一人ひとりの「豊かな学び」を提供できるよう「特別支援教育推進指針」策定に向けた検討を開始(2023年3月)。指針の策定にあたって、実際に特別支援学校に通うこどもの声を集めました。

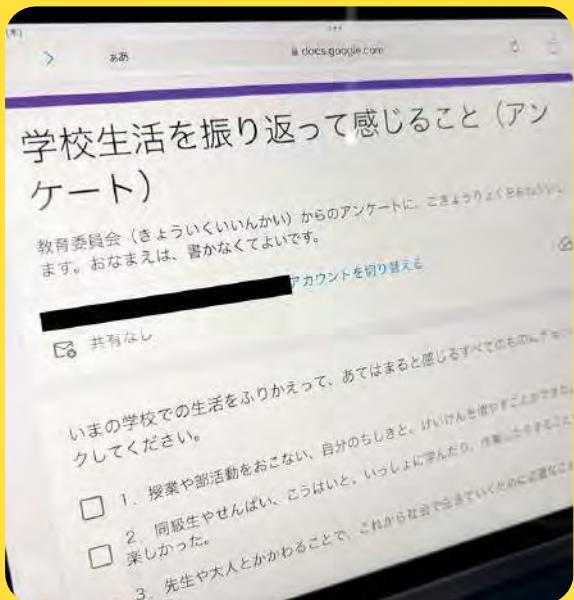
取組の実績

- 高等特別支援学校等3校の高校1~3年生、盲・ろう特別支援学校的生徒約400名の声を集めた。
- 主に朝の会の時間を活用し、学校の全面的な協力のもとオンラインアンケートに答えてもらった

インクルーシブのあり方について、現場の実感を聞く貴重な機会に。

スケジュール／ノウハウ

- 2024年1月末に校長会を通じて、特別支援学校へアンケート協力の依頼し、2024年2月に生徒向けのオンラインアンケートを実施
- アンケート作成から実施まで主管課で対応。
- アンケート項目は教員である指導主事と相談しながら検討。



オンラインアンケートの画面

point 1 行政が推進する「インクルーシブ」と現場の実感

横浜市では、多様な学びの場があり、積み上げてきた強みを生かした「横浜らしいインクルーシブ教育」を推進していくと考えています。障害の状況によっては、実際には学ぶスピードも内容も違います。小・中学校では個別支援学級に分かれて学ぶほうが安心できるという声が、アンケートでは一定数ありました。行政が推進することが、現場で学ぶこどもたちの思いと必ずしも一致しないケースがあることがわかります。

point 2 音声読み上げ機能、点字版も活用

盲特別支援学校の生徒の声を集める対応も行いました。弱視のこどもはタブレット端末等の音声読み上げ機能を活用しました。また、音声読み上げ機能での対応が難しい生徒のため、所管課において市役所内にある点字器を使い、点字版アンケートも制作しました。



所管課が作成した点字版アンケート



特別支援教育課の職員

小中学校の個別支援学級のこどもに聞くのが難しかった理由として、支援級の子、一般級の子、それぞれの立場を分けて聞くことが差別的に捉えられる懸念がありました。一緒に学ぶとき、どういうところが難しく、どんなことであれば一緒にできるのか。クラス単位で実現可能なインクルーシブの方法を、導き出していく必要があります。支援級の子が、落ち着かない様子のときに、一般級の子がその状態を理解できるような指導も必要ですね。

意見の取扱い

- ・アンケートでいただいた生徒意見の学びたかったこと等について、今後の学校運営・学校支援に生かしていく。
- ・「特別支援教育推進指針」を策定(2024年3月)し、今後の学校運営や学校支援の取組の中で反映していく。

課題と展望

- ・今回は対象外となっている一般級の生徒の声や、より重度の障害のあるこどもたちの声を聞くことについても引き続き考えていく必要がある。
- ・これからインクルーシブ教育の実現に向けたモデル的取組を進めていくにあたり、児童が感じていることも十分考慮し、個別支援学級や特別支援学校の交流の在り方等を研究・検討を進めていきたい。



グループワーク

未来の公園についての 若者によるワークショップ



高校生によるワークショップ

主管課
**脱炭素・GREEN×EXPO推進局
上瀬谷公園企画課**

取組時期:2023年度～
参加者数:高校生、大学生／計44名(2023年度)

取組の概要

GREEN×EXPO2027の会場跡地に計画している(仮称)旧上瀬谷通信施設公園の検討にあたり、環境問題に関心のある高校生・大学生を対象にワークショップ形式のヒアリングを実施。

取組の実績

- ・2023年8月に高校生9名に1回、同年12月に大学生35名に1回ワークショップを実施。ワークショップは1時間30分／1回。
- ・高校生のアイデアをイラスト等でとりまとめた資料を作成し、構想の検討の参考にすることを伝えるためのフィードバックの会を2023年12月に実施。
- ・SDGsや環境問題に関心のある若者の等身大の意見を聞くことができた。

横浜市の関連事業等との連携により実現しました！

取組の背景・経緯

公園の計画の検討を進めるにあたり、若者の新しい視点や感性・アイデアを取り入れていくために、2023年8月からワークショップ形式の対話を企画・実施。2024年3月に取組テーマを「環境」と「防災」とした「新しい公園」構想骨子を策定。2024年度も計画の具体化に向け対話を継続。

スケジュール／ノウハウ

- ・関連部署と連携した高校生への働きかけ(2023年6月頃～)と、大学へ出前講座に関する調整(2023年6月頃～)。
- ・2023年度に「若者」の声を聴くワークショップを企画し、同年度8月・12月に実施。
- ・ワークショップの企画や当日の進行・ファシリテーターの役割は上瀬谷公園企画課が担った。
- ・話をしたことがない人同士がグループになるときは、職員が声掛けをするなどの対応を行った。
- ・ワークショップ当日は横浜市職員3名、委託業者で対応。
- ・ワークショップの意見等を取りまとめる、意見のイラスト化等については委託業務で実施。



高校生によるワークショップ

point 1 それぞれのワークショップの進め方は？

高校生によるワークショップでは、事前に概要説明を行い、ワークショップまでの宿題として気候変動や生物多様性に配慮した「未来の公園の姿」のアイデアシート作成してもらいました。ワークショップ当日は、①アイデアの共有、②アイデアのグループ化・再整理、③発表を行いました。また、大学との包括連携協定に基づき、環境活動に関するオムニバス講義1枠を活用し、「仮称）旧上瀬谷通信施設公園の理想像」について6つのグループで検討・アイデアをまとめました。

point 2 しっかりとした、率直な意見

ワークショップでは、「規格外の野菜も出品される地産地消マーケットが開催される公園」や「自給自足農園」、「花や樹木を植えるイベント」、「収穫できるグリーンカーテン」、「自然観察ツアーができる公園」などの環境面を真剣に考えたアイデアがあがりました。同時に、「スポーツを通じた交流ができる」、「写真を撮りたいカフェがある」などの「今まで通りの公園」の要素やトレンドをおさえた要素もあると良い、といった率直な意見も聞くことができました。

point 3 意見の可視化と反映

高校生が考えた「未来の公園の姿」のアイデアを、イラストで表現し、フィードバック会を実施しました。また、公園が“環境問題についての学びのきっかけ”“自然に興味をもつきっかけ”にもなりうるという、新しい視点も得ることができました。こういった対話のなかで出たアイデアやイメージを受け止め、計画等の検討に役立てていきます。



「未来の公園」のアイデアをまとめたイラスト例



上瀬谷公園企画課の職員

未来の公園をつくるにあたっては、次世代を担う若者に積極的に意見を聴き、若者にも将来に渡って利用したいと思ってもらえるような公園にしていきたいと考え、本市の関連事業とも連携しながら高校生・大学生にアプローチしました。若者から得られた新しい視点や具体的なアイデア、普遍的なニーズ等を計画の検討の際に参照しイメージしながら、引き続き業務を進めていきたいと思います。

意見の取扱い

- いただいたアイデアは、今後の「新しい公園」についての計画検討の参考にしていく。

課題と展望

- 意見を聴いた若者たちに、どのように計画等へ反映したかをフィードバックすることも重要。
- 今後は、意見を聞く年代の幅もを広げていくことを検討する。



大門小学校建て替えに際しての ワークショップ



こどもたちが立てた旗(地域のなかで好きな場所)

主管課 建築局学校整備課

取組時期:2024年度

参加者数:小学5年生および2・3年生 計約100名

取組の概要

小学校の建て替えに際し、こどもたちが使いやすく愛着がもてる学校建築の実現や、こどもの学校や地域への思いを設計事業者が理解を深めることを目的として、基本設計の段階でこどもの声を聴くワークショップを実施しました。

取組の背景・経緯

学校建て替えは教育委員会事務局教育施設課からの依頼を受けて、建築局で設計委託を行っています。建て替えの設計業務等を受託した設計事業者から、こどもたちの声を聞きながら設計を進めたいという提案がありました。小学校の建て替えにあたっては、児童やご家族との良好な関係が大切です。このような事前ワークショップを経て、相互の理解を深めていくことで、行政と学校が連携し、愛着をもてる学校づくりに取り組む土台をつくりました。

取組の実績

- 最初の2回は設計事業者を講師に招いてワークショップの前段となる授業を行い、3回目に体育館で全4時間(午前中いっぱい)のワークショップを行った。
- 授業は2024年6月28日・10月22日、ワークショップは10月24日に実施し、計3回のプログラム構成となった。

建築局、設計事業者、学校の3者が密に連携し、スムーズに実現!

スケジュール／ノウハウ

- ワークショップでは、大学生等のスタッフが声掛けするなど、こどもたちが意見を言いやすくなるようフォローしながら実施
- 設計事業者からの提案を受け、建築局から小学校の校長先生へ相談。総合的な学習の時間を活用し、こどもたちのための授業と、こどもの意見を聞く取組の両側面をもちながら実施した。



ワークショップの様子

point 1 ワークショップの内容

レクチャーは「建築家の仕事」「学校の建て替え」のテーマで実施。自分たちの学校の建て替えに際し、こども自身が意見を伝えようという心構えをもちワークショップに臨むプロセスを踏みました。ワークショップは体育館に「学校」と「地域(学区)」それぞれの大きな地図を広げ、こどもたちが「思い出の場所」「紹介したい場所」「好きな場所」を付箋に書き、それを旗に見立てて地図に置くゲーム感覚も取り入れつつ、設計事業者のスタッフや建築局市職員がこどもと対話をしながら声を集めました。

point 2 集まった声をどう反映していく?

こどもの学校への思いとして、「富士山の眺望」「図書室に個室があるといい」「畑で育てているナスへの愛着」といったものから、校舎やエレベーターのカラーリングまで、さまざまな声があがりました。校舎の一画に落ち着ける場所をつくろうと考えていた設計事業者も、その必要性を感じることができ、使い手の思いを把握して今後の設計業務などのなかでこどもの意見を反映していきます。



ワークショップの様子

point 3 教育委員会の視点

小学校の建て替えは、設計から竣工まで約10年かかるため、新しい学校との関係が生まれにくい在校児童にとって、今回のワークショップは、未来の学校に向けて自分たちの意見が反映される貴重な機会になりました。横浜市こども・子育て基本条例も制定され、今後も積極的に今回のような取組を進めていきたいと考えています。



教育施設課・学校整備課の職員と大門小の先生

これまでの建て替えでは、工事中の学校を見学する機会をもつことはありましたが、今回のような工事前の大規模なワークショップは初めての試み。使う立場にあるこどもたちと実際に話をしてみて、想像していたよりずっと、こどもたちがちゃんと意見をもっていることにも驚きました。

学校現場の皆さんに、建て替えはネガティブに捉えられがち。工事に入る前からの信頼関係をいかに築くかが建て替え成功の鍵になる。ワークショップはその方法のひとつです。

意見の取扱い

- ・設計事業者による計画段階でこどもの意見を聴き、設計に取り入れ、完成する学校に反映する。

課題と展望

- ・今回午前中いっぱいワークショップができたのは異例のこと。小学校のカリキュラムが前年度に固まるため、早い段階での調整が必要となる。
- ・今後の学校の建て替えもこどもの声を聴きながら進めていきたい。

CASE 6



ロールプレイ

「ジモトガイド横浜市 ～消防局特集～」 コンテンツづくり



ワークショップに参加したこどもたち

主管課 消防局救急企画課

取組時期:2024年度

参加者数:市内在住・在学の小学校5年生
および6年生計7名

取組の概要

子育て世代の救急に対する理解を深めるためデジタルガイドブック「ジモトガイド横浜市～消防局特集～」を制作。こどもに多い急な病気やけがを防ぐための情報やこども記者となったこどもたちが消防局を取材し、こども目線で発見した消防局の魅力をコンテンツに反映しました。

取組の実績

・横浜市ホームページ、消防局や委託事業者のXを通じて2024年4月12日～4月19日に募集。
・ワークショップは4月27・28日の2日間にわたり開催(いずれも9時～12時)。参加者はこども記者として、1日目は消防局新本部庁舎の見学、2日目は市民防災センターのツアーに参加し、取材内容を発表。

「こども記者」という役割を与えたことで、見学も主体的に取り組む姿がありました！

取組の背景・経緯

救急要請の割合が高いのが、高齢者と乳幼児です。乳幼児をもつ子育て世代に「予防救急」を伝え、全国で多くの子育て世代の情報ツールとして利用しているこども向け知育アプリ「ごっこランド」内にコンテンツを作成しました。

スケジュール／ノウハウ

- ・年度当初から企画をして、9月9日(救急の日)をリリース日に設定したため、こども記者の募集、ワークショップの実施及びコンテンツ制作は全てスピード感のあるスケジュールとなった。
- ・当日は、こどもの意見を引き出しやすくするため、委託事業者のスタッフ2名がファシリテーターとして参加。
- ・「こども記者」という役割の中で、こども自身が感じた気づきや、消防局の魅力をこどもの声として聞きとり、コンテンツに反映した。



会議室のマイクシステムを体験することもたち

point 3 双方向的なコミュニケーションを大切に

消防局職員の一方的な説明にならないよう、こどもたちへ質問を交えながら、こどもたちが考えていることを最大限に引き出すよう工夫しました。



アプリに掲載されているなぞなぞ



救急企画課の職員

コンテンツ制作に際しては、デジタル版地域体験ガイド「ジモトガイド」を手がけている東京の事業者に、委託しました。予算は基本戦略枠からの拠出です。ジモトガイドは、1つの自治体につき1コンテンツという決まりがあり、他自治体は観光に関わる部署で制作しているケースが多いです。ワークショップでは、ふだん一般の方が入れない場所を案内したりすると、こども記者としての興味も高まり、大人にはない視点がどんどん出てきたことが印象に残っていますね。

意見の取扱い

- ・「ジモトガイド横浜市～消防局特集～」コンテンツに、こどもたちが撮影した写真やこども記者のツアーの際に発表したクイズを反映している。

課題と展望

- ・多くの利用者がいる「ごっこランド」内にコンテンツをつくることで、子育て世帯に効率的に予防救急をPRすることができている。
- ・今回こどもたちの意見は、消防局が実施している小学校3・4年生の防災教育や、中学生の救命講習といった教育プログラムなど、別の施策の際にも参考にする。



「意見を聴く対象を決めつけない！」 未就学児から大人まで 共に描く子育てしたいまち



発見したこと、感じたこと、やりたいことを絵を描きながら表現する未就学児

© 2024 Nobuhiro Tamakoshi

主管課 政策経営局経営戦略課

取組時期: 2024年

参加者数: 未就学児(4歳～)・小学生／保護者等／計約30名

取組の概要

「子育てしたいまち推進モデル地区」の青葉区美しが丘公園周辺エリアにおいて、こどもや保護者の声を聞き、施策を検討するワークショップを開催。こどももまちを構成する当事者であり、未就学児を含め、地域のこどもと大人が一緒に参加し、施策を検討する手法の確立と施策の実装を目指としたチャレンジングな取組。

取組の背景・経緯

令和5年度に実施した「子育て世代の日常生活に関するインサイト分析調査」では、今後の子育て施策の新たな方向性として、子育てが楽になるだけでなく、こどものいる生活が楽しくなるような施策の展開を目指すことで、親子の幸せを実現できるのではないかとまとめた。この調査結果を踏まえ、親子が日常生活の中で、より笑顔になれる取組を当事者と一緒に考えたいとの思いから実施。

取組の実績

- ・ワークショップではフィールドワークやグループワーク等を実施。
- ・4歳の未就学児から小学生が17名、保護者等を含めると約30名が参加。
- ・運営スタッフは、職員、委託事業者、こどもの意見を引き出すためのアドバイザーで構成。
- ・こどもの声をそのまま受け止め、それらの意見が実現した架空の街を描いた3つのストーリーに集約するとともに、関連する取組を実装。

未就学児を含めて、こどもから意見を聴取していくことは把握できる限りで本市初!

スケジュール／ノウハウ

- ・ワークショップの準備から実施は半年程度。7月頃から打合せをスタートし、9月下旬と11月上旬に計2回実施。
- ・企画・運営は、コンサルティングするだけでなく、共に考え、行動する、政策実装の支援業務実績のある事業者に委託。参加者は地域の子育て支援者経由で募集。
- ・ワークショップ開催前に、こどもの声をどうキャッチするか、こどもに対する接し方や向き合うときのポイントなどを伝えるため、参加する大人に事前研修を実施。



©2024 Nobuhiro Tamakoshi

「フィールドワーク」では美しが丘公園周辺を歩きながら、普段感じている思いを共有し合った。それぞれにファシリテーターや記録係がついて、会話を細やかに拾っていった。

3 具体的に集まった声

「まちにゾンビ、お化けがいたらおもしろい」「遊具も何もない空き地があつたらいいな」「公園で焚き火ができるとおもしろい」「習い事にいくとき知らない人の車には乗りたくない」等の自由な発想に基づく意見をそのまま受け止め、それらの意見が実現した街を描いたストーリーをまとめました。

ワークショップの内容・進め方

フィールドワークでは、幼児・小学生・大人のグループに分かれて美しが丘公園周辺を歩きながら、マップに好きな場所・怖い場所・よく行く場所などのシールを貼り、普段の思いを表現してもらいました。その後のグループワークでは、粘土やクレヨン、折り紙やペンなどのツールを用意し、未就学児でも表現できる環境を整えました。また、こどもたちにのびのびと意見を語ってもらうため、小学生チームにはファシリテーターが質問しながら動画を撮影し、その動画で発表してもらう等の方法も実施しました。

2 大人のマインドセットをどうつくる？

こどもと向き合うために、大人がこどもを「一人の主体として尊重する」マインドセットを整える機会をワークショップ実施前に設けました。例えばこどもと大人の間に仕切りを設置したり、スーツなどの威圧的な服装や、所属や肩書きを含んだ呼び名の使用を避けたり、話すときはこどもの視点までかがんやりするなどの工夫をして、こどもの心理的安全性を担保しました。



©2024 Nobuhiro Tamakoshi

未就学児は紙粘土を使いながら「こんなまちがいい」「こんなのがあったら楽しい」と教えてくれた。



©2024 Nobuhiro Tamakoshi

小学生チームはぬいぐるみに「代弁」させる形で発表した。自分ではない存在に語らせることで、スムーズに意見を言える子もいた。

経営戦略課の職員

保護者からは「迎えに来たとき、こどもたちが自信にあふれた表情をしていた」というお声をいただきました。自分の意見が報告書に反映され、フィードバックされることが、こどもの自己肯定感や自己効力感の向上につながるということを改めて感じました。また、今回のワークショップを進めていく過程で学んだ工夫や心構え等を「こどもが主体的に参加する場をつくるためのミニ実践ガイド」としてまとめましたので、ぜひさまざまな方に活用してもらいたいです。

意見の取扱い

- 「こどもが主体的に参加する場をつくるためのミニ実践ガイド」を作成。
- ワークショップでいただいた意見を基に、子どもを遊ばせながら子育ての悩みなどを相談できる場（子育て支援者会場）を、こどもログハウスに新たに設置する等、取組の実装を検討。

課題と展望

- こどもは大人がいる環境において、自然と大人が求めていることを想定・忖度して発言することがしばしばあるため、こどもが安心して過ごし、表現できる環境を整えることが必要。
- 取組を進めるうえでは、「大人の都合」、社会生活の中で大人の間で暗黙のうちに共有されている価値観や常識がその前提として入り込むことが少くないため、「こどもの都合」を踏まえた思考に切り替えることが重要。
- 未就学児を含めて、こどもが政策立案プロセスに当事者として参加できる工夫や心構え等をまとめた「こどもが主体的に参加する場をつくるためのミニ実践ガイド」が類似の取組が行われる際の活用を期待。

※本取組の写真は、『みんなの「やりたい」から始まるまちの政策デザインラボ実施報告書』から引用しています。



出前授業

本郷台駅前の花壇づくり



完成した駅前花壇

主管課
栄区栄土木事務所
下水道・公園係

取組時期: 2023年度および2024年度
参加者数: 横浜市立本郷台小学校6年生約90名

取組の概要

2027年に開催される「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成を目的としながら、日本の造園文化の発信と造園技術の継承として本郷台小学校の6年生とともにワークショップを実施(2024年度の取組)。日本の庭園をテーマに栄土木事務所が出前授業を行い、こどもたちが実際にペイントした石をいたち川を表現した花壇に設置しました。

取組の背景・経緯

栄土木事務所には、総合的な学習の時間に出前授業をしてほしいという要望が、区内の小学校から届きます。2023年度には本郷台小学校からの声がけで、栄区のシンボルリバー・いたち川沿いに桜の樹を植える「植樹式」を協働して実施。今年度は栄土木事務所から同校へ働きかけ、こどもたちとともに本郷台駅前の花壇づくりについて、ワークショップを実施しました。

取組の実績

- ・2023年度「植樹式」・2024年度「本郷台駅前花壇づくり」のいずれも現場が通学区域である本郷台小学校とともに「GREEN×EXPO 2027」機運醸成の一環として事業を実施。
- ・出前授業を通して、花壇づくりに向けた、こどもたちの意欲を醸成するとともに、こどもたちと直接対話をする機会をつくった。

小学生が出前授業で学び、花壇づくりを通じたまちづくりに参加!

スケジュール／ノウハウ

- ・2023年度に事業計画を立て、2024年4月より具体的な実施に向けて計画をスタート。
- ・2024年度の事業では、区政推進課を通じて本郷台小学校への声掛けを6月に行った。秋は小学校のイベントが多いため、12月と3月に出前授業を実施した。
- ・出前授業の内容に関する小学校との打合せは計3回ほど実施した。
- ・小学校とのやり取りは基本的に、土木事務所と学校がメールで行い、詳細は打合せをとおして内容を詰めていった。



出前授業の様子

3 まちへの愛着をもってもらう

目的は「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成ですが、こども自身の関わりが目に見えるかたちで花壇づくりに反映されることにより、こどもたちにまちへの愛着をもってもらうこと、地域を大切にする気持ちが生まれることを目指しました。花壇は駅前の人目につく場所にあるので、小学生がつくったものと知れば往来する人も関心をもち、多くの人に栄区に愛着をもってもらえることを願っています。



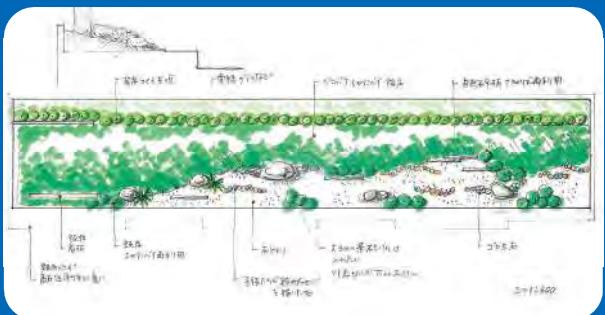
栄区栄土木事務所の職員

 伝統×新しい解釈のハイブリッド

自然の大切さを伝えたいという思いから、区内のシンボルリバーである「いたち川」を表現することに。「GREEN x EXPO 2027」の趣旨に沿って、日本の造園技術を次世代に継承できるよう、日本庭園の伝統的な様式である枯山水の技法を花壇づくりに取り入れました。出前授業では造園業者が枯山水について解説。こどもたちからは、枯山水には「色をつけてもいい?」「生き物を描いてもいい?」と固定概念のない、自由な発想の声があがりました。

point 2 造園業者とともにつくった 出前授業

これまでの出前授業は栄土木事務所が単独で行ってきましたが、今回は「つくる人の話が聞きたい」という学校からの要望を受け、造園業者とともに組み立てました。造園業者が使っている道具を実際に見せてもらうなど、「花壇づくりに参加する」リアリティをこどもたちが感じる内容に。学校の助言も踏まえ、6年生は大人向けの説明も理解できるので、かみくだきすぎない内容にしました。



土木事務所職員が描いたデザインの素案

「GREEN×EXPO 2027」を知っていますか？と聞くと、ほとんどの子どもが手をあげて反応をくれたのがうれしかったですね。花壇のデザインは、土木事務所の職員が絵を描いて素案をつくりました。「枯山水」という日本の伝統にふれながら、固定概念にとらわれず、庭造りの楽しさを伝えられたら良いと考えました。土木事務所には、過去の工事で出た石があり、それらを再利用して取り組めたこともよかったです。

意見の取扱い

- ・「こどもたちが『いたち川』をテーマに石にペイントし、花壇のどこに配置すると良いかを考えてもらい、一緒に設置した。
 - ・日本の伝統や、造園技術を学びながら、花壇づくりへの参加を通してまちへ愛着をもってもらうプロセスとなった。

課題と展望

- ・出前授業やイベントのスケジュールは、小学校の行事などの都合にあわせて調整していく必要があるため、学校との連絡を密に取りながら進めた。
 - ・今回の取組も踏まえ「GREEN×EXPO 2027」に向けた取組だけでなく、様々な場面で子どもの声を聴く取組を検討していくたい。

「ボイス・オブ・ユース (青少年の主張)」

朗読・表彰式



作文の朗読を行う入選者

主管課 南区地域振興課

取組時期：1981年～(44回開催、コロナ禍は一時中止)

対象：南区内在住・在学の小学生3～6年生、中学生、
高校生、一般(20歳まで)

応募総数：計1,522編(うち入選数69編)

取組の概要

青少年の思いや考えを表現した作文を募集し、入選者はみなみん(南公会堂)で表彰および朗読を行うプログラム。横浜市内唯一の取組で、半世紀に及ぶ歴史をもつイベント。1999年からは司会や受付など会の運営にも、こどもたちが積極的に参加。

取組の背景・経緯

こどもたちの声を聴き、それを共有し理解することで、大人たちが歩み寄りながら地域のこどもたちを支えていくことを目的としてスタートした事業です。本事業を通じて青少年の成長を見守り、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

取組の実績

- ・今年度の小・中・高・一般の部での募集のうち、小学生の部は、南区の全児童数約7,000人のうち約700人が応募しており、区内の1/10にのぼる児童が応募している。
- ・作成した作文集は、区内の学校図書館、地区センターなどで貸出・閲覧ができ、区のWEBサイトでも公開。

こどもたちの思いや考えを、直接伝える場を実現しています。



↑作文集はこちら

スケジュール／ノウハウ

- ・実施前年の1月ぐらいから次のテーマの検討会議に入る。
- ・半年程の調整期間を経て、募集開始。募集期間は8月。夏休みの宿題として設定している学校もある。9月中旬までに2回の選考会を実施し、10月に入選作品が決定。
- ・12月に朗読・表彰式を実施。
- ・毎年、市立の小学校・中学校には、校長会を通して、チラシの配布や掲示で参加の募集を呼びかけている。



会の運営に携わるボランティアのこども達

point 3 自分の思いを伝える場

入選作品には、吃音について知つてほしいと発信する児童の作文もありました。ふだん感じていること、伝えたいことをつづった作文の朗読は、聴く人の胸を打ちました。南区は外国籍のこどもが多い地域で、日本語で作文を書くため、多文化共生ラウンジと協働し、どう日本語で表すのかを相談できるサポートも行っています。このようなサポートを活用し、毎年10名ほどの応募があります。



南区地域振興課の職員

意見の取扱い

- ・こどもたちの思いや考えが掲載されている作文集を、庁内、関係施設や自治会町内会へ送っている。
- ・朗読を聴きに来てくれた方が、地域に帰つて、紹介してくれている。

point 1 運営主体は地域団体

本イベントは「南区青少年指導員協議会」が主催し、南区地域振興課が事務局を担っています。また、地域団体が「こどもたちのために」という思いから、半世紀にわたり主体的にボランティアで運営を継続していることが特徴です。作文の審査を担うのも、青少年指導員の方たち。3人1組で1,500編以上の作文を読み、1次・2次と審査を経ての選定は、容易なことではありません。地域の方たちのこどもたちへの思いがあふれる事業です。

point 2 こどもたちの思いを地域へ届ける

2024年度の作文テーマは「大人になった自分への手紙」「私の好きな南区」「ルールとマナーについて」「自由課題」。テーマも毎年、青少年指導員が検討しています。今年は特に商店街や地域の方の見守り隊への感謝の思いや、地元の行事への参加を通じて魅力を引き継いでいきたいといった声が印象に残りました。こどもたちの声を見える化し、行政・地域の関係各所に届けことで、こどもの声をまちづくりに活かします。



受付、パックスステージやステージ上で運営をサポートすることも達

短いテキストで発信するSNSが主流のなか、作文用紙に1,200字で自分の思いを表現するのは貴重な機会。「ボイス・オブ・ユースへの応募をきっかけに、自分を振り返り、あらためて自分の思いや考えに気づいた」という方もいました。作文をきっかけに、自分の将来のことや、住んでいるまちのことをふりかえる機会となっていることがうれしいです。

課題と展望

- ・少子化の時代、応募者数をどう増やしていくか。
- ・運営ボランティアの参加が増えたときに、いかにスムーズに行うか。うれしい悲鳴ではあるが、今年度はその対応に時間を要した。
- ・私的な内容を含む作文や個人を特定されるような内容があった場合には、慎重に確認を進めていく必要がある。
- ・こども自身が、自分のことを振り返るよい機会にもなっていると感じているため、引き続き、同事業を続けていく。



青葉区制30周年記念イベント 小学生を対象とした「1日区長体験」



発表するこどもたちと区長

主管課 青葉区区政推進課

取組時期:2024年8月

参加者数:青葉区の小学生(2~6年生)／計8名

取組の概要

「青葉区制30周年魅力体験イベント」の一環として、こどもたちが1日区長になりきり「自分が区長になったらこんなことをしたい」といったアイデアを出してもらう「1日区長体験」を実施。

取組の実績

- ・2年生1名、3年生～5年生が各2名、6年生1名が参加。
- ・低学年・高学年で2日間に分けて実施。
- ・各日13時～15時30分で実施。
- ・定員10名のところ、応募は68名にのぼった。
- ・区政を知ってもらう学びの機会にもなった。

「委嘱式」からスタートし、
名刺交換、庁内の見学をして、
最後に意見交換を！

取組の背景・経緯

青葉区制30周年のキャッチフレーズ「未来へつなごう 青葉の魅力」にもあるように、こどもたちに「ふるさと意識」をさらにもっともらえるような特別な体験をしてもらいたい思いから、2023年10月より計画をスタート。1日区長として区役所の業務を知ることによって、区政への関心をもってもらうこと、また地域への愛着を育むことを目的に、体験イベントとして実施しました。

スケジュール／ノウハウ

- ・検討開始は2023年10月から。2024年5月頃までは庁内の調整を行った。
- ・参加者募集は6月27日から7月19日まで。
- ・記者発表や広報よこはまによる周知のほか、小学校長会での周知依頼など様々な方法で広報を実施。
- ・7月下旬に参加者を決定。実施は8月5日・8日。
- ・例年のインターンシップや職業体験の受け入れから発展し、1日区長体験というアイデアが出た。
- ・企画から実施まで青葉区職員のみで対応。こども家庭支援課の元教員の職員から、こどもへの対応のアドバイスをもらいながら具体化していった。



POINT 「1日区長」の内容は？

「1日区長に任命します」という委嘱式からはじまり、区長とこどもたちとの名刺交換を行いました。さらに区長室や区庁舎の見学、土木事務所の道路パトロールカーの乗車体験を実施。その後、青葉区の特徴を職員から話したうえで「青葉区がこんなまちになってほしい」といったアイデアをこども同士で30分ほど出し合い、最後にこどもたちの柔軟なアイデアや意見を、一人ひとりが区長に向けて発表。区長も一人ひとりにコメントを返しました。

POINT 意見を出しやすくする工夫

家庭内でも話し合えるように事前に意見交換のテーマを伝え、当日は「公園で遊ぶときに気になっているところや困っていることはないか」といった、イメージしやすい言い回しでサポートしました。名刺も、職員がふだん使用しているものと同じデザインにして、区役所を身近に感じてもらえるよう工夫しました。また人数も1回あたり5名までの少人数で実施し、意見を言いやすい環境をつくりました。

POINT パネル展示や庁内への共有

1日区長体験終了後は、いただいた意見を青葉区のホームページで公開しました。また区庁舎1階展示スペースで、当日のプログラムやこどもたちの声をパネルで掲示し、区役所各課にも共有。職員や区民の方々に広く意見を共有しました。



青葉区役所1階展示スペースの様子



青葉区区政推進課の職員

意見交換では、意見を出してもらえるか心配はありましたが、事前に考えてきたことやほかの参加者の声を聴いて考えたことを、積極的に発言してもらいました。「雨の日でも暑い日でも遊べるドーム型の公園がほしい」「道や川を綺麗にしたい」「観覧車などのシンボルをつくりたい」などが印象的でした。青葉区の説明として、人口や面積などもお伝えしたので、学習の機会にもなったのかなと思います。また、こどもならではの意見を聴けたことがとてもよかったです。

意見の取扱い

- ・青葉区ホームページでの公開。
- ・区庁舎1階スペースでの展示。
- ・区役所各課へ共有し、今後の取組の参考とする。

課題と展望

- ・募集人数に対し応募が大きく上回り、お断りする方が多くなってしまった。
- ・夏休み中は気温が高かったので、こどもたちの安全性の確保に留意が必要だった。
- ・今回のノウハウを今後の職業体験等の受け入れに生かしたい。



出前授業

「にこまちプラン」啓発事業 小学校への出前授業



小学校出前授業の様子

主管課 西区福祉保健課

取組時期:2018年~

参加者数:区内の小学校2校(5・6年生)／計7クラス／
計約250名(2024年度)

取組の概要

第4期の「にこまちプラン(にこやかしあわせくらしのまちプラン)／西区福祉保健計画」のこども啓発事業の一環として、総合的な学習の時間を活用した小学校への出前授業を行っています。このほかに、中学生の区役所職場体験の中でのミニ講座や、オリジナル啓発ノート・プランのこども概要版を作成・配布し、こどもを対象とした啓発を進めています。

取組の背景・経緯

以前は講演会形式をとっていた「にこまちプランの啓発講座」を、2021年からは出前授業(アウトリーチ)で実施しています。イベントとして開催するよりも、小学校へ出向いた方が、こどもたちも参加しやすく、直接対話できるという理由から、出前授業がスタートしました。西区では、地域に関わるさまざまな場面で、こどもと接点をもつ取組を、継続していきます。

取組の実績

- ・2018年度以降、地域の小学校1～4校が参加。
- ・こどもたちがアウトプットとなる企画を作り上げていくなかで、行政だけでなく、地域の大人も、こどもの声を直接聴くことができた。
- ・こどもたちが「地域のために自分たちにできることはないか」を考え実践してくれること自体が、にこまちプランが目指す「地域のつながり」づくりになっている。

コンパクトな西区だからこそ、地域と密に関係を築いています!

スケジュール／ノウハウ

- ・小学校長会を通して、区内の学校に出前授業実施の募集を行い、5月・6月ぐらいに出前授業を実施。
- ・出前授業をきっかけに、総合的な学習の時間を活用し、こどもたちがイベントなどを企画。イベントの実施は秋から冬にかけて、段階的に実施されている。
- ・出前授業づくりは委託せず、西区職員が企画・実施を担います。こどもたちに伝わりやすい講義内容となるよう少しづつ更新している。



謎解きしながら地域の名所をまわる「TOBEクエスト」(上)
ケアプラザを利用する高齢者と協力して開催した「うどんレク」(下)

point 1 出前授業の内容は？

クラスごとの興味・関心事にあわせながら、「にこまちプラン」のなかで特に伝えたいポイントを、シンプルに伝える工夫をしています。「地域のつながりが大事」と伝えたい場合、「つながる」の反対語はなんだろう？ 「孤独」を無くすためにはどうしたらいいと思いますか？ など、こどもたちの考えを少しづつ掘り下げながらコミュニケーションをはかっていきました。結果として、つながりの大切さを実感してもらうことができました。

point 2 アウトプットのかたちはさまざま

出前授業をきっかけに、こどもたちが、総合的な学習の時間を使って、西区の地域にアプローチする企画を考えてくれました。アウトプットも「謎解き」「スポごみ」「リアル街歩きゲーム」「うどんレク」「ミュージカル」などさまざま。区役所は、その実現に際して商店街や地域の施設とつなぐ調整役を担い、こどもたちの取組がうまく進むよう、個別のサポートを行っています。

point 3 率直なリアクションを受け取る

同じ授業を行っても、学校によって、クラスによって、リアクションが異なります。西区では、こどもたちからの率直なリアクションを楽しみながら取組にあたっています。出前授業や、そのアウトプットまでの過程で受け取ったこどもたちの声は、次年度が策定年度となる次期(第5期)「にこまちプラン」へ反映を検討するほか、必要に応じて、関係する部署へフィードバックをしています。



西区福祉保健課の職員



西公会堂を感動の渦に巻き込んだミュージカル「にこまちの光」

伝えたいのは「地域に愛着をもってほしい」というメッセージ。出前授業を受けたこどもたちは、わたしたちが思いもよらない、想像もしていなかったアウトプットを発想してくれました。これからも「区役所と関わってよかった」と思っていただけるように一生懸命努力して、それがまた他校の参加を促すきっかけになっていけばうれしいです。

意見の取扱い

- ・2025年度が策定年度となる次期(第5期)「にこまちプラン」への反映を検討する。
- ・必要に応じて、庁内の関係する部署へ、個別のフィードバックを行っている。

課題と展望

- ・出前授業で「にこまちプラン」の内容を全て伝えるのは難しいが、このプランで大事にしている「つながり」の大切さを考えてもらうきっかけになってほしい。
- ・今年参加校が増えたのは、他の学校に実施校の良い評判が伝わったもので、引き続き参加したくなるような取組を進めていく。
- ・地域においては、担い手の高齢化や人手不足が共通の課題となっている。こども向け啓発を通じてこどもたちやその親世代(現役世代)の参加意識を醸成し、新たな担い手の発掘・育成につなげたい。

発行元：こども青少年局企画調整課
問合せ先：045-671-4281

令和7年度

予算概要

こども青少年局

【目 次】

	頁
○ 令和7年度こども青少年局予算案について	1
○ 令和7年度こども青少年局予算案総括表	4
○ 全てのこどものウェルビーイングを支える	5
○ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	7
1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	11
○出産費用助成事業	○妊娠・出産サポート事業
○出産・子育て応援事業	○育児支援事業
○妊婦のための支援給付事業	○こんなにちは赤ちゃん訪問事業
○妊婦等包括相談支援事業	○乳幼児発達支援事業
○子育て世代包括支援センター事業	○視聴覚検診事業
○妊婦・産婦健康診査事業	○不妊・不育相談等支援事業
○妊婦歯科健康診査事業	○妊娠婦・子どもの健康相談事業
○母子保健指導事業	○妊娠婦・乳幼児にかかる災害対策事業
○乳幼児健康診査事業	
2 地域における子育て支援の充実	13
○地域子育て支援拠点事業	○親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施
○横浜子育てサポートシステム事業	○子育て応援アプリ「パマトコ」事業
○親と子のつどいの広場事業	○ハマハグ推進事業
○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	○子育てタクシー普及促進事業
○子育て支援者事業	
3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等	15
○「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育	○保育所等における業務効率化
○延長保育事業	○にもつ軽がる保育園
○市立保育所民間移管事業	○給付費事務、保育所入所事務のDX化
○横浜保育室助成事業	○指導・監査
○認可外保育施設等への助成	
4 幼児教育の支援	17
○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費	○私立幼稚園等補助事業
○私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～	○私立幼稚園等個別支援教育費補助事業
○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	○私立幼稚園等施設整備費補助事業
○私立幼稚園等一時預かり保育事業	○幼稚園教諭等住居手当補助事業
5 多様な保育・教育ニーズへの対応	18
○一時預かり事業	○病児・病後児保育事業
○いざというときの一時預かり事業	○プレイフルーニングのモデル実施
○24時間いつでも預かり保育事業	○乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)
○幼稚園等における長時間預かり・一時預かり	○障害児や医療的ケア児の受け入れ推進
○商業・集客施設等での一時預かり促進事業	○外国につながる子どもへの支援
○子どもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業	
6 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保	21
○保育・教育の質向上の仕組みづくり	○幼保小連携・接続事業
○保育・児童教育職員等研修	○保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保
○保育資源ネットワーク構築事業の充実	
7 保育・教育の場の確保	23
○変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進	○保育所等における多機能化
○保育所等の新規整備等	○保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信
8 放課後の居場所づくり	25
○放課後キッズクラブ事業	○小学生の朝の居場所づくりモデル事業
○小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業	○特別支援学校はまつ子ふれあいスクール事業
○放課後児童クラブ事業	○プレイパーク支援事業
○放課後児童サポート事業	

9 こども・若者の健全育成の推進	27
○青少年を育む地域の環境づくり	
○こども食堂等支援事業	
○青少年育成に携わる団体等の支援	
10 地域療育センター運営事業	28
○地域療育センター運営事業	
11 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実	29
○障害児通所支援事業等	
○学齢後期障害児支援事業	
○障害児医療連携支援事業	
12 困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実	30
○青少年相談センターにおける相談・支援事業	
○地域ユースプラザ事業	
○若者サポートステーションにおける相談・支援	
○困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)	
13 ひとり親家庭等の自立支援	31
○ひとり親家庭等自立支援事業	
14 DV対策事業	32
○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実	
○若年女性支援モデル事業	
○女性緊急一時保護施設補助事業	
15 児童扶養手当等	32
○児童扶養手当	
○特別乗車券の交付	
16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化	33
○児童虐待対策の総合的な推進	
○児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化	
17 社会的養育の推進	35
○里親制度等の推進	
○養育支援の充実	
○児童措置費等	
18 ワーク・ライフ・バランスの推進	36
○ワーク・ライフ・バランスの推進	
19 計画の推進	36
○こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進	
○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進	
20 児童手当	37
○児童手当	
21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計)	38
○母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
○財源創出の取組	39
○データドリブンプロジェクト	40
○横浜市中期計画における政策別の予算概要掲載項目について	41
○横浜市子どもの貧困対策に関する計画と令和7年度予算概要との関係	46

令和7年度 こども青少年局予算案について

「横浜市中期計画 2022- 2025」（以下、「中期計画」という）の最終年度として、計画に位置付けた施策・事業を着実に推進していきます。

また、「こども、みんなが主役！ よこはまわくわくプラン（計画期間：令和7～11年度）」（以下、「よこはまわくわくプラン」という）（※）の初年度として、計画に定める目標・方向性の実現に向け、全ての子どものウェルビーイングを支える取組や、子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出すための取組をはじめ、切れ目のない総合的なこども・子育て支援施策を充実させていくための予算案としています。

※令和7年第1回市会定例会における議決を経て策定します。

「中期計画」の戦略・政策等におけるこども青少年局関連の施策・事業

【基本戦略】

子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ

【戦略1】 すべての子どもたちの未来を創るまちづくり

- ＜政策 1＞ 切れ目なく力強い子育て支援～妊娠・出産期・乳幼児期～
- ＜政策 2＞ 切れ目なく力強い子育て支援～乳幼児期・学齢期～
- ＜政策 3＞ 困難な状況にある子ども・家庭への支援
- ＜政策 4＞ 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実
- ＜政策 5＞ 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進

【戦略2】 誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり

- ＜政策 13＞ 障害児・者の支援

【戦略8】 災害に強い安全・安心な都市づくり

- ＜政策 35＞ 地域で支える防災まちづくり

「よこはまわくわくプラン」の目指すべき姿や基本的な視点

【目指すべき姿】

全ての子どものウェルビーイングを社会全体で支え、

未来を創ることで一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、

豊かで幸せな生き方を切り拓く力、

共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

【基本的な視点】

- 1 こどもの視点に立った支援
- 2 全ての子どもへの支援
- 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連續性を大切にする一貫した支援
- 4 こどもに内在する力を引き出す支援
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
- 7 様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～

「よこはまわくわくプラン」の重点テーマ・施策分野・基本施策と予算概要の項目

重点テーマⅠ 全ての子どものウェルビーイングを支える

- (1) 多機関連携による子ども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

重点テーマⅡ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

- (1) 時間的負担感の軽減 (2) 精神的負担感の軽減 (3) 経済的負担感の軽減

施策分野1 全ての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援

基本施策① 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策② 地域における子育て支援の充実

- 2 地域における子育て支援の充実

基本施策③ 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

- 3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等 4 幼児教育の支援 5 多様な保育・教育ニーズへの対応 6 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保 7 保育・教育の場の確保

基本施策④ 学齢期から青年期までの子ども・若者の育成施策の推進

- 8 放課後の居場所づくり 9 こども・若者の健全育成の推進

基本施策⑤ 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

- 10 地域療育センター運営事業 11 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

施策分野2 多様な境遇にある子ども・子育て家庭への支援

基本施策⑥ 困難を抱えやすい子ども・若者への支援施策の充実

- 12 困難を抱えやすい子ども・若者への支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／DV 被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

- 13 ひとり親家庭等の自立支援 14 DV対策事業 15 児童扶養手当等

21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養育の推進

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 17 社会的養育の推進

施策分野3 社会全体での子ども・子育て支援

基本施策⑨ 社会全体で子ども・若者を大切にする地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進 20 児童手当

計画の推進

- 19 計画の推進



令和7年度 こども青少年局予算案総括表

(一般会計)

(単位 : 千円)

項目	令和6年度	令和7年度	差引	前年度比(%)	備考
こども青少年費	369,520,043	412,406,274	42,886,231	11.6	
青少年費	24,024,636	25,136,734	1,112,098	4.6	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	223,982,815	245,243,013	21,260,198	9.5	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	121,512,592	142,026,527	20,513,935	16.9	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	515,525	467,318	△ 48,207	△ 9.4	
特別会計繰出金	515,525	467,318	△ 48,207	△ 9.4	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	370,035,568	412,873,592	42,838,024	11.6	

(特別会計)

(単位 : 千円)

項目	令和6年度	令和7年度	差引	前年度比(%)	備考
母子父子寡婦福祉資金会計	262,575	320,099	57,524	21.9	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	262,575	320,099	57,524	21.9	

重点テーマⅠ

全ての子どもの ウェルビーイング を支える

横浜の全ての子どもたちが、地域の関わりの中で、豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況や置かれている環境等に関わらず一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会=「子どもまんなか社会」の実現を目指します。

3つの方向性と令和7年度の主な事業・取組

1 多機関連携による子ども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

子ども本人や子育て家庭へ必要な支援を着実に届けることができる体制を整備し、子ども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる地域づくりを進めていきます。

子どもたちの安全・安心を守ることができるよう地域や関係機関とも連携しながら、子どものSOSに気づくための見守りや、安全・安心につながるまちづくりを推進します。

主な事業・取組			本文ページ
(1)	子ども家庭センター機能の設置 (「児童虐待対策の総合的な推進<拡充>」の一部)	【1億2,974万円】	P33
(2)	青少年相談センターにおける相談・支援事業	【6,050万円】	P30
(3)	地域ユースプラザ事業	【1億3,764万円】	P30
(4)	若者サポートステーションにおける相談・支援<拡充>	【1億2,329万円】	P30
(5)	困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）	【6,830万円】	P30
(6)	ヤングケアラー支援事業<拡充>	【3,314万円】	P30
(7)	寄り添い型生活支援事業	【3億5,378万円】	P30
(8)	思春期・接続期支援事業（「ひとり親家庭等自立支援事業<拡充>」の一部）	【3,055万円】	P31
(9)	若年女性支援モデル事業	【871万円】	P32

2 子どもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

各ライフステージを通して、全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を充実させ、多様な体験活動や遊びに接することができる機会を創出します。

主な事業・取組			本文ページ
(1)	地域子育て支援拠点事業<拡充>	【16億6,969万円】	P13
(2)	親と子のつどいの広場事業<拡充>	【7億668万円】	P13
(3)	保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>	【4億237万円】	P14
(4)	子育て支援者事業	【7,669万円】	P14
(5)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）<拡充>	【8,131万円】	P20
(6)	青少年の地域活動拠点づくり事業（「青少年を育む地域の環境づくり」の一部）	【1億2,407万円】	P27
(7)	青少年関係施設の運営等	【7億1,632万円】	P27
(8)	プレイパーク支援事業<拡充>	【3,796万円】	P26
(9)	こども食堂等支援事業<拡充>	【2,868万円】	P27

3 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

多様な形で現れるこどもの思いや願いを受け止める姿勢をもち、その年齢・発達の程度に応じて、こどもが意見を表明できる機会の確保に努めていきます。また、こどもが関わるあらゆる施策において、こどもの意見を施策に反映するための取組を継続的に進めていきます。

主な事業・取組		本文ページ
(1)	「よこはま☆保育・教育宣言」の理解促進・実践／研修・研究の取組支援等による専門性の向上及び質の向上（「保育・教育の質向上の仕組みづくり」「保育・児童養護施設等研修」の一部） 【1億5,413万円】	P21
(2)	【再掲】青少年の地域活動拠点づくり事業（「青少年を育む地域の環境づくり」の一部） 【1億2,407万円】	P27
(3)	一時保護施設におけるこどもの意見表明（「児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化＜拡充＞」の一部） 【210万円】	P34
(4)	児童養護施設等で生活するこどもの意見表明支援＜拡充＞ 【1,438万円】	P35
(5)	こどもの意見を大切にする気運醸成（「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進＜拡充＞」の一部） 【450万円】	P36

＜関連する他局の取組＞よこはまわくわくプランの推進に向け、関係局と連携をとりながら取組を進めています。

- 1 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
【教育委員会事務局】不登校児童生徒支援事業／地域等と連携したいじめ等の防止／日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実／放課後学び場事業／よこはま学援隊／安全教育・防災対策の推進／こどもの交通安全対策の推進
【道路局】子どもの通学路交通安全対策事業 【国際局】外国につながるこどもたちへの支援事業
【市民局】地域防犯活動支援事業 【健康福祉局】寄り添い型学習支援事業 【政策経営局】データDV・DV防止事業
- 2 こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
【にぎわいスポーツ文化局】子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業／子どもの文化体験推進事業／MICE次世代育成事業／横浜トリエンナーレ事業／フェスティバルによるにぎわい創出事業／文化施設運営事業
【教育委員会事務局】子どもアドベンチャーカレッジ事業 【みどり環境局】安全・安心な公園づくり／こどもログハウスリノベーション 【港湾局】こどもと港とのふれあい機会の創出

【参考】教育委員会事務局と連携した総合的な不登校児童生徒支援・いじめ防止対策

「よこはまわくわくプラン」等に基づき、区役所の「こども家庭相談」やSNSを活用した「よこはま子ども・若者相談室」などの身近な場所で実施しているこどもや家庭に対する相談窓口の積極的な活用を図るとともに、こども一人ひとりに合った安心できる多様な居場所づくりなど、教育委員会事務局と連携しながら、不登校児童生徒支援やいじめ防止対策に取り組みます。

SOSの察知（早期発見・未然防止）

～主な取組～

- 区役所のこども家庭相談《区役所》
- 児童相談所による相談《こども青少年局》
- よこはま子ども・若者相談室《こども青少年局》
- 24時間子どもSOSダイヤル《教育委員会事務局》

こどもや家庭へのサポート

～主な取組～

- 区役所、児童相談所等の要保護児童対策地域協議会の枠組みによる支援《こども青少年局・区役所》
- 課題に応じた個別的な支援（寄り添い型生活支援事業、ヤングケアラー支援事業、ハートフルスペース等）《こども青少年局・教育委員会事務局》

連携

学校における不登校児童生徒支援・いじめ防止対策《教育委員会事務局》

重点テーマII

子育て家庭が 実感できる「ゆとり」 を生み出す

誰もが安心して出産・子育てができ、保護者が気持ちに余裕をもってこどもに向き合うことで、こどもの健やかな成長と、親子の笑顔や幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための施策を推進します。

「中期計画」の基本戦略を踏まえ、「預けやすいまちヨコハマ」の実現に向けた取組をはじめ、子育て世代の時間的・精神的・経済的負担感の軽減をさらに進めます。

3つの方向性と令和7年度の主な事業・取組

1 時間的負担感の軽減

仕事との両立や家事、育児等で日々忙しい保護者の時間的な負担感を軽減し、こどもに向き合う時間の充実や生活満足度の向上につなげます。

主な事業・取組			本文ページ
(1)	子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充>	【4億7,000万円】	P14
(2)	にもつ軽がる保育園	【5億6,308万円】	P16
(3)	一時預かり事業<拡充>	【24億6,582万円】	P18
(4)	長期休業期間中の放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブでの昼食提供 （「放課後児童サポート事業<拡充>」の一部）	【1億5,070万円】	P26
(5)	小学生の朝の居場所づくりモデル事業<拡充>	【4,505万円】	P26
(6)	商業・集客施設等での一時預かり促進事業<新規>	【2,000万円】	P19
(7)	こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<新規>	【300万円】	P19
(8)	子育てタクシー普及促進事業<新規>	【1,000万円】	P14

2 精神的負担感の軽減

保護者が不安や孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、精神的負担感の軽減に向けた取組を進めます。

主な事業・取組			本文ページ
(1)	【再掲】一時預かり事業<拡充>	【24億6,582万円】	P18
(2)	妊娠婦・子どもの健康相談事業	【1億1,799万円】	P12
(3)	妊娠・出産相談支援事業（「妊娠・出産サポート事業<拡充>」の一部）	【4,055万円】	P12
(4)	24時間いつでも預かり保育事業<拡充> (旧事業名：24時間型緊急一時保育事業) 【8,124万円】		P18
(5)	【再掲】商業・集客施設等での一時預かり促進事業<新規>	【2,000万円】	P19
(6)	【再掲】こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<新規>	【300万円】	P19
(7)	いざというときの一時預かり事業<新規>	【1,969万円】	P18

3 経済的負担感の軽減

子育て世代が安心してこどもを生み・育てることができる環境づくりの一環として、経済的負担感の軽減に向けた支援を進めます。

主な事業・取組			本文ページ
(1)	妊婦・産婦健康診査事業<拡充>	【32億3,874万円】	P11
(2)	妊婦のための支援給付事業<拡充>	【19億4,525万円】	P11
(3)	出産費用助成事業	【19億1,372万円】	P11
(4)	児童手当	【702億2,692万円】	P37
(5)	児童扶養手当	【96億174万円】	P32

<関連する他局の取組>よこはまわくわくプランの推進に向け、関係局と連携をとりながら取組を進めています。

1 時間的負担感の軽減

【教育委員会事務局】中学校給食事業

3 経済的負担感の軽減

【健康福祉局】小児医療費助成事業

【参考】「預けやすいまちヨコハマ」の推進

就労、冠婚葬祭、通院、リフレッシュなど様々な理由で、こどもを一時的に預けたい保護者のニーズに応えられるよう、多面的に施策を展開・充実して、「預けやすいまちヨコハマ」を目指します。

一時預かりの課題としては、「予約したくても空いていない」、「事前面談が手間」、「身近に預けられる場所がない」といった声が寄せられています。

令和7年度は、このような課題の解決に向けて、新規にモデル事業を実施しながら、ニーズに沿ったより使いやすい制度を構築していきます。

また、既存の一時預かりについても、受入枠の拡充や手続の簡便化に向けた取組を進めています。

【令和7年度新規・拡充事業】

分類	取組事項	内容
①	短時間 預かり	商業・集客施設等での 一時預かり促進事業<新規>
②		こどもが楽しめる 体験プログラム付き 一時預かり事業<新規>
③	日中 預かり	いざというときの 一時預かり事業<新規>
④	宿泊 預かり	24時間いつでも 預かり保育事業<拡充> (旧 24時間型緊急一時保育事業)
⑤	その他 (手續)	一時預かり WEB予約システムでの オンライン面談<新規>

子育て応援アプリ



パマ
トコ

スタート半年で、
登録者数6万人突破！
申請7万件受付！
(令和7年1月現在)

今後もさらに手続増！

子育て応援アプリ「パマトコ」は、

子育てに役立つ情報の収集とともに、さまざまな手続をオンラインで行うことができるアプリです。

これまで子育てに関する情報収集や手続きに要していたお時間をお返しすることで、

子育て中のみなさまの心理的・時間的負担を軽減します。

1 主な機能



オンライン申請

- 市独自の出産費用助成など妊娠期から出産期の手續がパマトコから申請可能
- 何度も同じ情報を入力する必要がなく、いつでもどこでもすぐ申請ができます。



イベント検索

- 区役所等公共施設や地域子育て支援拠点などで実施するさまざまなイベントを数多く掲載
- 既存のシステムとの連携により、民間イベント情報も検索できます。



施設検索

- 授乳室やトイレ、お得な割引など、子育てを応援するさまざまなサービスを受けられる施設や公園、医療機関など約14,000施設を掲載
- 現在地周辺の施設を様々な条件から検索できます。



電子母子健康手帳

- 複雑な予防接種のスケジュール管理がスマホで完結
- 記録したおなかの赤ちゃんやお子さまの情報をパートナーと共有可能

2 パマトコの特長

パーソナライズされた情報

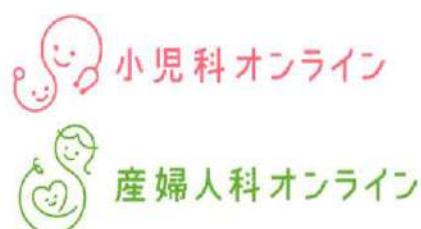
お住まいや年齢、興味関心など、保護者やお子さまの状況に合わせた情報が届きます。

プッシュ通知機能

申請の状況や予防接種日のリマインド、横浜市からのお知らせをアプリやメールで通知します。

さまざまなコンテンツ

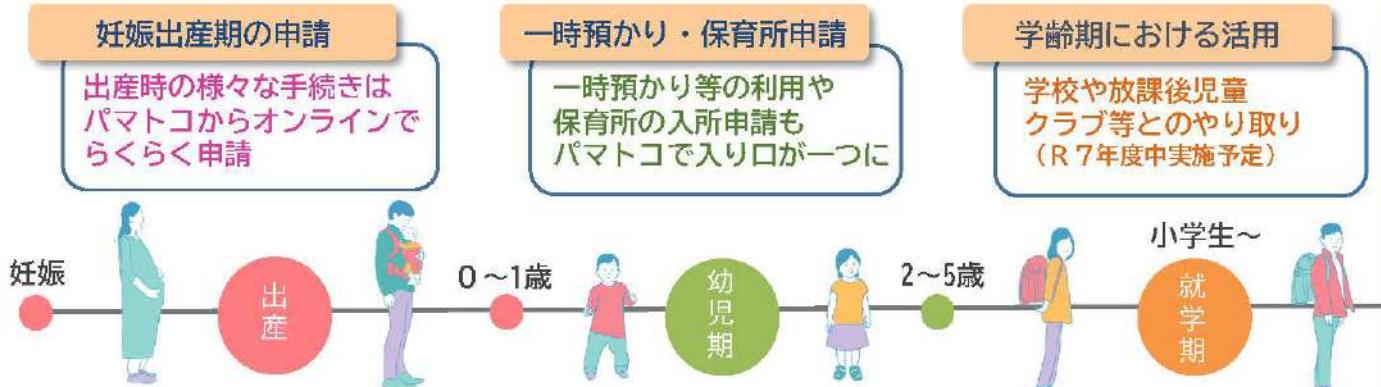
妊娠や子育ての相談ができる「妊娠婦・子どもの健康相談」や市内で子育てする魅力を発信する「子育て応援マガジン」など日頃から活用いただけるコンテンツをご用意しています。



こどもも、おとなも
もっとたのしいヨコハマ暮らし

妊娠期から学齢期まで、各子育て家庭のライフステージに対応

※ご利用のイメージ



パマトコで妊娠中から出産後の記録をパートナーと共有

母子健康手帳



さまざまなサポート

を利用して、
日々の育児にゆとりを

週末のお出かけ先や近くの病院をパマトコでチェック

イベント検索・施設検索



パマトコで申請可能な手続き一覧 (R 7. 1月時点)

- | | | |
|--------------|---------------|-------------------|
| ・出産応援金の申請 | ・小児医療証の交付・支給等 | ・子育て応援金の申請 |
| ・妊娠健康診査費用助成金 | ・出生連絡票の提出 | ・一時預かりの予約 |
| ・妊娠後期のアンケート | ・出産費用助成金 | ・保育・教育コンシェルジュ相談予約 |
| ・児童手当の認定請求等 | ・産後母子ケア利用申請 | など |

令和7年度は、各種システムとの連携など機能の拡充、及びUI・UXの向上などに引き続き取り組んでいきます。

		<u>事業内容</u>
1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	
本 年 度	千円 10,628,577	<p>誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、子どもの健やかな育ちを支えます。</p> <p>1 出産費用助成事業 重点Ⅱ 19億1,372万円 (20億5,610万円)</p> <p>経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えることを目的に、出産した方を対象に助成金を支給します。</p> <p>(1) 支給対象者 妊娠12週を超えて（85日以上）出産し、出産日から申請日現在まで継続して市内に住民登録があり、健康保険に加入している人</p> <p>(2) 支給額 1児につき9万円 ただし、加入している健康保険から付加給付が支給される場合は、その額を控除した金額</p>
前 年 度	9,308,340	
差 引	1,320,237	
本年度の財源内訳		<p>2 出産・子育て応援事業 5億4,545万円 (27億7,571万円)</p> <p>6年度に妊娠の届出をした妊婦、出生した子の養育者に対し、それぞれ出産応援金、子育て応援金を支給し、妊娠・出産に係る経済的支援を行います。</p> <p>出産応援金：5万円、子育て応援金：5万円×子の人数 ※7年度は下記の「3 妊婦のための支援給付事業」、「4 妊婦等包括相談支援事業」に移行</p>
	国 3,079,920	
	県 294,451	
	その他 12,430	
	市 費 7,241,776	
3 妊婦のための支援給付事業<拡充>	重点Ⅱ	19億4,525万円 (-)
妊婦に着目した給付として、妊娠期と出産後の合計2回の給付を行うことで、それぞれの時期に応じた経済的負担の軽減を図ります。また、 <u>2回目の給付対象を死産・流産の場合にも拡大します。</u>		
1回目（妊娠届出後）：5万円、2回目（出産後）：5万円×子の人数		
4 妊婦等包括相談支援事業		8,273万円 (-)
妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して、区福祉保健センターの母子保健コーディネーター等が、電話や対面での相談に応じます。		
5 子育て世代包括支援センター事業		6億5,427万円 (5億4,641万円)
母子保健コーディネーターが、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を実施します。		
6 妊婦・産婦健康診査事業<拡充>	重点Ⅱ	32億3,874万円 (19億5,830万円)
(1) <u>妊婦健康診査<拡充></u>		
妊婦の健康管理の充実を図るため、補助券等により妊婦健康診査費用の一部を助成するとともに、令和6年10月に事業開始した妊婦健康診査費用助成金により経済的負担を軽減し、より安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。		
また、 <u>8年度以降に受診券方式への見直しを含む妊婦健康診査事業の更なる充実を図るために、妊婦健康診査の実施状況把握のための医療機関調査を行います。</u>		
(2) <u>産婦健康診査</u>		
産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。		
7 妊婦歯科健康診査事業		5,412万円 (5,389万円)
妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。また、健診実施歯科医療機関を対象としたスキルアップ研修を行います。		
8 母子保健指導事業		7,035万円 (6,797万円)
母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親（両親）教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。		
また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。		

9 乳幼児健康診査事業<拡充>	10億4,829万円 (9億7,064万円)
(1) 乳幼児健康診査	区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。
(2) 医療機関乳幼児健康診査<拡充>	医療機関乳幼児健康診査を生後1歳までに3回実施します。そのうち、 <u>1回目の対象時期を、現行の生後4か月未満から生後6週未満へ変更し、国の示す健康診査の項目に基づき実施します。</u> 【参考】2回目：生後5～9か月未満 3回目：生後9～13か月未満
(3) 5歳児健康診査の実施に向けた体制整備<新規>	8年度以降の5歳児健康診査の実施に向けて、健診実施体制及び健診後の要支援者へのフォローアップ体制の整備を実施します。
10 妊娠・出産サポート事業<拡充>	3億3,099万円 (2億5,031万円)
(1) 妊娠・出産相談支援事業 重点Ⅱ	予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール及びLINEを活用し、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。また、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援等、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防に繋げます。
(2) 産後母子ケア事業<拡充>	心身ともに不安定になりやすい産後4か月までに、助産所や病院等でデイケア・ショートステイを提供します。 <u>7年度はショートステイの夜間職員配置に係る加算を実施します。また、助産師が利用者の居宅でケアを行う訪問型母子ケアは、対象期間を産後4か月未満から産後1年以内に拡充します。</u>
(3) 妊産婦メンタルヘルス事業	産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援を行います。また、心の不調を抱える妊産婦に対し、「おやこの心の相談」を実施します。
11 育児支援事業<拡充>	2億7,337万円 (2億5,195万円)
(1) 育児支援家庭訪問事業	区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。
(2) 産前産後ヘルパー派遣事業<拡充>	育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、委託によりヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。 <u>第1子妊娠中も利用可とするとともに、委託料単価を引き上げます(6,080円／回)</u> 。
12 こんにちは赤ちゃん訪問事業<拡充>	1億2,556万円 (1億1,387万円)
	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報等を提供します。 <u>訪問謝金の単価を引き上げます(1,000円／件)</u> 。
13 乳幼児発達支援事業	1億3,231万円 (1億3,076万円)
	乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達面でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。
14 視聴覚検診事業<拡充>	7,759万円 (6,550万円)
	視覚及び聴覚の異常を早期に発見し、視聴覚の発達期の適切な治療・療育を促すことを目的に3歳児（当年度に4歳になる幼児）を対象とした視覚及び聴覚検査を実施します。 また、令和7年9月から、3歳児乳幼児健康診査において、屈折検査機器を用いた視覚検査を6区で試行的に実施します。
15 不妊・不育相談等支援事業	1,126万円 (1,094万円)
	不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談、医師・看護師の専門相談、カウンセラーによる心理的な支援、不妊症看護認定看護師等によるオンライン相談を行います。 また、不育症で悩む方の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。
16 妊産婦・子どもの健康相談事業 重点Ⅱ	1億1,799万円 (5,000万円)
	妊娠や子育ての不安を軽減するため、横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」を通じて、妊産婦及び未就学児の養育者が、無料で医師等に相談できる事業を実施します。
17 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業<拡充>	660万円 (600万円)
	災害時に母子が安心・安全に避難行動をとれるよう、当事者や地域防災拠点の運営に携わる方等に向けた広報・啓発に取り組みます。 また、 <u>「新たな横浜市地震防災戦略」に基づき、妊産婦・乳児を対象とした福祉避難所(母子専用型福祉避難所(仮称))を市内に1か所、試行的に整備し、避難環境の向上に取り組みます。</u>

		<u>事業内容</u>
2	地域における子育て支援の充実	
本 年 度	千円 3,537,293	
前 年 度	3,488,612	
差 引	48,681	
本年度の財源内訳	国	690,972
	県	617,461
	その他	2,072
	市 費	2,226,788

1 地域子育て支援拠点事業<拡充>

重点 I

(1) 地域子育て支援拠点の運営

16億6,969万円 (15億8,838万円)

ア 実施内容

(ア) 親子の居場所事業
(イ) 相談事業
(ウ) 子育て情報の収集・提供事業
(エ) 利用者支援事業
(オ) 子育て支援ネットワーク事業
(カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
(キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数

継続28か所 (サテライト10か所含む)

ウ 運営方法

子育て関連事業に取り組んでいるN P O法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充>

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあつた適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

実施か所数

新規1か所 (港南区/令和8年3月開始予定)
継続9か所

(3) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

実施か所数

新規5か所、継続3か所

2 横浜子育てサポートシステム事業

1億9,379万円 (2億3,248万円)

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中でこどもを預け、預かります。
併せて、新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、8時間分の無料クーポン(子サポdeあずかりおためし券)の配付を引き続き実施します。

(2) 会員数 (令和6年12月末時点)

○利用会員(12,369人)…市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
○提供会員(2,492人)…市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
○両方会員(641人)…利用会員かつ提供会員の方

3 親と子のつどいの広場事業<拡充>

重点 I

7億668万円 (6億8,334万円)

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施か所数<拡充>

新規3か所、継続75か所

(2) 一時預かり事業<拡充>

実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。
実施か所数 : 新規1か所、継続39か所

【地域子育て支援拠点】
(港北区・どろっぷ)

108

13

4 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充> 重点 I **4億237万円** (3億4,261万円)

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

7年度は、保育所・認定こども園子育てひろばについて、週5・6日型の常設園に加え、新たに

3・4日型常設園を開設します（非常設園は廃止）。

また、休日に行う育児講習について補助を行うなど、運営費を拡充します。

○実施か所数 新規24か所、継続116か所

5 子育て支援者事業 重点 I **7,669万円** (7,636万円)

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○実施会場数 186会場

6 親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施 ※予算額は1に含む

経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所（地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業）従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

7 子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充> 重点 II **4億7,000万円** (5億5,500万円)

(1) 子育て応援アプリ 「パマトコ」<拡充>

スマートフォンを通じて、子育てに関する申請・手続や情報等を保護者・子ども一人ひとりに合わせて提供する、「パマトコ」を運用します。引き続き機能を拡充するとともに、子育てに必要な手続きのさらなるオンライン化を進めます。

(2) 市内の子育て世代向けプロモーションサイト「横浜子育て応援マガジン」

子育て世代の定住を促進するため、「パマトコ」内に本市の様々な魅力や特色ある取組を紹介するコンテンツを設け、効果的に発信します。



【横浜市子育て応援アプリ パマトコ】

8 ハマハグ推進事業 807万円 (1,044万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、小学生以下のこどものいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。ハマハグは子育て応援アプリ「パマトコ」に登録することで、サービスを受けられます。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ハマハグ協賛店舗・施設数 4,316店舗・施設（令和6年12月末時点）



【ハマハグ協賛店舗ステッカー】

9 子育てタクシー普及促進事業<新規> 重点 II **1,000万円** (新規)

子育て世帯の移動に対する不安・負担の軽減を図るために既存民間サービス「子育てタクシー®」の提供区域や供給量を拡大できるよう、認定講習費・登録費等補助などタクシー事業者への参入支援を実施します。

		<u>事業内容</u>																																							
3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等		<p>子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けたこどもに対する保育・教育を実施します。</p> <p>なお、3歳児から5歳児のこども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児のこどもは、利用料が無償となります。</p>																																							
本 年 度	千円 198,433,809	<p>1 「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育<拡充></p> <p>1,896億8,497万円 (1,682億7,615万円)</p> <p>子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育士等の処遇改善、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。</p>																																							
前 年 度	176,813,615																																								
差 引	21,620,194																																								
本年度の財源内訳	国 県 その他 市 費	69,479,513 31,623,496 11,662,806 85,667,994																																							
		<p>(1) 施設型給付及び地域型保育給付<拡充> 1,485億745万円 ア 施設型給付費 1,359億1,383万円</p> <p>保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所</td> <td>814か所</td> <td>817か所</td> </tr> <tr> <td>市立保育所</td> <td>56か所</td> <td>56か所</td> </tr> <tr> <td>幼稚園(給付対象施設)</td> <td>128か所</td> <td>140か所</td> </tr> <tr> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td>55か所</td> <td>62か所</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型認定こども園</td> <td>15か所</td> <td>15か所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,068か所</td> <td>1,090か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 地域型保育給付費<拡充> 125億9,363万円</p> <p>小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児(3号認定)の保育を実施します。また、国の公定価格における「1歳児配置改善加算」の新たな創設を踏まえた対応として、対象事業への職員配置の改善を進めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模保育事業</td> <td>246か所</td> <td>257か所</td> </tr> <tr> <td>家庭的保育事業</td> <td>18か所</td> <td>18か所</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業</td> <td>4か所</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td>1か所</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>269か所</td> <td>281か所</td> </tr> </tbody> </table>	内訳	令和6年度	令和7年度見込	民間保育所	814か所	817か所	市立保育所	56か所	56か所	幼稚園(給付対象施設)	128か所	140か所	幼保連携型認定こども園	55か所	62か所	幼稚園型認定こども園	15か所	15か所	計	1,068か所	1,090か所	内訳	令和6年度	令和7年度見込	小規模保育事業	246か所	257か所	家庭的保育事業	18か所	18か所	事業所内保育事業	4か所	4か所	居宅訪問型保育事業	1か所	2か所	計	269か所	281か所
内訳	令和6年度	令和7年度見込																																							
民間保育所	814か所	817か所																																							
市立保育所	56か所	56か所																																							
幼稚園(給付対象施設)	128か所	140か所																																							
幼保連携型認定こども園	55か所	62か所																																							
幼稚園型認定こども園	15か所	15か所																																							
計	1,068か所	1,090か所																																							
内訳	令和6年度	令和7年度見込																																							
小規模保育事業	246か所	257か所																																							
家庭的保育事業	18か所	18か所																																							
事業所内保育事業	4か所	4か所																																							
居宅訪問型保育事業	1か所	2か所																																							
計	269か所	281か所																																							
(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充>		411億7,752万円																																							
給付対象施設・事業に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。7年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成(障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等)を拡充します。																																									
また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。																																									
ア 保育・教育施設向上支援費<拡充>		396億1,639万円																																							
保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。																																									
7年度は、国で定める公定価格が保育士等の処遇改善策として引き上げられたことに併せて、本市での保育士配置基準に係る加算の単価を国と同水準まで引き上げます。																																									
また、経験年数7年以上の保育補助者に対する助成額を拡充し保育現場の人材確保を進めます。																																									
イ 地域型保育向上支援費		15億6,113万円																																							
小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。																																									

2 延長保育事業

給付対象施設・事業に対し、各施設・事業が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。

66億676万円 (63億8,008万円)

3 市立保育所民間移管事業

既移管園へのアフターフォローを行います。また、既移管園の擁壁改修工事等を行います。

1億3,984万円 (7,337万円)

4 横浜保育室助成事業

本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。 (施設数：9か所)

5 認可外保育施設等への助成

(1) 認可外保育施設等利用料助成事業

施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。

8億2,474万円 (9億208万円)

7億3,548万円

(2) 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上

認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。

8,926万円

6 保育所等における業務効率化

保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、I C T等を活用した業務支援システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。また、市立保育所全園に導入している業務支援システムを引き続き使用し、スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。

1億3,515万円 (1億4,200万円)

7 にもつ軽がる保育園

重点Ⅱ

5億6,308万円 (6億2,332万円)

(登園時の持ち物負担軽減事業、午睡用寝具購入補助事業、使用済み紙おむつ処分費用助成事業) ※予算額は一部再掲
保護者及び保育士の負担軽減を行うため、紙おむつや食事用エプロン、寝具などについて、サブスクの導入など、保護者が持参する持ち物を減らす取組を実施している保育所等に対し、助成を実施します。また、保育所等に対し、使用済み紙おむつの処分費用の助成を行います。

8 給付費事務、保育所入所事務のDX化

1億4,395万円 (1億1,840万円)

(1) 給付費請求に係るシステム開発等

8,052万円

施設の利便性向上と事務の効率化を図るため、利用児童に係る情報等本市の持っているデータを活用し、施設が給付費等の請求に使用するシステムについて、7年度中の運用開始に向けて開発を行います。

(2) 保育所入所事務等におけるR P A、A I - O C R の活用

6,343万円

保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、R P A及びA I - O C R を活用し、事務の効率化を図ります。

9 指導・監査

1,373万円 (1,312万円)

(1) 認可保育所等の指導等

※一部、予算額は5に含む

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。併せて、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。

また、保育の改善支援を目的に専門家を派遣する横浜市保育所等保育改善サポート事業を引き続き実施します。

(2) 認可保育所等の監査

保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。また、法律や会計の専門家から助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

4 幼児教育の支援		事業内容
本 年 度	千円 9,770,235	生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、こどもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。 そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、個別支援教育費等の補助を行います。
前 年 度	11,061,704	
差 引	△ 1,291,469	
本年度の財源内訳	国 1,363,973	1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 32億760万円 (50億644万円) 私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。 (給付対象人数：10,401人)
	その他 —	
	市費 5,781,222	2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充> 57億9,365万円 (53億5,623万円) 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。 国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。 また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。
		(新規2園、継続224園)
3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充>		2億3,191万円 (1億9,045万円) 保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。 また、国基準に基づいた多子軽減制度を新たに導入します。
		(新規5園、継続21園)
4 私立幼稚園等一時預かり保育事業		2億1,460万円 (1億9,005万円) 在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。
		(園数：119園)
5 私立幼稚園等補助事業		1億1,945万円 (1億1,945万円) 幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。
		(対象園：265園)
6 私立幼稚園等個別支援教育費補助事業		1億1,424万円 (1億1,304万円) 私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の向上を図るために、その経費の一部を補助します。
		(対象者：476人、補助単価：上限24万円/人・年)
7 私立幼稚園等施設整備費補助事業		3,000万円 (3,000万円) 1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。
		(対象園：30園、補助額：上限100万円)
8 幼稚園教諭等住居手当補助事業		5,879万円 (5,604万円) 私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。 ○補助基準額：1人あたり上限月額 40,000円 ○7年度以降の利用については、1人1回限りとします。
		(申請見込み件数：355人相当分)

5	多様な保育・教育ニーズの一時預かり事業	事業内容									
本 年 度	千円 20,590,631										
前 年 度	17,759,277										
差 引	2,831,354										
本年度の財源内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">国</td><td style="width: 90%;">2,348,742</td></tr> <tr> <td>県</td><td>1,397,144</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>54,314</td></tr> <tr> <td>市 費</td><td>16,790,431</td></tr> </table>	国	2,348,742	県	1,397,144	その他	54,314	市 費	16,790,431		
国	2,348,742										
県	1,397,144										
その他	54,314										
市 費	16,790,431										
1 一時預かり事業<拡充> 重点Ⅱ 24億6,582万円 (24億7,301万円)											
<p>就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。</p> <p><u>7年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入枠の拡充を図ります。</u></p> <p><u>また、予約システムにWEB面談機能を追加し、利便性の向上を図ります。</u></p>											
(1) 保育所等での一時保育事業<拡充> 15億642万円											
<p>保護者が就労やリフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所や認定こども園、小規模保育事業等で一時保育を実施します。</p> <p><u>基本助成や利用児童加算助成のほか、障害児など個別に支援が必要な児童を受け入れた際の補助単価を増額します。</u></p>											
(2) 乳幼児一時預かり事業<拡充> 9億5,940万円											
<p>子育て中の保護者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することで、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設や小規模保育事業を実施する場所に併設した一時預かり事業を実施します。</p> <p><u>基本助成や利用時間加算等の補助単価を増額します。</u></p> <p>○8時間実施施設：新規3か所、継続21か所 ○11時間実施施設：新規3か所、継続16か所</p>											
2 いざというときの一時預かり事業<新規> 1,969万円 (新規)											
<p>保護者の病気や急な用事などの利用ニーズに応えるため、保育所等の定員の空き枠を活用し、年度を通じて、突発的な預かりに特化した受入枠を確保します。</p>		(実施施設：10か所)									
3 24時間いつでも預かり保育事業<拡充> 8,124万円 (6,640万円)											
<p>(旧事業名：24時間型緊急一時保育事業)</p> <p>保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。</p> <p><u>夜間や休日等に、緊急に保育を必要とする児童の受入体制の強化を図るため、運営費の補助を拡充します。</u></p>		(実施か所：2か所)									

4 幼稚園等における長時間預かり・一時預かりく拡充>

62億4,016万円 (57億3,673万円)

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業
～わくわく！はまタイム～<拡充> (再掲(P. 17))
57億9,365万円



【幼稚園の様子】

5 商業・集客施設等での一時預かり促進事業<新規> **重点II**

2,000万円 (新規)

預かりの充実に向けて、商業・集客施設や大規模イベント会場等で短時間の一時預かりをモデル実施します。また、市庁舎内での土日祝日の一時預かりをモデル実施します。

6 こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<新規> **重点II**

300万円 (新規)

保護者のリフレッシュ等、短時間の預かりニーズに応えるため、英語遊びやダンスなど、こどもが楽しめる預かりプログラムを地区センター等の身近な場所で実施します。

7 病児・病後児保育事業<拡充>

7億3,208万円 (6億5,941万円)

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。7年度は、安定的に事業が実施できるよう、委託費の基本分単価の拡充を行います。また、事業者が本市のWEB予約システムを導入する際の端末購入に係る補助を実施するとともに、施設での使用済み紙おむつの処分費用の助成により、保護者・事業者双方の作業負担を軽減します。さらに、感染症等、隔離が必要な児童を預かり、基準以上の職員を配置した場合に委託費の加算を行います。

○病児保育：新規2か所、継続26か所 ○病後児保育：4か所

8 プレイフルラーニングのモデル実施<新規>

1,000万円 (新規)

乳幼児期からの英語体験の充実を目指し、コミュニケーション活動を通して英語に触れられるよう、ネイティブの講師によるプレイフルラーニング（遊びを通して英語や文化に触れる活動）を市立保育所12園（各園年40時間）でモデル実施します。



【プレイフルラーニングのイメージ】

コラム

～環境に配慮した紙おむつのサブスク～

市立保育所では、保護者の荷物負担軽減の取組として、紙おむつのサブスク（定額利用サービス事業）を実施しており、令和6年10月から環境に配慮した施設専用の紙おむつを導入しています。

使用済みの紙おむつからリサイクルにより取り出した再生パルプを使用することで、従来品と同等品質のままに、環境に配慮した紙おむつとなっています。また、紙おむつだけでなく、配送時の梱包用段ボールやパッケージにおいても、再生素材の活用やインク量の削減などに取り組んでいます。

9 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)<拡充>

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが月一定時間利用できる「こども誰でも通園制度」について、8年度の全国での本格実施に向けて、先行して実施します。

○実施施設：認可保育所
認定こども園
小規模保育事業
幼稚園
地域子育て支援拠点

30施設予定

◆ 8年度までのスケジュール

6年度
試行的事業
(市内14施設)

7年度
地域子ども・子
育て支援事業

8年度
新たな給付制度
(全国で実施)



【こども誰でも通園制度の様子】

10 障害児や医療的ケア児の受け入れ推進<拡充>

108億1,264万円 (86億6,264万円)

※予算額は再掲

(保育・教育施設向上支援費、地域型保育向上支援費、保育・幼児教育質向上事業、地域型保育給付費、保育・幼児教育職員等研修事業、市立保育所運営費、保育所等整備事業の一部)

障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加で配置等する経費の助成について、
補助単価を増額します。

また、医療的ケア児のために看護職員を配置する経費のほか、看護職員が研修や休暇等で不在となる場合に、代わりの看護職員を配置する際の経費を助成します。

さらに、看護職員を複数配置し、當時、医療的ケア児の受け入れが可能な「医療的ケア児サポート保育園」を新たに12園認定します。

加えて、障害や疾病等の理由から保育所等での集団生活が困難な医療的ケア児について、児童の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施します。

その他、障害児や医療的ケア児の保育の事例を学ぶ研修を実施するとともに、受け入れのための施設改修費等及び駐車場の整備費を補助します。



【医療的ケア児の保育の様子】



【研修の様子】

11 外国につながることへの支援<拡充>

(保育・教育施設向上支援費、業務効率化推進事業の一部)

1億2,468万円 (1億2,352万円)

※予算額は再掲

保育所等が外国にルーツを持つ児童の保育を円滑に行えるよう、
国の助成に加えて保育士を雇用するための経費を助成し、
7年度は、補助単価を増額します。

また、外国籍の保護者や児童とのコミュニケーションを円滑にするための翻訳機購入費用を補助します。



【保育園の多言語対応の取組例】

6		事業内容
保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保		こどもの豊かな育ちを支えるため、保育・教育の質の確保・向上に向け、園内研修・研究の支援や研修の充実を図ります。また、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。 あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。
本 年 度	千円 3,224,914	
前 年 度	3,194,895	
差 引	30,019	
本年度の財源内訳	国	1,880,208
	県	一
	その他	289
	市 費	1,344,417
1 保育・教育の質向上の仕組みづくり		1億934万円 (1億243万円)
(1) 保育・教育の質向上に向けた取組		重点 I
ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践 「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、宣言の理解を深め日々の保育の実践や振り返りに活用することで、更なる質向上につなげます。 また、横浜の保育・教育への理解につながるよう、保護者や地域に向けて周知を図ります。		
イ 保育・児童教育センター（仮称）の整備 質の高い保育・教育の実現に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・児童教育センター（仮称）を新たな教育センターに併せて整備するために、教育委員会事務局とともに、選定された事業者と本市の間で、整備に向けた設計協議を進めます。		
(2) 園内研修・研究の取組		重点 I
ア 園内研修・研究を推進する人材育成 園内研修・研究や公開保育を実施できる人材を育成する研修を実施します。また、他園を訪問し、園内研修や公開保育の企画の相談、実施のサポートを行い、保育を伴走的に支援する人材を育成するため、保育・教育質向上サポート事業（Yサポ）を実施します。		
イ 園内研修・研究サポートの派遣 新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。		
(3) 施設長等の人材育成の取組 (一部再掲(P. 16))		
より良い施設・法人運営に向け、施設長や主任・リーダー、運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。		
(4) 保育・児童教育研究		
日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。 また、実践事例を収集し、保育・教育施設等と共有することで、保育・教育の質向上につなげます。		
(5) 第三者評価・自己評価の取組の推進		重点 I
認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。		
2 保育・児童教育職員等研修		重点 I
保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に着け、保育の質を高めるために、キャリアに応じた研修を、受講者数を拡充して実施します。また、研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。 ○52講座・148回開催（定員： 31,040人）		4,659万円 (5,133万円)
3 保育資源ネットワーク構築事業の充実		1,117万円 (1,207万円)
保育・教育施設（認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む）間のネットワークを構築し、公開保育の協働実施や情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。		

4 幼保小連携・接続事業

3,122万円 (3,794万円)

こどもたちが園での育ちと学びを生かし、小学校で安心して自分らしさを發揮できるようにすることを目指し、幼児期の教育と小学校教育を滑らかにつなぐとともに、園と小学校の双方の教育の充実を図ります。

園や小学校においては、小学校の体験入学や児童による絵本の読み聞かせ等、園児と児童が交流する活動や研修会等を通じた大人同士の連携も図られています。

これらの取組を支援するために、研究・研修を中心とした幼保小連携・接続事業の一層の推進を図ります。



【保育所等の園児と小学生の交流】

5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<拡充>

30億2,659万円 (29億9,113万円)

(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。

○補助対象：採用10年目までの保育士 ○補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円

○7年度以降の利用については、1人1回限りとします。 (申請見込件数：4,476戸)

(2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業 (再掲(P. 17))

(3) 中学・高校生の園見学促進事業<新規>

中学・高校生を対象に、保育の仕事の魅力や職業体験を実施している園の情報を発信し、保育所、幼稚園等での保育士・幼稚園教諭体験の受入れを促進することで、保育士・幼稚園教諭の魅力を伝えていきます。

(4) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録を行い、就労支援を受けた上で市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

(5) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

(6) 保育士修学資金貸付事業

保育士養成施設の在学生に対して貸付を行い、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

○貸付対象数：50人/年 ○貸付金額：月額5万円以内（最大2年間120万円）

○入学準備金及び就職準備金：各20万円

(7) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士や養成施設の学生等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を開催します。

(8) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した講座等の受講料等の補助を行います。また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。

(9) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

(10) 保育士相談窓口の設置

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

(11) 民間団体の保育士確保支援

市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を啓発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

7		保育・教育の場の確保		<u>事業内容</u>	
本年度	千円	3,363,178		待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消に向けて、既存の保育・教育資源の活用を中心に1・2歳児の受入枠確保を進めます。受入枠がなお不足する地域については、保育所等を整備し、市全体で新たに404人分の受入枠の確保に取り組んでいきます。	
前年度	千円	3,503,298		保護者の方への個別フォローや情報発信を進めるとともに、保育施設の空きスペース等を有効活用した受入れを推進していきます。	
差引	△	140,120			
本年度の財源内訳	国	1,740,191	(1) 保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大	8,899万円	
	県	190,478	ア 1・2歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し 既存施設において、1歳児の受け入れ枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助や、1・2歳児の定員増に伴う備品購入費や改修費の補助を実施し、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。		
	その他	231,273	イ 中規模な改修による既存活用の推進 既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を3か所に補助します。		
	市費	1,201,236	(2) 医療的ケア児等の受入れ推進（再掲(P.20)）	1,750万円	
(3) 年度限定保育事業			2億4,747万円		
保育所等を利用できず「保留となった1・2歳児」を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用し、年度を限定して保育を実施する保育所に対して、運営費の一部を助成します。					
(4) 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援			2,856万円		
保育所等に入所できず保留となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。					
2 保育所等の新規整備等<拡充>			27億3,757万円 (27億2,369万円)		
(1) 認可保育所の整備<拡充>			7億218万円		
民間ビル等の内装整備費等への補助により、認可保育所4か所の整備（定員増計200人）を行います。 <u>補助基準額を増額（定員60人の場合：6,880万円→7,437万円）</u> します。					
また、重点整備地域で整備を行った場合の開所後賃借料（補助率：10/10）を補助します。					
(2) 地域型保育事業の整備<拡充>			1億5,522万円		
民間ビル等の内装整備費等への補助により、小規模保育事業等4か所の整備（定員増計54人）を行います。 <u>補助基準額を増額（A型（6人以上19人以下）の場合：3,549万円→4,132万円）</u> します。					
また、小規模保育事業整備費補助金を受けて開所した小規模保育施設に対して、 <u>開所後賃借料補助を拡充（補助基準額：月額60万円→80万円）</u> します。					
(3) 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築等<拡充>			18億8,017万円		
ア 改修費等の補助により横浜保育室の認可移行（2か所）を支援します。					
イ 既存施設への補助による幼保連携型認定こども園への移行（定員増計27人）を支援するほか、老朽化に伴う改築について、7年度中に完了予定の2か所（定員増計12人）に加え、新たに3か所に着手します。					
また、 <u>補助基準額を増額（保育所定員60人の場合：1億8,210万円→1億9,695万円）</u> します。					

3 保育所等における多機能化・拡充>

4,793万円(2,500万円)

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所改修費等補助<新規>
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施のため、改修が必要な施設に対する補助制度（補助基準額：432万円）を創設します。

(2) 一時保育の推進

新規開所施設（認可保育所）に一時保育室を設けた場合、補助基準額に加算（300万円）します。また、既存施設で一時保育事業の開始や、受け入れ人数の増加にあたり必要となる施設の改修及び物品の購入に要する費用を補助します。

(3) いざというときの一時預かり事業<新規>（再掲(P.18)）

4 保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信<拡充>

1億9,516万円(1億7,354万円)

(1) 保育・教育コンシェルジュの配置及び個別フォローの実施

1億7,060万円

保育・教育コンシェルジュを各区に配置することで、保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けます。また、保育所等の申請が集中する期間には、申請者への個別フォローを実施します。



【相談に応じる保育・教育コンシェルジュ】

(2) 園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信<拡充>

2,456万円

情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。また、サイトの掲載情報を充実させ、利便性の向上を図ります。

幼稚園が持つ幼児教育・保育の場としての魅力を伝える動画等を作成・掲載します。



【えんさがしサポート★よこはま保育】

【7年度 整備量内訳】

整備内容	箇所数	増減(人)
1 既存施設の活用	8	109
既存施設での1歳児定員拡大	—	46
中規模改修による1・2歳児枠拡大	3	3
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60
2 新規整備	8	254
認可保育所の整備（既存施設連携型1・2歳児保育所を含む）	4	200
地域型保育事業の整備	4	54
3 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築	7	41
	23	404

放課後の居場所づくり		事業内容
8		
本年度	千円 15,609,590	全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。
前年度	15,021,386	また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。
差引	588,204	
本年度の財源内訳	国 4,253,711	1 放課後キッズクラブ事業<拡充>
	県 3,902,591	106億6,691万円 (103億4,697万円) 学校施設等を活用し全ての子どもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。さらに、 <u>小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、キッズクラブの専用ルーム等に端末を教育情報ネットワークに接続するためのアクセスポイントを設置します。</u>
	その他 2,777	また、クラブの安定した運営を支援するため、平日に18時半を超えて開所している支援の単位及び開所日数が200日未満の <u>支援の単位への運営費補助並びに小学校の建替え等に伴い放課後キッズクラブの移転が生じるクラブへの備品費等の補助を創設します。</u>
	市費 7,450,511	(運営か所数：337か所)
		 【放課後キッズクラブの活動】
2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業		2億3,655万円 (1億8,790万円) 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。
		(実施設計：7か所、工事：7か所)
3 放課後児童クラブ事業<拡充>		 【放課後児童クラブの活動】
		40億3,705万円 (36億1,217万円) 地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。
		また、 <u>小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、端末をインターネットに接続するための通信費等の補助を創設するとともに、クラブの安定した運営を支援するため、平日の長時間開所加算の要件を見直し、18時半を超えて開所している支援の単位を補助対象とします。</u>
		(運営か所数：228か所)
4 放課後児童サポート事業<拡充>		 【人材募集チラシ】
		4億7,866万円 (7億3,151万円) 放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全ての子どもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。
(1) 人材確保支援<拡充>		事業所における人材確保支援のため、集約した各事業所の求人情報について、本市ホームページへの公開を引き続き行います。加えて、 <u>主要駅通路デジタルサイネージや大学等で広報動画を掲出します。</u>

(2) 人材育成支援<拡充>

必要な知識や技術の習得ができるよう、子どもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施します。また、研修講座の内容や回数の充実を図るとともに、引き続きオンラインでの研修も実施し、受講しやすい環境を整え、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。



【プログラムの様子】

(4) デジタル化の推進<拡充>

児童の入退室情報を管理するシステム等の放課後事業に関係するシステムの相互連携や、パマトコとの連携により、更なる保護者の利便性の向上及びクラブの事務負担の軽減を図ります。

(5) 長期休業期間中における昼食提供<拡充> 重点Ⅱ

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象に、長期休業期間中の昼食提供を夏休みに加え、冬休み・春休み（3月）にも実施します。

また、より一層安全で安心な昼食提供を実施するため、外部機関によるアレルギー表示の確認を行います。



【昼食提供の様子】

5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業<拡充>

【重点Ⅱ】

4,505万円（349万円）

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくり事業を引き続きモデル事業として新たに8か所で実施するとともに、8年度の実施か所数拡大に向けた環境整備等を行います。

（実施か所数：10か所（新規8か所））

6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

1億741万円（1億331万円）

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

（運営か所数：5か所）

【重点Ⅰ】

7 プレイパーク支援事業<拡充>

※みどり環境局との共管事業

3,796万円（3,605万円）

地域主体で、公園等の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、安心・安全な環境で過ごせるよう、プレイパークを開催する際の安全点検など、開催準備等への支援を拡充します。

（実施団体数：23団体）



【プレイパークの活動】

9	こども・若者の健全育成の推進		<u>事業内容</u>
			多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、地域・団体活動支援や青少年関係施設の運営等により、こども・若者の健全育成の推進に取り組みます。
本 年 度	千円 920,546	1 青少年を育む地域の環境づくり	1億7,022万円 (1億7,622万円)
前 年 度	916,273	(1) 社会環境改善事業	青少年指導員等と連携し、青少年が安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組みます。 高校生世代を中心とした青少年の居場所や相談先をみつける情報サイト「ふあんみつけ」を運営します。
差 引	4,273	(2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助	青少年活動の支援や人材育成等を行う「よこはまユース」に対し、補助を行います。 ア 青少年の支援に関わる人材育成事業 イ 青少年の育成に係る活動支援事業 ウ 青少年の体験機会等の普及・啓発事業
本年度の財源内訳	国 46,364 県 874 その他 31,210 市 費 842,098	(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業 重点 I	中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動の機会を提供する、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。 また、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例を踏まえ、青少年の声を聴く取組を実施します。 イ 青少年の交流・活動支援スペース (さくらリビング) 居場所や活動の場の提供等に加え、地域活動拠点の運営支援など、社会参画に向かう青少年の健やかな成長を支援します。
		(4) 道志村自然体験推進事業	青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流を促進するため、本市青少年への道志村キャンプ場の利用料助成及び道志村の児童受入れ事業を行います。
2 こども食堂等支援事業<拡充>	重点 I	2,868万円 (1,680万円)	こども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。 フードバンク等と連携した食材等の配付のほか、こども食堂等の地域のこどもの居場所づくりの取組の創設や活動の継続を目的とした補助金を交付します。<社会福祉基金を活用> また、関係団体同士の連携を強化するため、こども食堂等ネットワーク構築の対象区を拡大します。
3 青少年育成に携わる団体等の支援		477万円 (443万円)	(1) 地域における青少年育成を進めるため、青少年指導員の活動を支援します。 ア 委嘱人数 2,409人 (令和6年4月1日現在) イ 活動内容 青少年健全育成のための交流・体験活動の提供、社会環境健全化に向けた活動、研修・啓発
(2) 市内で活動する少年5団体 (横浜市子ども会連絡協議会、ボーイスカウト横浜市連合会、ガールスカウト横浜市連絡協議会、横浜海洋少年団、横浜市健民少年団) や、非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助を行います。			
4 青少年関係施設の運営等	重点 I	7億1,632万円 (7億1,815万円)	(1) 青少年の健全育成を図るため、青少年の自然・科学体験、指導者等の研修等を行う青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。 ○所管施設:横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター 横浜市青少年野外活動センター (三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)
(2) 旧青少年交流センターについて解体工事を行います。			
5 横浜市子ども・若者支援協議会の運営		57万円 (68万円)	「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、こども・若者が自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営し、こども・若者育成施策について協議します。また、新たにヤングケアラー支援に関する学識経験者を加え、支援の充実に向けた議論を推進します。

		<u>事業内容</u>							
10 地域療育センター運営事業		<p>0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施しています。</p> <p>また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行っています。</p> <p>方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。</p>							
本 年 度	千円 4,040,577								
前 年 度	4,140,418								
差 引	△ 99,841								
本年度の財源内訳	国	41,457	(1) 巡回訪問の拡充 <拡充> <u>地域の中核機関として行っている巡回訪問について、保育所、幼稚園、小学校等に加え、地域の児童発達支援事業所等へ試行的に実施するため、3センターにソーシャルワーカーを増員します。（北部・西部・東部）</u>						
	県	19,854	(2) 電子カルテの導入<拡充> <u>6年度に3センターで実施した電子カルテの導入について、残り5センターの診療所等において、紙カルテから電子カルテに移行します。これにより、市内すべてのセンターで電子カルテの導入が完了します。（南部・戸塚・北部・東部・港南）</u>						
	その他	109	(3) 初期支援の実施等<拡充> <u>利用申込後、こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」や心理職等の専門職による面接（相談対応）を引き続きすべてのセンターで実施します。</u>						
	市 費	3,979,157	<u>また、障害児相談支援の充実を図るため、ソーシャルワーカーを増員します。</u>						
<p>【センターにおける療育の様子】</p> 									
【各地域療育センター予算内訳】		単位：千円							
地域療育センター名		担当区	本年度予算						
1 東部地域療育センター	鶴見、神奈川	557,747							
2 中部地域療育センター	西、中、南	518,844							
3 よこはま港南地域療育センター	港南、栄	420,025							
4 西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	499,706							
5 南部地域療育センター	磯子、金沢	505,928							
6 地域療育センターあおば	青葉	373,169							
7 北部地域療育センター	緑、都筑	508,197							
8 戸塚地域療育センター	戸塚、泉	506,587							
9 総合リハビリテーションセンター	港北	※150,374							
計		4,040,577							
<p>※総合リハビリテーションセンターについては、 障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。</p>									
<p>【「ひろば事業」の様子】</p> 									
<p>【地域療育センターの主なサービス内容】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>相談・地域支援等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 相談対応 巡回訪問 初期支援 障害児相談支援 療育講座 保育所等訪問支援 等 </td></tr> <tr> <td>診 療</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 診断・検査 評価・訓練 等 </td></tr> <tr> <td>集団療育 (通園部門等)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援等 </td></tr> </tbody> </table>				相談・地域支援等	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応 巡回訪問 初期支援 障害児相談支援 療育講座 保育所等訪問支援 等 	診 療	<ul style="list-style-type: none"> 診断・検査 評価・訓練 等 	集団療育 (通園部門等)	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援等
相談・地域支援等	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応 巡回訪問 初期支援 障害児相談支援 療育講座 保育所等訪問支援 等 								
診 療	<ul style="list-style-type: none"> 診断・検査 評価・訓練 等 								
集団療育 (通園部門等)	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援等 								

11	在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実	事業内容	
		障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。	
本 年 度	千円 28,750,831	1 障害児通所支援事業等<拡充>	253億7,603万円 (224億4,809万円)
前 年 度	25,730,787	(1) 障害児通所支援事業<拡充> 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。 より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。 ○障害児通所事業所見込数 <u>911か所</u>	
差 引	3,020,044	(2) 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実<新規> 主として重症心身障害児を対象とした事業所（市内35か所）の充実に向けて、未整備区（神奈川・金沢・戸塚・栄区）を対象に新たに整備費補助（2か所分）を実施します。 また、災害時に備えて非常用電源の導入補助（7か所分）を新たに実施します。<社会福祉基金を活用>	
本年度の財源内訳	国 13,586,894 県 6,327,686 その他 20,833 市 費 8,815,418		
2 学齢後期障害児支援事業			2億3,437万円 (2億9,294万円)
学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。			
3 障害児医療連携支援事業<拡充>			7,222万円 (7,167万円)
(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受け入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。			
(2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修<拡充> 医療的ケア児を受け入れるサポート保育園等で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修を実施します。7年度は、研修対象に障害児通所支援事業所に勤務する看護師等を加えます。			
(3) レスパイト事業のモデル実施<新規> 医療的ケア児・者等の家族の負担軽減を目的として、自宅等に看護師を派遣するレスパイト事業をモデル実施します。			
(4) メディカルショートステイ事業 常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。 ○協力医療機関数：11病院			
(5) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援 医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。			
4 特別児童扶養手当支給事業費			7,752万円 (4,983万円)
障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当の請求受付・認定等を実施します。また、区役所業務の一部を集約し市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。			
5 障害児入所支援事業等<拡充>			29億9,069万円 (28億6,826万円)
障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。また、福祉型施設における医療的ケア児の受け入れ体制を整備するため、看護師派遣のモデル事業を新たに実施します。			
さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。 また、福祉型施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を実施します。			

		<u>事業内容</u>	
12	困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実		
本 年 度	千円 799,400		
前 年 度	817,553		
差 引	△ 18,153		
本年度の財源内訳	国 266,281		
	県 1,558		
	その他 1,957		
	市 費 529,604		
 <p>【地域ユースプラザの活動】</p>			
1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 重点 I 6,050万円 (6,106万円)			
<p>青少年及びそのご家族を対象とした総合相談や自立に向けた支援を実施するとともに、青少年の自立を支援する団体等と連携して、社会参加体験機会の提供や青少年の支援を担う人材の育成に取り組みます。また、ひきこもり等の経験のある当事者がピアソーターとして、相談支援等への協力を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当事者支援（電話相談、来所相談、訪問、グループ活動、社会参加体験事業、ピアソーター事業等） (2) 家族支援（家族勉強会、家族の集い、家族セミナー等） (3) 関係機関等との連携促進及び青少年支援者への研修等 			
2 地域ユースプラザ事業 重点 I 1億3,764万円 (1億3,669万円)			
<p>地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」（運営か所4か所）の事業費を補助します。ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行う団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行います。</p>			
3 若者サポートステーションにおける相談・支援<拡充> 重点 I 1億2,329万円 (1億1,962万円)			
<p>職業的自立に向けた相談支援等を行う若者サポートステーションの事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練 (2) 高等学校等出張相談 (3) 就職氷河期世代を対象とした支援プログラム 			
4 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室) 重点 I 6,830万円 (6,949万円)			
<p>来所や電話相談につながりにくいこどもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を毎日実施します。友人関係や進学・就職、ひきこもりに関することなど、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応します。また、必要に応じて青少年相談センターの直接支援につなげます。</p>			
5 ヤングケアラー支援事業<拡充> 重点 I 3,314万円 (4,688万円)			
<p>ヤングケアラーの様々な負担の軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体に対し補助をするとともに、SNSを活用したよこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。</p> <p>ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や研修を実施するとともに、子ども・若者育成支援推進法の改正を踏まえ、新たに早期発見・把握、支援に繋げるため、アンケートによる実態調査をモデル実施します。</p> <p>また、「横浜市子ども・若者支援協議会」において、新たにヤングケアラー支援に関する学識経験者を加え、支援の充実に向けた議論を推進します。</p>			
6 寄り添い型生活支援事業 重点 I 3億5,378万円 (3億5,214万円)			
<p>保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、こども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を事業委託により実施します。また、狭小のため一部の事業所を移転します（1か所）。<社会福祉基金を活用></p>			
7 よこはま型若者自立塾 2,276万円 (2,267万円)			
<p>不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、本人の希望に沿った自立や生活スタイルの確立を目的として、低下した体力の回復、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援事業を補助により実施します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を事業委託により実施します。</p>			

13 ひとり親家庭等の自立支援		事業内容
本 年 度	千円 716,870	ひとり親家庭に対して、就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。
前 年 度	557,937	
差 引	158,933	
本年度の財源内訳	国 405,221	1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 7億1,687万円 (5億5,794万円)
	県 56,400	(1) 自立支援教育訓練給付金事業 主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。
	その他 15,300	(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。
	市 費 239,949	(3) 高等職業訓練促進給付金等事業<拡充> 看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。合わせて、看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合に「特定高等職業訓練促進給付金」を上乗せして支給します。
(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業<拡充>		高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。 <u>7年度から住宅支援資金貸付の単価を増額します。</u>
(5) 日常生活支援事業<拡充>		ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。 <u>7年度から利用要件を緩和し、離婚前から支援が必要な方も対象とします。</u>
(6) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（ひとり親サポートよこはま）		ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー、ひとり親の親講座、父子家庭の交流事業等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。 <社会福祉基金を活用>
(7) 思春期・接続期支援事業		重点 I 親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。 <社会福祉基金を活用>
(8) 養育費確保支援事業		離婚後に子を養育するひとり親が養育費や親子交流を取り決めた際に作成した債務名義の費用（収入印紙代や手数料等）、養育費保証契約にかかる費用、弁護士報酬に係る費用を負担した場合に補助を行います。 <社会福祉基金を活用>
(9) 情報提供・啓発事業<拡充>		「ひとり親家庭のしおり」を作成し、ひとり親家庭の方々に関連する制度等の案内の実施をします。令和6年5月に民法等の一部を改正する法律が成立し、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しがありました。これを受け、親権・監護、養育費、親子交流等について、取り決めの必要性や利用できる制度の案内を目的として、リーフレットを作成するなど啓発を行います。
(10) ひとり親家庭大学等受験料補助事業<拡充>		児童扶養手当受給世帯のひとり親家庭の子が大学等を受験する際の受験費用の補助を実施します。 <u>7年度からは中学3年生・高校3年生が高校や大学等への進学に向けた模擬試験を受験する際の補助を新たに実施します。</u>
(11) ひとり親世帯フードサポート事業		物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。

14	D V 対 策 事 業		事業内容
	本 年 度	千円 129,602	
	前 年 度	132,081	
	差 引	△ 2,479	
本年度の財源内訳	国	48,435	(1) DV相談支援センター DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。また、相談・支援等の向上及び児童虐待対策との連携強化を図るため、研修等を実施します。
	県	25,725	(2) DV被害者等の自立に向けた支援 DV被害者等の自立支援を行うために、民間支援団体に対し、補助を行います。また、民間団体と協働し「退所後支援事業」や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」を実施します。
	その他の	—	(3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体と協働し、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援等を行います。
	市 費	55,442	(4) 母子生活支援施設入所者の自立に向けた支援 母子生活支援施設入所者の自立支援や退所後支援を行うために、自立支援担当職員を配置する施設に対し、措置費を支弁します。
	2 若年女性支援モデル事業	重点 I	871万円 (871万円)
	公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。		
	3 女性緊急一時保護施設補助事業		1,473万円 (1,475万円)
	民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。		
	4 加害者更生プログラムへの事業費補助		100万円 (100万円)
	DV被害者支援の一環として、様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助を行います。		
	5 母子生活支援施設緊急一時保護事業		6,435万円 (6,435万円)
	DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。		

15	児童扶養手当等		事業内容								
	本 年 度	千円 10,457,490	ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。なお、令和6年11月分から児童扶養手当制度が拡充されています。								
	前 年 度	9,853,731									
	差 引	603,759									
本年度の財源内訳	国	3,177,233	1 児童扶養手当 重点 II 96億174万円 (89億4,788万円)								
	県	—	ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。								
	その他	20,237	(1) 支給月 奇数月に前2か月分を支給 (2) 月平均児童数 24,004人 (3) 手当額 (児童1人あたり・月額)								
	市 費	7,260,020	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童1人目</td> <td>45,500円</td> <td>45,490～10,740円</td> </tr> <tr> <td>児童2人目以降 1人につき</td> <td>10,750円</td> <td>10,740～5,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※手当額は、「全国消費者物価指数」に合わせて毎年4月に改定 ※R6.11月分から、所得制限限度額の引上げ及び第三子の手当額が増額</p>		全部支給	一部支給	児童1人目	45,500円	45,490～10,740円	児童2人目以降 1人につき	10,750円
	全部支給	一部支給									
児童1人目	45,500円	45,490～10,740円									
児童2人目以降 1人につき	10,750円	10,740～5,380円									
	2 特別乗車券の交付<拡充>		8億5,575万円 (9億586万円)								
	児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。(世帯に1枚交付) <u>これまで利用できなかった地域交通にも乗車可能にします。</u>										
	【7年度交付見込み】12,827枚										

16	<u>区と児童相談所における児童虐待への対応の強化</u>	
本 年 度	千円 5,734,734	
前 年 度	5,336,312	
差 引	398,422	
本年度の財源内訳		
国	1,441,638	
県	106,486	
その他	24,235	
市 費	4,162,375	

事業内容

「横浜市子供を虐待から守る条例」を基に、支援策の充実や組織的対応の強化、人材育成、関係機関相互の連携強化、広報・啓発等により、総合的な児童虐待防止対策を推進します。

1 児童虐待対策の総合的な推進 <拡充>

重点 I

9億5,402万円 (8億1,268万円)

(1) 区役所の相談支援機能の強化<拡充>

6年度から、すべての妊娠婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化するため、こども家庭センター機能を区こども家庭支援課に順次設置しています。

7年度は、新たに港北区、戸塚区、瀬谷区の3区に設置し、計6区で運営します。

設置・運営にあたりサポートプラン作成等においてマネジメントの中核を担う統括支援員を配置し、体制強化を図ります。

(2) 新たな児童家庭相談システムの構築<新規>

区こども家庭支援課と児童相談所において、こどもと家庭の支援に関する情報を一元管理し、情報共有を円滑化する新たな児童家庭相談システムを構築します。これにより、業務効率化を図り、専門職による個別支援や地域支援を強化します。

(3) 多言語通訳対応の充実<拡充>

こどもとその家庭への支援を充実させるため、タブレット端末によるオンラインでの多言語通訳対応について、区役所窓口での実施に加え、新たに家庭訪問等での活用を試行実施します。

(4) こども家庭相談

こども本人からの相談や妊娠期から思春期までの子育てに関する様々な不安や悩み、不登校やいじめ、ヤングケアラーなどの幅広い内容に対して、保健師・助産師や社会福祉職などの専門職が電話相談や来所相談に応じ、情報提供や専門機関への紹介等、適切な支援を行います。

(5) 区役所における人材の育成

虐待対応における専門性強化のため、専門家による研修やスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図るとともに、区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。また、区役所へ児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医や、児童福祉の専門家を派遣し、児童虐待対応力の向上を図ります。

(6) 関係機関との情報共有、連携強化

要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、県と協力し、児童相談所と警察との迅速な連携のため、システムを活用した情報共有を行います。

(7) 親子関係形成支援<新規>

こどもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えるなど、支援が必要な保護者に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。7年度は、3区（保土ヶ谷区、港北区、戸塚区）でモデル実施します。

(8) 児童虐待防止の広報・啓発

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報啓発やSNS等を活用した広報啓発に取り組みます。また、重篤事例の検証結果を踏まえ、こどもの命の尊重や体罰によらない子育ての広報啓発に取り組みます。

2 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化<拡充>

47億8,071万円(45億2,364万円)

4か所の児童相談所で、相談や調査・支援、児童の一時保護等を実施します。また、児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

(1) 児童虐待防止対策事業<拡充>

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実

在宅での養育の安定を図るために、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組みます。(養育支援家庭訪問員：13名、養育支援ヘルパー派遣予定回数：8,882回)

ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化 **重点I**

弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を確保するとともに、一時保護施設アドボカシー事業として、引き続き外部弁護士が一時保護施設を定期的に訪問し、子どもの意見表明の機会を確保します。

エ 一時保護施設の環境の向上、原籍校への通学支援<拡充>

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定に合わせ、より安心して過ごせるように児童の権利擁護や個別的なケアを推進していきます。児童の安全に配慮しながら原籍校への通学支援を行うことで教育を受ける機会を確保します。

オ 一時保護実施時の司法審査導入への対応<新規>

令和7年6月から一時保護を実施する際に裁判所による司法審査が導入されます。司法審査に対応できるように法的対応の事務職員を配置し、体制の強化を図ります。

カ 児童相談所DX事業の推進

児童福祉司が保護者や児童との面接時等に使用するタブレット端末を増やし、助言やサポートを行う際に動画やイラストを用いて、よりわかりやすく説明できるように取り組みます。

(2) 児童相談所における人材の育成<拡充>

保育所や学校等に子どもや家庭の見守りのポイントについて助言を行い、早い段階で必要な支援窓口につなげる、アーリーヘルプが担える人材を育成します。

また、6年度に創設された「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を進めます。

(3) 児童相談所等の整備<拡充>

児童虐待相談対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るために、東部児童相談所(仮称)の新規整備を進めます(令和8年4月開所予定)。また、北部児童相談所一時保護所の空調設備更新工事及びみどりハイムの修繕のための設計を実施します。

コラム

～横浜市子供を虐待から守る条例について～

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子どもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、議員提案により平成26年6月に制定され、同年11月に施行されました。また、令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。

体罰など、子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。本条例において、横浜市、市民、保護者及び関係機関等の責務を定め、児童虐待対策の具体的な取組を明確にし、児童虐待防止及び適切な対応に取り組んでいます。

17		社会的養育の推進		事業内容
本 年 度		千円 9,161,219		<p>支援が必要な家庭で暮らす子どもや、代替養育を必要とすることもが、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養育推進計画に基づいて取組を進めていきます。</p>
前 年 度		8,435,631		
差 引		725,588		
本年度の財源内訳	国	4,096,824		<p>1 里親制度等の推進<拡充> 2億9,658万円 (2億6,836万円)</p> <p>(1) <u>里親の確保に向けた取組<拡充></u> <u>里親フォースターリング機関の体制を強化することで、これまでの制度説明会や個別相談会に加えて、アウトリーチ型の里親リクルートを充実し、担い手を増やします。併せて、里親の法定研修のほか、各種研修の実施により里親の養育力を高めます。また、里親支援センターの設置に向けた検討を行います。</u></p>
	県	56,456		
	その他	75,980		
	市 費	4,931,959		
2 養育支援の充実<拡充>				7億1,715万円 (6億1,780万円)
(1) <u>横浜型児童家庭支援センター<拡充></u>				<p>児童家庭支援センターで、相談員や心理担当職員が家庭の子育てに関する様々な相談に応じ、区役所・児童相談所など関係機関と連携し専門的な相談、支援が必要な家庭の見守りなどを行います。 <u>また、区役所・児童相談所から在宅家庭支援の要請を受けて、訪問等による指導・支援を新たに行います。</u></p>
(2) <u>子育て短期支援事業</u>				<p>保護者の病気等の理由で、一時的に家庭での子どもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の乳児院等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。</p>
3 児童措置費等<拡充>				76億1,666万円 (71億1,548万円)
児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設や里親等に措置・委託した際や、母子生活支援施設や助産施設に入所した際の、施設の運営等にかかる費用を支弁します。また、入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や経験等に応じた加算を実施し、児童の養育環境の向上を図ります。 <u>また、施設職員の専門性の向上のため、「子ども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得に係る費用（研修受講費、旅費、代替職員の配置等）を支弁します。</u>				
4 こどもの意見表明支援事業<拡充>		重点 I		1,438万円 (951万円)
児童福祉法の改正を踏まえ、意見表明支援員の児童養護施設・里親等への訪問回数を年2回に拡充し、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に定める「こどもが意見を表明する機会」を確保します。				
5 施設を退所するこども等への支援<拡充>				5億1,646万円 (4億2,447万円)
(1) <u>社会的養護自立支援拠点事業（旧「施設等退所後児童に対するアフターケア事業」）<拡充></u>				<p>施設等入退所者や、虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった人等が、社会で自立した生活を送れるよう相談支援を実施し、居場所(B4S PORT よこはま)の運営や心的ケアを行います。 <u>また、弁護士等の配置等により早期に相談できる体制の確保や、帰住先を失っている対象者を一時的に宿泊させ、食事・入浴等の提供、専門的アドバイスの実施にかかる補助を拡充します。</u></p>
(2) <u>資格等取得支援事業</u>				<p>施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得の費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。 <u><社会福祉基金を活用></u></p>
(3) <u>自立援助ホーム事業</u>				<p>義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営します。また、新規ホームの開設を支援します。</p>

18	ワーク・ライフ・バランスの推進	
	本 年 度	千円 10,654
	前 年 度	10,235
	差 引	419
本年度の財源内訳	国	—
	県	4,590
	その他	50
	市 費	6,014

事業内容

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進<拡充> **1,065万円 (1,024万円)**

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
社会全体で子育てに取り組む気運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。
- (2) 父親育児支援
地域ケアプラザ等の身近な施設及び市内企業においても父親育児支援講座を開催します。
また、ウェブサイト（ヨコハマダディ）等による情報発信を行います。



- (3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援<拡充>
結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けにセミナーを開催します。
また、高校生や大学生等の若い世代向けに、自分自身の考え方や見通しを整理するための機会や知識の提供など、ライフデザイン支援に取り組みます。

計画の推進

19	計画の推進	
	本 年 度	千円 21,549
	前 年 度	36,783
	差 引	△ 15,234
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	—
	市 費	21,549

事業内容

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」を推進するため、こどもの意見を大切にするための気運醸成に取り組むとともに、子育て世帯向けの意識調査の実施や、計画の点検・評価等のための会議を開催します。
また「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を推進するため、有識者等を含む会議を開催します。

1 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進<拡充> **2,032万円 (3,571万円)**

- (1) こどもの意見を大切にする気運醸成<拡充> **重点Ⅰ**
こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例を踏まえ、こどもの意見を社会全体で大切にしていくための広報・啓発に取り組みます。
- (2) 計画の推進に係る調査等<新規>
社会状況の変化等を踏まえ、取組内容の充実や柔軟に施策を展開していくため、ニーズの把握や事業の効果検証などの視点を盛り込んだ、子育て世帯向け意識調査等を行います。
- (3) 横浜市子ども・子育て会議の開催
有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価等に関する審議を行います。

2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進 **123万円 (107万円)**
こどもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」を開催し、計画推進のための意見聴取等を行います。

20児童手当		事業内容
本年度	千円 70,226,920	
前年度	55,734,493	
差引	14,492,427	
本年度の財源内訳	国 56,851,907	1 児童手当 重点Ⅱ
	県 6,464,383	702億2,692万円 (557億3,449万円)
	その他 7,193	
	市費 6,903,437	

1 児童手当 **重点Ⅱ****702億2,692万円** (557億3,449万円)

- (1) 対象
高校生年代までの児童
- (2) 手当額 (児童1人あたり)

3歳未満	第1・2子	月額 15,000円
	第3子以降	月額 30,000円
3歳以上	第1・2子	月額 10,000円
高校生年代まで	第3子以降	月額 30,000円

- (3) 支給月
偶数月に前2か月分を支給
- (4) 月平均児童数
475,383人

【参考】

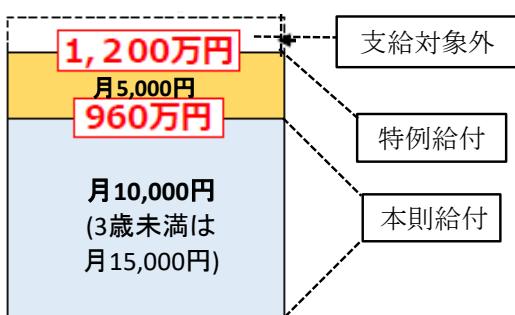
令和6年10月1日施行の児童手当法一部改正等により、所得制限の撤廃、支給期間の延長、多子世帯への手当の増額が行われました。年3回の支給が隔月(偶数月)の年6回となりました。

<改正内容>

- ①所得制限撤廃・・・所得制限を撤廃し、全員が本則給付になりました。
- ②支給期間の延長・・・支給期間を中学校修了までから高校生年代まで延長しました。
- ③多子世帯への加算・・・高校生年代までの第3子以降の支給額を、月15,000円から月30,000円に増額しました。
- ④支給回数を年6回・・・年3回であった支給を隔月(偶数月)の年6回とし、前2か月分を支給しています。

【所得制限撤廃の具体例】

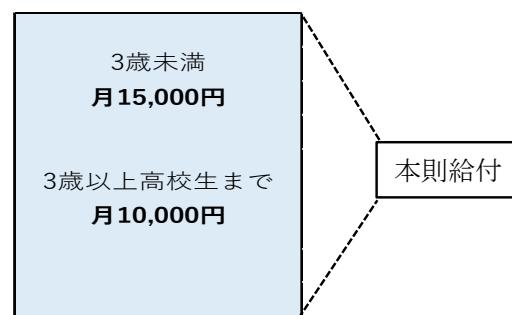
(令和6年9月分まで)



※扶養人数により、基準となる所得額は異なります。

図は扶養人数3人（児童2人、年収103万円以下の配偶者で構成される4人家族）の場合の例です。

(令和6年10月分から)



※0歳から高校生までのうち、

第三子以降は月30,000円

21	母子父子寡婦 福祉資金貸付事業 (母子父子寡婦 福祉資金会計)		<u>事業内容</u>
本 年 度	千円	320,099	(1) 対象者 ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人
前 年 度		262,575	(2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金)
差 引		57,524	(3) 貸付利子 無利子又は年利1.0%
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	一	(4) 償還について 滞納者に対しては電話・通知での償還交渉を行います。 ○期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内
	県	一	
	その他	284,606	
	市 費	35,493	(5) 貸付限度額 (例：修学資金) ○私立高校（自宅通学）：30,000円／月額 ○私立大学（〃）：72,000円／月額 ○大学院（修士課程）：88,000円／月額
			(6) 国への償還及び一般会計への繰入れ 5年度の決算において生じた剰余金について、国の定める算定方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れます。 ○国への償還額 6,821万円 (6年度：1,847万円) ○一般会計繰出金 3,403万円 (6年度：921万円)

■財源創出の取組

令和7年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づき、全庁一丸となって『創造・転換』を理念とする財源創出に取り組みました。

＜こども青少年局における主な財源創出の取組＞

事業名	財源創出の内容	財源創出額
「創造・転換」による財源創出(歳出削減の取組)		
児童手当支給事務費	児童手当の定時支給分の支払通知書の廃止時期の前倒し	51百万円
保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	私立保育所子育てひろば実施園の見直しを行い、補助金を削減	32百万円
「創造・転換」による財源創出(歳入確保の取組)		
児童手当支給事業	国費等の負担割合変更に伴う収入増	1,855百万円
保育・教育施設向上支援費	国の職員配置改善加算新設に伴う国・県の負担金の収入増	371百万円
延長保育事業	国の補助単価の増、補助対象児童の適用範囲の拡大に伴う収入増	321百万円
妊婦のための支援給付事業	国の制度改正により歳入を確保	311百万円
地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援交付金を活用した財源確保	43百万円
乳幼児健康診査事業	国庫補助を活用して、歳入を確保	40百万円
個人版ふるさと納税、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の推進		
保育所等整備事業	企業版ふるさと納税	2百万円
親と子のつどいの広場事業	企業版ふるさと納税	1百万円

■データドリブンプロジェクト

施策の所管部長を責任者とするプロジェクト形式で、ロジックモデル等のデータを活用して、施策目的と紐づく事業の関係性などを確認・検証し、施策の質を高めながら、効果的な事業への転換や類似事業の整理等の検討を行いました。

<こども青少年局におけるデータドリブンプロジェクトの取組>

施策	事業名	データドリブンプロジェクトを踏まえた整理
保育・幼児教育	横浜保育室事業助成金	給付対象施設への移行を進め国費を確保することにより、10百万円を財源創出 【分析】施設運営費の実績比較
子育て支援	保育所・幼稚園・認定こども園 子育てひろば事業	子育てひろばの非常設園制度を廃止し、市民が利用しやすい方式へ転換することにより、32百万円を財源創出 【分析】常設園・非常設園の利用実績

合計：2件、42百万円

■横浜市中期計画における政策別の予算概要掲載項目について

＜政策1＞切れ目なく力強い子育て支援～妊娠・出産期・乳幼児期～

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実】		
出産費用助成事業		P.11
出産・子育て応援事業		P.11
妊婦のための支援給付事業	拡充	P.11
妊婦等包括相談支援事業		P.11
子育て世代包括支援センター事業		P.11
妊婦・産婦健康診査事業	拡充	P.11
妊婦歯科健康診査事業		P.11
母子保健指導事業		P.11
乳幼児健康診査事業	拡充	P.12
妊娠・出産サポート事業	拡充	P.12
育児支援事業	拡充	P.12
こんにちは赤ちゃん訪問事業	拡充	P.12
乳幼児発達支援事業		P.12
視聴覚検診事業	拡充	P.12
不妊・不育相談等支援事業		P.12
妊産婦・子どもの健康相談事業		P.12
【2 地域における子育て支援の充実】		
地域子育て支援拠点事業	拡充	P.13
親と子のつどいの広場事業	拡充	P.13
保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	拡充	P.14
子育て支援者事業		P.14
親子の居場所事業（常設）従事者のための体系的な研修の実施		P.14
子育て応援アプリ「パマトコ」事業	拡充	P.14
ハマハグ推進事業		P.14
子育てタクシー普及促進事業	新規	P.14
【18 ワーク・ライフ・バランスの推進】		
ワーク・ライフ・バランスの推進	拡充	P.36
【20 児童手当】		
児童手当		P.37

＜政策2＞ 切れ目なく力強い子育て支援～乳幼児期・学齢期～

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【2 地域における子育て支援の充実】		
横浜子育てサポートシステム事業		P.13
【3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等】		
「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育	拡充	P.15
延長保育事業		P.16
市立保育所民間移管事業		P.16
横浜保育室助成事業		P.16
認可外保育施設等への助成		P.16
保育所等における業務効率化		P.16
にもつ軽がる保育園		P.16
給付費事務、保育所入所事務のDX化		P.16
指導・監査		P.16
【4 幼児教育の支援】		
私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費		P.17
私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～	拡充	P.17
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	拡充	P.17
私立幼稚園等一時預かり保育事業		P.17
私立幼稚園等補助事業		P.17
私立幼稚園等個別支援教育費補助事業		P.17
私立幼稚園等施設整備費補助事業		P.17
幼稚園教諭等住居手当補助事業		P.17
【5 多様な保育・教育ニーズへの対応】		
一時預かり事業	拡充	P.18
いざというときの一時預かり事業	新規	P.18
24時間いつでも預かり保育事業	拡充	P.18
幼稚園等における長時間預かり・一時預かり	拡充	P.19
商業・集客施設等での一時預かり促進事業	新規	P.19
こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業	新規	P.19
病児・病後児保育事業	拡充	P.19
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	拡充	P.20
障害児や医療的ケア児の受入れ推進	拡充	P.20
外国につながるこどもへの支援	拡充	P.20
【6 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保】		
保育・教育の質向上の仕組みづくり		P.21
保育・幼児教育職員等研修		P.21
保育資源ネットワーク構築事業の充実		P.21
幼保小連携・接続事業		P.22
保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保	拡充	P.22

【7 保育・教育の場の確保】		
変化する保育ニーズに応えるための既存活用策の推進		P.23
保育所等の新規整備等	拡充	P.23
保育所等における多機能化	拡充	P.24
保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信	拡充	P.24
【8 放課後の居場所づくり】		
放課後キッズクラブ事業	拡充	P.25
小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業		P.25
放課後児童クラブ事業	拡充	P.25
放課後児童サポート事業	拡充	P.25
小学生の朝の居場所づくりモデル事業	拡充	P.26
特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業		P.26
【19 計画の推進】		
こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進	拡充	P.36

<政策3> 困難な状況にある子ども・家庭への支援

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【8 放課後の居場所づくり】		
プレイパーク支援事業	拡充	P.26
【9 子ども・若者の健全育成の推進】		
青少年を育む地域の環境づくり		P.27
こども食堂等支援事業	拡充	P.27
青少年育成に携わる団体等の支援		P.27
青少年関係施設の運営等		P.27
横浜市子ども・若者支援協議会の運営		P.27
【12 困難を抱えやすい子ども・若者への支援の充実】		
青少年相談センターにおける相談・支援事業		P.30
地域ユースプラザ事業		P.30
若者サポートステーションにおける相談・支援	拡充	P.30
困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）		P.30
ヤングケアラー支援事業	拡充	P.30
寄り添い型生活支援事業		P.30
よこはま型若者自立塾		P.30
【13 ひとり親家庭等の自立支援】		
ひとり親家庭等自立支援事業	拡充	P.31
【15 児童扶養手当等】		
児童扶養手当		P.32
特別乗車券の交付	拡充	P.32
【17 社会的養育の推進】		
施設を退所する子ども等への支援	拡充	P.35
【19 計画の推進】		
横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進		P.36
【21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計）】		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		P.38

<政策4> 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【14 DV対策事業】		
DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実		P.32
若年女性支援モデル事業		P.32
女性緊急一時保護施設補助事業		P.32
加害者更生プログラムへの事業費補助		P.32
母子生活支援施設緊急一時保護事業		P.32
【16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化】		
児童虐待対策の総合的な推進	拡充	P.33
児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化	拡充	P.34
【17 社会的養育の推進】		
里親制度等の推進	拡充	P.35
養育支援の充実	拡充	P.35
児童措置費等	拡充	P.35
こどもの意見表明支援事業	拡充	P.35

<政策5> 子ども一人ひとりを大切にした教育の推進

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【5 多様な保育・教育ニーズへの対応】		
プレイフルラーニングのモデル実施	新規	P.19

<政策13> 障害児・者の支援

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【10 地域療育センター運営事業】		
地域療育センター運営事業	拡充	P.28
【11 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実】		
障害児通所支援事業等	拡充	P.29
学齢後期障害児支援事業		P.29
障害児医療連携支援事業	拡充	P.29
特別児童扶養手当支給事務費		P.29
障害児入所支援事業等	拡充	P.29

<政策35> 地域で支える防災まちづくり

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実】		
妊娠婦・乳幼児にかかる災害対策事業	拡充	P.12

■横浜市子どもの貧困対策に関する計画と令和7年度予算概要との関係

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画（4年度～8年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めていきます。

項目名	新規・拡充	掲載ページ
1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」		
寄り添い型生活支援事業		P.30
寄り添い型学習支援事業《健康福祉局》		—
放課後学び場事業《教育委員会事務局》		—
就学奨励事業《教育委員会事務局》		—
2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」		
こども食堂等支援事業	拡充	P.27
青少年相談センターにおける相談・支援事業		P.30
地域ユースプラザ事業		P.30
若者サポートステーションにおける相談・支援	拡充	P.30
困難を抱える若者に対するSNS相談事業		P.30
ヤングケアラー支援事業	拡充	P.30
困難を抱える高校生支援事業（横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援） 《教育委員会事務局》	—	—
3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」		
児童扶養手当		P.32
ひとり親家庭等自立支援事業	拡充	P.31
ひとり親世帯等に対する減免制度		—
4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」		
社会的養護自立支援拠点事業	拡充	P.35



CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん



横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年1月9日
こども青少年局
企画調整課
地域子育て支援課

子育て応援アプリ パマトコ 新たなコンテンツ追加！

オンライン申請、イベント情報、施設検索に電子母子手帳まで、横浜市で子育てするうえで必要な手続きや情報を集約した横浜市公式子育て応援アプリ『パマトコ』

令和6年7月のWEB版、10月のアプリ版リリースを経て、12月末には登録者6万人を突破!!
より便利に、より親しんでいただけるように、新たなコンテンツを追加しました。

1 追加するコンテンツ

- (1) スマホからいつでも妊娠や子育てに関する相談ができる 「妊産婦・子どもの健康相談」
- (2) 横浜の魅力再発見！！
横浜子育て応援マガジン 「横浜で見つけた みんなの“いいね！”」

2 リリース日時

令和7年1月9日（木）10時頃

3 コンテンツ概要

- (1) 妊産婦・子どもの健康相談



横浜市にお住まいの妊婦と未就学児の養育者が無料で利用できる、妊娠や子育てにかかる不安の軽減を目的とした健康に関する相談窓口です。パマトコを登録している方は、「母と子の健康相談」に関するページからご利用できます。

いつでも相談 では、「母乳が足りているか心配」などの不安に対して、オンラインフォームから相談でき、原則、24時間以内に医師や助産師から回答が届きます。

みんなの相談検索 では、医師や助産師が過去に対応した1万件以上の回答から「離乳食を食べてくれない」などの対応を、検索できます。

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上灘谷



(2) 横浜子育て応援マガジン「横浜で見つけた みんなの“いいね！”」



子育て応援マガジンでは、横浜市で子育てをする魅力等を発信し、子育て世代の市への愛着・シビックプライドの醸成、定住促進につなげます。

<主な内容>

- ・座談会、インタビューなどの特集記事（月1本更新）
- ・横浜市の事業や魅力を紹介するミニコラム（3月末：100本予定）
- ・市民も参加できる投稿コンテンツ

行政っぽくない親しみやすいサイト構成、子育て世代の目線で発信していきます。日頃、仕事や家事・育児に忙しい子育て世代の皆様が、ちょっとした隙間時間に、息抜きとして気軽にご覧ください。

『パマトコ』がより使いやすくなりました！

みなさまのご意見を踏まえ、TOP画面を改修しました！！

今後も、新たなオンライン手続きの追加など機能を拡充していきます。

パマトコの今後の展開にご期待ください！

アプリダウンロードはこちらから↓



Download on the
App Store

GET IT ON
Google Play

お問合せ先

【パマトコ全般について】

こども青少年局企画調整課担当課長 永松 弘至 Tel 045-671-4794

【妊産婦・こどもの健康相談について】

こども青少年局地域子育て支援課親子保健担当課長 奥津 秀子 Tel 045-671-4286

【子育て応援マガジンについて】

こども青少年局企画調整課担当課長 霧生 浩司 Tel 045-671-4869



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上灘谷

